

令和5年第4回吉田町議会定例会

吉田町議会会議録

令和5年12月1日 開会

}

令和5年12月15日 閉会

吉田町議会

令和5年第4回吉田町議会定例会会議録目次

第 1 号 (12月1日)

○町長挨拶	1
○開会の宣告	1
○会議録署名議員の指名	1
○会期の決定	2
○諸報告について	2
○議会閉会中の委員会活動報告	10
○議案第68号～議案第80号の一括上程、説明	12
○報告第12号の報告	27
○散会の宣告	28

第 2 号 (12月7日)

○開議の宣告	29
○議事日程の報告	29
○議案第76号の質疑	29
○議案第77号の質疑	33
○議案第78号の質疑	33
○散会の宣告	38

第 3 号 (12月12日)

○開議の宣告	39
○議事日程の報告	39
○一般質問	39
増田剛士	39
平野積	51
八木栄	66
山内均	76
○散会の宣告	89

第 4 号 (12月13日)

○開議の宣告	90
○議事日程の報告	90
○一般質問	90
増田伸介	90
大石裕之	98
蒔田昌代	107
○議案第81号の上程、説明、質疑	118
○散会の宣告	123

第 5 号 (12月15日)

○開議の宣告	125
○議事日程の報告	125
○議案第76号の討論、表決	125
○議案第77号の討論、表決	125
○議案第78号の討論、表決	126
○議案第81号の討論、表決	128
○議案第68号の質疑、討論、表決	129
○議案第69号の質疑、討論、表決	129
○議案第70号の質疑、討論、表決	130
○議案第71号の質疑、討論、表決	131
○議案第72号の質疑、討論、表決	132
○議案第73号の質疑、討論、表決	140
○議案第74号の質疑、討論、表決	140
○議案第75号の質疑、討論、表決	141
○議案第79号の質疑、討論、表決	141
○議案第80号の質疑、討論、表決	142
○静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙	142
○議員派遣について	144

○議会閉会中の継続調査について.....	1 4 4
○町長挨拶.....	1 4 5
○議長挨拶.....	1 4 5
○閉会の宣告.....	1 4 5

開会 午前 9時00分

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和5年第4回吉田町議会定例会が招集されました。議員各位には御出席をいただき、ありがとうございます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、円滑に議事を進められ、適正、妥当な議決に達せられますよう、最後まで慎重なる御審議をお願いいたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 開会に当たりまして、町長から御挨拶をいただきます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） おはようございます。

今日から師走、非常に寒い、久しぶりに本格的な冬を経験しています。師走の「師」は、先生ということのようでございますけれども、本当の意味はそうではなくて、お坊様のこと、お坊様が年末にあちらの家、こちらの家と駆けずり回る、そのさまを師走という形で、一つこんなふう聞いております。

今日からは、議員の皆さんが走り回る日でございます。どうぞよろしく申し上げます。

◎開会の宣告

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名であります。ただいまから令和5年第4回吉田町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（大石 巖君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第120条の規定によりまして、9番、増田剛士君、10番、八木 栄君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（大石 巖君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日12月1日から12月15日までの15日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は、本日12月1日から12月15日までの15日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の会期及び審議予定表のとおりでありますので、御了承願います。

◎諸報告について

○議長（大石 巖君） 日程第3、諸報告を行います。

初めに、議長報告を行います。

最初に、監査委員から例月出納検査の監査結果報告書が提出されております。写しをお手元に配付をさせていただきましたので、御了承願います。

次に、議員派遣結果についてであります。議員派遣結果報告書をお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、議会閉会中の系統議長会関係、その他に関することについてであります。9月13日水曜日、令和5年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。

審議事項では、1、令和4年度静岡県町村議会議長会事業報告、2、令和4年度静岡県町村議会議長会一般会計歳入歳出決算、3、令和6年度国の施策・予算に関する要望・提言事項、4、令和6年度県の施策・予算に関する要望・提言事項等につきまして、それぞれ審議を行い、いずれも承認をされました。

また、協議事項では、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員候補者の推薦について協議をいたしました。

10月17日火曜日、令和5年度静岡県町村議会議長会総会が静岡市内で開催されました。

初めに、令和5年度静岡県町村議会議長会表彰があり、県内の町議会から3人の議員が表彰され、栄誉を受けられました。表彰の後、令和6年度県の施策・予算に対する要望・提言書が遠藤会長から出野県副知事に対して手渡され、総会を終了いたしました。

10月24日火曜日、令和5年度志太榛原五市二町議会議長連絡協議会議員研修会が焼津市内で開催されまして、第一法規株式会社、船田忠行氏による「議員のためのコンプライアンス」と題した講演が行われました。

11月29日水曜日、第67回町村議会議長全国大会が東京のNHKホールで開催され、東日本大震災からの復興、原子力発電所事故への対応及び大規模災害対策の確立等を求める特別決議をはじめとする3つの特別決議及び令和6年度国の予算編成及び施策に関する要望28項目並びに地区要望9項目の決議などが採択されました。

また、閉会后、フリーキャスターで事業創造大学院大学客員教授であります伊藤聡子氏に

よる「地域から輝く日本へ～未来への選択と責任」と題した講演が行われました。

会議への出席に関する報告は、以上のとおりであります。

最後に、本定例会へ説明員として委任または嘱託され、出席する者の職・氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

以上で議長報告を終わります。

続いて、町長の行政報告を行います。

お聞き取りのほど、よろしく願いいたします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和5年第4回吉田町議会定例会の開会に当たりまして、町政運営の概要等について御報告申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が5類に引き下げられてから、3年ぶりや4年ぶりという様々な会合やイベントが、行政のみならず地域においても続々と開催され、パソコンの画面越しでは分からない表情や場の雰囲気などが感じられるような、コロナ禍前は日常だった人との交流が、今では新鮮にさえ感じてしまうときがございます。そこには、ふだん会えない人との再会やイベントを開催することができる喜び、達成感、そして何よりも、たくさんの笑顔があふれております。

先月にありましては、大勢の人でにぎわった小山城まつりに続き、11月19日には、吉田町自治会連合会が主催するグラウンドゴルフ大会が開催され、小山城前の芝生広場に自治会役員、町内会長、町議会議員の皆様と役場職員などが一堂に会し、抜けるような青空の下で、皆が和気あいあい、生き生きと楽しみながら笑顔でプレーする姿を拝見し、対面で交流することの大切さを改めて深く実感したところでございます。

こうした地域のつながりは、町づくりにおいても、防災対策においても必要不可欠なものであると思っておりますので、これまでコロナ禍の3年間で及ぼした影響を注意深く見極めていくとともに、地域のつながりを確かめ、しっかりと結びつけながら、皆様と共に町づくりを進めてまいりたいと考えております。

さて、川尻海岸防潮堤が完成し、新たな安全が創出されてから1年半が過ぎ、朝晩のウォーキングなどに御利用いただくなど、皆様の生命と財産を守る防潮堤が、少しずつ皆様の生活の中に溶け込んできている様子が見えそうです。

本年度は、吉田漁港多目的広場にトイレや照明、駐車場などを整備しており、年度末の完成後には、憩いの場として、さらに多くの皆様に利用していただき、にぎわい創出の場となるような基盤整備に取り組んでおります。

このように、町のシーガーデンシティ構想におけるシーガーデンの整備は、川尻海岸防潮堤の完成により、沿岸地域における新たなにぎわいの創出へとシフトし、現在は、県営吉田公園周辺の未利用地の整備について検討を進めているところでございます。

今後は、この用地をどう活用し、どうしたら地域の皆様と民間事業者、そして町とが連携して、にぎわい創出に向けた事業を展開することができるかを模索してまいります。そして、民間の力を借りながら、魅力あふれる多様な交流を生む町をつくり上げていくため、官民連携の仕組みを構築しながら、皆様の心を魅了する様々な施策を展開してまいりたいと考えております。

それでは、令和5年度に入り8か月が経過しました本年度の主な事業の進捗状況につきまして御報告申し上げます。

初めに、「災害に強く安全・安心に暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、吉田漁港におけるレベル2の津波対策について御報告申し上げます。

吉田漁港におけるレベル2の津波対策につきましては、胸壁や陸間などの海岸保全施設と多目的広場などの漁港施設との多重防護により1,000年に一度の大津波に対応するための整備を進めております。本年度は、吉田漁港多目的広場上部にトイレや照明、駐車場などを整備する工事を進めており、年度末までに完成する見込みでございます。

次に、津波浸水想定シミュレーションについてでございます。

町内を流れる河川の津波遡上シミュレーションの業務委託につきましては、予定していた資料収集を終え、現在は、大井川と坂口谷川において想定される最大規模の津波の遡上シミュレーションを進めているところでございます。今後は、このシミュレーションの結果を踏まえ、大井川と坂口谷川の堤防のかさ上げについての整備方針を固めてまいります。

次に、治水対策推進事業についてでございます。

坂口谷川流域の治水対策につきましては、坂口谷川水災害対策プランに基づき、本年度は、住吉地区における浸水被害の軽減に向けて、宮裏川の河口部に設置している3号ポンプを増強するための測量設計業務を進めております。現在は、測量業務がおおむね完了し、来年度以降のポンプ設置工事に向けた設計業務を進めるとともに、河川管理者であります県と放流協議を行っているところでございます。

湯日川流域の治水対策につきましては、町が管理する準用河川と普通河川などにおける治水対策についての検討業務を進めております。現在は、過去の大雨などからの解析モデルを作成し、そのモデルを基にシミュレーションの実施や対策案の抽出・検討を行っており、今後は対策について計画を策定する予定でございます。策定に当たりましては、流域治水の考えの下、浸水被害の軽減につながる効果的な計画となるよう事業を進め、治水対策の強化を図ってまいります。

次に、河川改修事業についてでございます。

河川の流下能力を高めるため、国の交付金を活用しながら令和4年度の繰越事業として進めております大窪川改修工事につきましては、出水期明けの11月から着手し、本年度末までに計画どおり約40メートルの区間の護岸整備を完了する予定でございます。

次に、木造住宅の耐震化プロジェクトTOUKAI-0についてでございます。

本年度は、これまでの旧耐震基準で建築された住宅の158戸を訪問し、県や静岡県建築士会の協力をいただきながら、リーフレットなどを用いて、耐震化や補助制度について説明をしてまいりました。こうした取組により、11月の末時点で無料耐震診断に11件の申込みをいただいております。木造住宅の耐震補強に7件、ブロック塀等撤去事業に14件の申請をいただいております。

今後も引き続き、戸別訪問等を通して補助制度や耐震の必要性などを呼びかけることにより、ブロック塀等撤去を含めた耐震化促進事業の実施につなげ、地震に強いまちづくりを推進してまいります。

次に、総合防災訓練についてでございます。

本年度の総合防災訓練は、9月3日に大規模地震の発生を想定して、町や各自主防災会の

訓練計画に基づいて実施し、約9,000人が参加いたしました。今回の重点項目の一つでもありますデジタル技術を活用した訓練として、町内小・中学校の体育館に整備しましたWi-Fi設備を活用し、インターネット接続を確認する訓練を行ったほか、各自主防災会においては、LINEを活用した情報伝達訓練などが行われました。

また、12月3日には、地震や津波災害のほか、風水害による被害のリスクを踏まえた地域防災訓練の実施を予定しております。地域の実情に応じた防災体制の確立と町民の防災意識の高揚による減災を実現するため、各自治防災会において、それぞれの訓練計画を作成しておりますので、町といたしましては、自分自身と家族の命を守る自助や皆で助け合い支え合う共助を実践する訓練が実施できるよう協力し、さらなる地域防災力の向上に努めてまいります。

次に、犯罪被害者等支援制度についてでございます。

誰もが犯罪被害者などになり得る状況にあっても、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するため、社会全体で犯罪被害者などを支える町づくりが必要となっており、自治体においては、各種支援制度の案内や関係機関などにつなぐ相談窓口の設置、見舞金の支給など、支援体制の整備が求められております。

町といたしましては、現在、吉田町犯罪被害者等支援条例の制定に向けた準備を進めており、犯罪被害者などに対する取組姿勢や支援策を明確にするとともに、被害者の皆様が相談しやすい環境を整え、静岡県警をはじめ他機関との連携強化を図りながら、切れ目のない支援が受けられるよう制度を構築してまいります。

続きまして、「誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくり」に関連する事業のうち、住民税非課税世帯生活支援特別給付金について御報告申し上げます。

物価高騰による負担が大きい低所得世帯の負担軽減を図るため、令和5年度分の住民税均等割が非課税の世帯などに対し、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、1世帯3万円を給付する住民税非課税世帯生活支援特別給付金事業を実施いたしました。この事業は、6月1日を基準日として、給付の対象となる世帯へ確認書を発送するとともに、7月3日から9月29日までの期間に申請を受け付け、10月までに1,493世帯に対して給付を完了したところでございます。

また、現在、国の重点支援地方交付金の低所得世帯支援枠を追加拡大する方針が示されておりますので、町といたしましては、今後の動向を注視し、対象者にスムーズに給付できるよう対応してまいります。

次に、第4期障害者計画及び第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定についてでございます。

障害者の皆様が住み慣れた地域や家庭の中で明るく充実した日々を送ることができ、その尊厳を保持しながら心豊かな人生を過ごすことができるよう、町では様々な計画を策定し、障害者施策を推進しております。平成30年度に策定しました第3期吉田町障害者計画につきましては、計画期間が本年度をもって終了しますことから、引き続き計画的に施策を推進していくため、現在は令和6年度を初年度とする第4期吉田町障害者計画の策定を進めております。

また、この障害者計画に定められた障害福祉サービスの実施計画として位置づけられております第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画につきましても、本年度をもって計画期

間が終了しますことから、こちらも同じく、令和6年度を初年度とする第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定を進めているところでございます。

策定に当たりましては、7月から8月にかけて実施しましたアンケート調査の結果や国・県の動向を踏まえるとともに、上位計画であります総合計画や地域福祉計画に基づいて素案を作成し、障害者団体や福祉施設の代表者などで構成する吉田町障害者児福祉推進委員会における協議やパブリックコメントにおいて、皆様から御意見をいただきながら、本年度末までに計画を策定し、引き続き障害者の皆様が安心して自立した生活ができるよう、様々な施策に取り組んでまいります。

続きまして、「活力あふれる産業振興のまちづくり」に関連する事業のうち、商工業振興事業費補助金について御報告申し上げます。

原材料や食料品価格などの物価高騰対策として、消費の下支えや町内事業者を支援するため、吉田町商工会が実施しております第6弾のプレミアム付商品券発行事業に対しまして、商工業振興事業費補助金の交付による事業支援を行っております。

このプレミアム付商品券の販売につきましては、前回と同様に、町から事前に購入引換券を郵送して、11月18日から先行販売を実施し、4日間で完売したところでございます。この商品券は、来年2月29日を使用期限としており、町といたしましては、これまでと同様に、このプレミアム付商品券発行事業が町民の皆様の生活支援や町内事業者の事業継続につながることを期待しております。

次に、水産物供給基盤機能保全事業についてでございます。

水産物供給基盤機能保全事業により実施しております港内泊地しゅんせつ工事につきましては、漁船が安全に航行できるよう、漁港内に堆積した土砂をしゅんせつするもので、来年2月下旬の完成を目指し、現場に着手したところでございます。

続きまして、「魅力あふれる多様な交流を生むまちづくり」に関連する事業のうち、シーガーデンの整備について御報告申し上げます。

シーガーデンの整備につきましては、現在、シーガーデンシティ構想に掲げる「沿岸部における新たなにぎわい」を創出するため、県営吉田公園周辺の未利用地について整備を進めているところでございます。この整備につきましては、施設計画案の作成のほか、民間の活力を最大限に活用するため、官民連携手法の導入可能性調査を実施する事業者を公募型のプロポーザル方式によって選定し、10月に契約を締結したところでございます。

今後は、民間事業者の事業参画について、ヒアリングを実施して意向を把握するとともに、吉田町商工会などとワークショップを開催し、どのように地域と民間事業者、町が連携して事業を展開することができるかを模索しながら、官民連携の仕組みを構築してまいります。

次に、町内を走る新しい交通についてでございます。

町では、吉田町地域公共交通計画に基づき、町民の皆様が気兼ねなく町内を移動できるような公共交通の仕組みづくりに取り組んでおり、その取組の一つとして、10月からオンデマンド型乗合タクシー“ぎゅっと”カーよしだの実証実験を実施しております。運行を開始した10月2日から11月20日までの50日間で、延べ152人の皆様に御利用いただき、会員の登録者数につきましては、11月20日時点で、10代から90代までの390人となっております。

来年1月からは、現在行っている日中の運行に加え、朝と夜の運行を加えて実施してまいります。今後も、さらに多くの皆様に利用していただけるよう、パンフレットの配布や町ホ

ホームページ、町公式LINEで利用を呼びかけるなど、様々な方法により周知を図りながら、事業を進めてまいります。

次に、町内道路整備事業についてでございます。

大幡川幹線道路整備事業につきましては、来年度からの本格的な事業着手に向け、整備計画の検討業務について、9月に委託契約を締結しましたので、地元や関係地権者の皆様と調整を行いながら、事業の進捗を図ってまいります。

三軒屋西の宮線道路整備事業につきましては、東名川尻幹線から西の宮線までのうち、延長約110メートル区間の道路改良工事について、9月に契約を締結し、本年度中の完成に向けて工事を進めているところでございます。

下片岡山通り線道路整備事業につきましては、片岡橋の右岸につながる延長約65メートルの歩道改良工事について、先月中旬から着手しており、早期の完成に向けて工事を進めてまいります。

中瀬北原1号線の道路整備事業につきましては、展望台小山城へのアクセス向上を目的として、東名片岡辻3号線から西側約180メートルの区間において道路を拡幅するもので、9月に測量設計業務の契約を締結しましたので、来年度以降の用地取得に向けて業務を進めてまいります。

次に、橋梁維持補修事業についてでございます。

橋梁の適切な維持管理のため、国の補助を受けながら長寿命化計画に基づく橋梁点検を実施し、順次、補修のための設計や工事を実施しております。

川尻地区の富士見新橋補修工事につきましては、10月中旬から着手し、ひび割れの補修や伸縮装置の取替え工事がおおむね完了したところでございます。問屋南橋補修工事につきましては、9月に委託契約を締結し、11月中旬から着手しており、早期の完成を目指して補修を進めてまいります。

次に、ふるさと納税推進事業についてでございます。

本年度で8年目を迎えるふるさと納税推進事業につきましては、10月末時点において7億9,073万9,000円と、昨年の同時期と比べ4億2,245万2,000円を上回る寄附を頂いている状況でございます。寄附額が増加している要因としましては、事業者の皆様にご継続して返礼品の充実に取り組んでいただいているほか、ウェブサイトのキャンペーンを活用した効果的なPRの実施に加え、10月の制度改正が大きく影響したものと考えております。

今後は、この駆け込み需要の反動や年末に向かって予想される寄附額の増加などの動向を注視し、場合により補正等の必要な措置を講じるとともに、事業者の皆様とさらなる連携を図りながら、事業の推進を図ってまいります。

続きまして、「次代を担う心豊かな人を育むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町教育元気物語TCPトリビンスプランの主な事業について御報告申し上げます。

教職員の研修体制の充実につきましては、教職員の資質や能力向上のため、町教育委員会が様々な研修会を実施しており、9月には、住吉小学校でICTの利活用に向けたGIGA参観日を開催し、全国の教職員などが100人以上参加されました。町がGoogle for Educationパートナー自治体に選定されたことにより実現したこの研修会では、グーグル合同会社のミラー・スチュアートアジア太平洋地域マーケティング統括部長の講演や信州大学の佐藤和紀准教授から指導をいただきました。

また、同月には、東北大学大学院及び東京学芸大学の堀田龍也教授をお招きし、町内全ての小・中学校の授業と各校代表教職員によるシンポジウムを御覧いただいた上で、授業改善に向けた様々な指導をいただきました。さらに、11月には、吉田中学校や中央小学校で公開授業研修会を開催し、町内外の教職員が参加して、佐藤准教授からも指導をいただいたところでございます。このような研修会は、来年1月に住吉小学校においても開催する予定で準備を進めております。

文部科学省が実施するリーディングDXスクール事業につきましては、町内全ての小・中学校が指定を受け、学校現場におけるICTのふだん使いを全国に普及させていく役割を担っておりますことから、本年度は、これまでに県内外35市町の視察を受け入れているところでございます。この事業では、各校における研修会や教職員の先進地視察に係る経費などが国費で補助されるとともに、町教育委員会は、こうした様々な視察を受け入れることにより、教職員の授業力の向上に努めることとしております。

次に、吉田中学校における部活動の地域移行についてでございます。

町教育委員会では、令和8年度をめどに、休日の部活動から段階的に移行していくことを基本とした方向性を示しており、その方向性については、4月に設置しました吉田町部活動の在り方協議会で協議していくこととしております。

10月に開催しました2回目の協議会では、地域移行のスケジュールや具体的な課題、今後の方向性について協議が行われ、委員の皆様からは様々な観点から、部活動の地域移行に関する諸課題に対して意見が出されました。今後は、それらを踏まえた上で、地域移行の具体的なスケジュールと実現可能な方向性などを示していくこととしております。

次に、吉田町教育大綱の策定についてでございます。

本年度策定を進めております令和6年度から令和9年度までを期間とする吉田町教育大綱と今後における吉田町教育元気物語TCPトリビンスプランの在り方につきましては、11月22日に開催しました第2回吉田町総合教育会議において、私と町教育委員会とで協議や調整を行いました。この会議の中では、学校や地域などの有識者から成る吉田町教育推進委員会や教育委員会における協議を踏まえて作成しましたそれぞれの素案について協議をし、合意をいたしました。

次期の吉田町教育大綱につきましては、現大綱の5つの基本方針を踏襲し、それをより簡潔明瞭に書き表すとともに、国の第4期教育振興基本計画などを参酌して重点施策などを見直し、TCPトリビンスプランにつきましては、子供、教職員、保護者が共に元気になり、3者にとって魅力ある教育を実現することを3者に係る共通目標として新たに掲げ、さらに、今後取り組む予定の施策を明記いたしました。これらの素案につきましては、今後パブリックコメントなどを経て、第3回総合教育会議において最終的に決定し、令和6年度から施行する予定でございます。

続きまして、「豊かな自然と共生するまちづくり」に関連する事業のうち、上水道事業について御報告申し上げます。

上水道の整備につきましては、静岡県生活基盤施設耐震化等補助金を活用し、配水本管の耐震化を進める基幹管路耐震化事業、漏水事故による被害の軽減や有収率の向上を図るために老朽管を耐震管に布設替えする老朽管布設替事業、県の道路改良に伴う配水管の布設事業を進めているところでございます。

工事は、それぞれ年度内の完了に向けて、おおむね順調に進んでおりますが、県の道路改良に伴う配水管布設事業につきましては、県の道路改良工事が来年度に繰り越される予定であり、道路築造と同時に施工する本町の水道管布設工事につきましても、県と同様に来年度に繰り越す予定でございます。

次に、公共下水道事業についてでございます。

公共下水道事業の施設整備につきましては、社会資本整備総合交付金を活用して事業を進めております。

浄化センターにつきましては、債務負担行為を活用した自家発電機設備に係る工事、令和4年度の繰越事業であります土木施設更新工事、本年度に発注しました建築改修工事と電気設備更新工事を実施しており、いずれの工事も順調に進捗しております。

管渠につきましては、令和8年度までに整備が完了するよう事業を進めており、本年度は債務負担行為を活用した3件の工事が既に完了し、住吉地区、川尻地区における管路布設工事、滞水を解消するための管渠更新工事のいずれも順調に進捗しております。

また、昨年度に引き続き、施工時期の平準化を進めるため、管渠整備に係る債務負担行為を設定するための補正予算を本議会定例会に上程させていただいております。

次に、浄化槽設置費補助金交付事業についてでございます。

浄化槽設置費補助金交付事業につきましては、合併処理浄化槽への転換を促進するため、本年度は国庫補助制度に歩調を合わせた制度に改めるとともに、予算を大幅に増額して実施しており、現時点で合併処理浄化槽の新設申請と比べ、2倍ほどの申請をいただいている状況でございます。今後も引き続き、さらなる転換の促進を図るため、補助制度のPRに努めてまいります。

次に、公営企業に関する取組についてでございます。

公営企業に関する取組につきましては、水道事業経営と下水道事業経営の効率化や利用者へのサービス向上を目的として、水道メーターの検針や水道料金・下水道使用料の収納などの業務を民間事業者へ委託するため、公募型プロポーザル方式により受託者を選定し、9月に株式会社フューチャーインと委託契約を締結したところでございます。来年1月から業務を開始できるよう着実に準備を進め、民間のノウハウによる業務の効率化により、最適な公共サービスが提供できるよう努めてまいります。

次に、吉田町環境基本計画等の策定についてでございます。

良好な地域環境を保全していくことを目的に進めております吉田町環境基本計画、地球温暖化防止実行計画、生物多様性地域戦略の策定につきましては、10月に吉田町環境基本計画に関するアンケート調査を実施し、多くの町民の皆様から回答をいただいたところでございます。今後は、このアンケート調査の結果を参考にするとともに、町を取り巻く自然的環境や社会的環境などの調査を行い、来年度末までの完成に向け、3つの計画の策定を進めてまいります。

続きまして、「行政と住民が一体となって取り組むまちづくり」に関連する事業のうち、吉田町広報大使の設置について御報告申し上げます。

町のイメージを高めて知名度を向上させるなど、シティプロモーションの強化を図るため、吉田町広報大使を設置いたしました。この大使の第1号には、インスタグラムやユーチューブなどのSNS、テレビ、ラジオなど幅広く多数のメディアで活躍するひかりんちゃんに

就任していただき、11月3日に開催した第37回小山城まつりにおいて、大使就任のセレモニーを行ったところでございます。今後、ひかりんちょさんには、大使としてイベントなどへの出演や、自身のSNSを通じて町の魅力や取組、観光情報などを積極的に発信していただき、町内外に広く吉田町をPRしてまいります。

以上、本年度の主な事業の進捗状況を御報告させていただきました。

町では現在、令和6年度の当初予算編成を進めているところでございますが、原油価格や物価高騰が続く中、町税などの歳入が引き続き不透明な状況であるとともに、歳出においては、社会保障関連経費や経常経費の増大などにより、今後の財政運営はさらに厳しいものになることが予想されます。

このような状況でありましても、令和6年度は、現在策定中の第6次吉田町総合計画がスタートする大変重要な節目の年でございます。国・県の動向を注視し、歳入の確保に努めるとともに、限られた財源を最大限有効に活用しながら、これまでに町が最重要施策として取り組んでまいりましたシーガーデンシティ構想を引き続き推し進めることにより、確固たる安全を確保し、さらに、豊かで勢いがあり心を魅了する町を実現するため、全力で町政運営に取り組む所存でございます。

町民の皆様をはじめ、議員各位におかれましては、こうした町の姿勢を御理解いただき、町政運営に対するより一層の御支援、御協力を賜りますことをお願い申し上げ、本議会定例会の行政報告といたします。

○議長（大石 巖君） 町長、御苦労さまでした。

◎議会閉会中の委員会活動報告

○議長（大石 巖君） 日程第4、議会閉会中の委員会活動報告を総務文教常任委員会委員長から報告をお願いいたします。

3番、盛 純一郎君。

〔総務文教常任委員会委員長 盛 純一郎君登壇〕

○総務文教常任委員会委員長（盛 純一郎君） 3番、盛です。

総務文教常任委員会より、議会閉会中の委員会活動についての報告を行います。

所管事務調査、地域教育推進事業について、10月23日月曜日の委員会では、協議により、各3か所、小学校で実施する放課後子ども教室の視察を行うことを決定しました。

11月14日火曜日、自彊小学校の放課後わくわく教室を視察、11月17日金曜日、中央小学校のどんぐり教室を視察。教室運営や児童の様子を確認するほか、担当課職員や現場指導の方からも現状を聞くことができました。

また、視察後の協議により、本定例会中の委員会において、学校教育課と生涯学習課に、コミュニティスクール制度や地域教育分野に関する諸質問につき、説明を求めることを決定しました。

以上、総務文教常任委員会の報告とします。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

それでは、続きまして、産業建設常任委員会委員長から報告をお願いします。

8番、山内 均君。

〔産業建設常任委員会委員長 山内 均君登壇〕

○産業建設常任委員会委員長（山内 均君） 産業建設常任委員会より、議会閉会中の調査活動について報告します。

産業建設常任委員会での所管事務調査、空き家等対策の推進について。

令和5年10月5日午前8時57分から午前11時6分まで、委員6人、番外1人、事務局2人の出席で委員会を開会した。

協議事項は、所管事務調査、空き家等対策の推進についてです。

1、前回の委員会で決定した9項目の質問に対する都市環境課の回答を受け、再質問を行った。

9項目は、1、空き家対策委員会の設置目標とスケジュール。

2、民間との連携。

3、空き家バンク制度の詳細説明。

4、特定空き家認定までの期間。

5、移住・定住以外に町が考えていること。

6、今後の空き家調査予定。

7、空き家57件の内容。

8、空き家バンクへの登録。

9、空き家に対する苦情など。

特に空き家等対策の推進には、移住・定住が関係することから、次の委員会で企画課から移住・定住について説明を求めることに決定をした。

次回委員会は10月27日に開会することを決定し、閉会をした。

令和5年10月27日午後1時27分から午後3時30分まで。委員会6人、番外1人、事務局2人の出席で委員会を開会した。

協議事項は、同様に空き家対策等の推進についてです。

1、企画課から空き家等対策の推進に関連する移住・定住について説明を受けた。

1、吉田町移住・就業支援金は継続をする。吉田町の移住・定住の促進は、東京圏内（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）に限られることや、吉田町に移住して就業し起業した者に対し移住・就業支援金を交付する。また、令和5年度吉田町若年世帯新築住宅対応補助金制度は、令和5年12月末をもって終了することが確認できた。

2、都市環境課からは全国の空き家対策における事例や情報を、また、委員からは他県の情報提供を受けた。

3、今後の調査の進め方について協議をした。町が把握している空き家の状況の現地調査が実施可能か確認することを決定して委員会を閉会した。

令和5年11月20日午後1時27分から午後3時40分まで、委員6人、番外1人、事務局2人

の出席で委員会を開会した。

1、都市環境課に委員会へ出席をしていただき、町が把握している空き家57件、空き家バンク登録1件について説明を受けた。

1、町が把握する空き家57件は、個人情報保護条例に該当するため、町からの情報提供はできない。空き家バンク登録済みの物件については、所有者の許可を得れば調査をできる。令和5年度の空き家バンク登録件数は1件であるが、入居済みであるなどが確認できた。

2、今後の調査の進め方について協議をした。県下の情報や調査対象となる自治体を比較検討しながら、近隣自治体の取組を調査していくことを決定した。

次回委員会は、12月8日午前9時から委員会を開会することを決定して、委員会を閉会した。

以上が産業建設常任委員会の活動報告です。

○議長（大石 巖君） 報告が終わりました。

委員長報告に対する質疑を許します。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

委員長、御苦労さまでした。

◎議案第68号～議案第80号の一括上程、説明

○議長（大石 巖君） 続きまして、会議規則第35条の規定によりまして、日程第5、第68号議案から日程第17、第80号議案までの13議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和5年第4回吉田町議会定例会に上程されました議案の概要につきまして御説明申し上げます。

今回上程されました議案は、条例の一部改正について8件、補正予算について3件、規約の変更について1件、人事案件1件の合計13件でございます。

それでは、各議案につきまして御説明申し上げます。

第68号議案は、吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正に伴いまして、同法を引用している規定に所要の変更を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

第69号議案は、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、国の制度改正に伴いまして、出産する被保険者に係る産前産後期間の均等割額等の軽減措置を規定する内容の条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでござい

います。

第70号議案は、吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に公布されましたことに伴いまして、法改正に沿った所要の変更を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

第71号議案は、吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正に伴いまして、同法を引用している規定に所要の変更を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

第72号議案は、吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、印鑑登録証明書の申請方法にスマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加するため、所要の変更を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

第73号議案は、吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、人事院勧告に伴い、一般職の職員の給料表の水準及び期末勤勉手当につきまして、国家公務員の制度改正に準じた改正をする内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

第74号議案は、特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、一般職の職員の期末勤勉手当の改正に準じて、特別職の職員で常勤のものの期末手当を改正する内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

第75号議案は、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本議案は、特別職の国家公務員の期末勤勉手当の改正に準じまして、議会議員の期末手当を改正する内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

第76号議案は、令和5年度吉田町一般会計補正予算（第5号）についてでございます。

本議案は、令和5年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,301万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ140億4,213万5,000円とするとともに、繰越明許費の設定をする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第77号議案は、令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和5年度の吉田町国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ27億7,861万8,000円とする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第78号議案は、令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてでございます。

本議案は、令和5年度の吉田町公共下水道事業会計予算に債務負担行為の設定をする補正予算をお認めいただくとするものでございます。

第79号議案は、静岡県市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約についてでございます。

本議案は、静岡県市町総合事務組合の構成団体である浜名湖競艇企業団が令和6年4月1日から名称を浜名湖ボートレース企業団に変更することとなりましたことから、同組合の規約に所要の変更を行うことにつきまして、お認めいただくとするものでございます。

第80号議案は、吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについてでございます。

本議案は、吉田町片岡1708番地の1、塚本雅士氏を吉田町固定資産評価審査委員会の委員に選任することにつきまして、議会の御同意をお願いするものでございます。

以上が上程されました13議案の概要でございます。

詳細につきましては担当課長から御説明申し上げます。

それでは、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、各担当課長から詳細なる説明を順次お願いいたします。

初めに、総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課からは、第68号議案、第73号議案から第75号議案まで並びに第79号議案及び第80号議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第68号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は1ページ及び2ページ、参考資料ナンバー1を御覧ください。

本議案は、新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正されたことに伴いまして、吉田町職員の給与に関する条例において引用している同法の条ずれに対応する内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料を御覧ください。

第15条の9第1項中、第44条を第26条の8に改めるものでございます。

附則は、この条例は公布の日から施行するものと規定しております。

続きまして、第73号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書は15ページから24ページ、参考資料ナンバー6を御覧ください。

本議案は、人事院勧告に基づき改正された一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が可決されたことを受けまして、本条例につきましても、国家公務員に準じた改正を行う内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

本年度の人事院勧告の内容は、大学卒業の採用職員の初任給を1万1,000円、高校卒業の採用職員の初任給を1万2,000円引き上げるとともに、俸給表については、若年層に重点を置き、平均改定率1.1%の引上げ、また、特別給については、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数をそれぞれ0.05月分引き上げるというものでございます。

人事委員会を持たない当町においては、給料体系は基本的に国家公務員と同じものとして

おり、勤務条件についても、これまで人事院勧告に基づく国家公務員の制度改正と同様の改正を行ってきておりますことから、本条例改正につきまして、お認めいただこうとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の1ページを御覧ください。

第1条、吉田町職員の給与に関する条例の一部改正は、第15条の5第1項に規定されている一般職の期末手当の支給率につきまして、100分の120を6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125に改め、同条第3項に規定されている定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率につきまして、100分の67.5との次に100分の125とあるのは100分の70とを加えるものでございます。

また、第15条の8第2項第1号に規定されている一般職員の勤勉手当の支給率につきまして、100分の100を6月に支給する場合は100分の100、12月に支給する場合は100分の105に改め、同項第2号に規定されている定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率につきまして、100分の47.5を6月に支給する場合には100分の47.5、12月に支給する場合には100分の50に改めるものでございます。

また、別表第1及び別表第2に規定されている行政職給料表及び技能労務職給料表につきましては、民間の初任給との格差を是正するための改正を行うものでございます。

参考資料の16ページを御覧ください。

第2条、吉田町職員の給与に関する条例の一部改正は、第15条の5第2項に規定されている一般職員の期末手当の支給率につきまして、6月に支給する場合には100分の120、12月に支給する場合には100分の125を100分の122.5に改め、同条第3項に規定されております定年前再任用短時間勤務職員の期末手当の支給率につきまして、100分の120とあるのは100分の67.5、100分の125とあるのは100分の70を、100分の122.5とあるのは100分の68.75に改めるものでございます。

また、第15条の8第2項第1号に規定されている一般職の勤勉手当の支給率につきまして、6月に支給する場合には100分の100、12月に支給する場合には100分の105を100分の102.5に改め、同項第2号に規定されている定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当の支給率につきまして、6月に支給する場合は100分の47.5、12月に支給する場合は100分の50を100分の48.75に改めるものでございます。

参考資料の17ページを御覧ください。

第3条、吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、第7条第1項に規定する給料表につきまして、改正を行うものでございます。また、第8条第2項中、100分の165との次に100分の125とあるのは100分の175とを加えるものでございます。

参考資料の18ページを御覧ください。

第4条、吉田町職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正は、第8条第2項中、100分の120とあるのは100分の165と、100分の125とあるのは100分の175を、100分の122.5とあるのは100分の170に改めるものでございます。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条及び第4条の規定は令和6年4月1日から施行すると規定しております。

附則第2項は、第1条及び第3条の規定による改正後の条例は、令和5年4月1日から適

用すると規定しております。

附則第3項は、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による支給の内払いとみなすと規定しております。

続きまして、第74号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書25ページ及び26ページを御覧ください。参考資料はナンバー7になります。

本議案は、一般職の期末勤勉手当について、年間支給月数を0.1月分引き上げることに準じて、特別職の期末手当についても0.1月分引き上げる内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の1ページを御覧ください。

第1条は、第2条第2項に規定されている期末手当の支給率につきまして、100分の220を6月30日に支給する場合においては100分の220、12月10日に支給する場合においては100分の230に改めるものでございます。

第2条は、第2条第2項の期末手当の支給率につきまして、6月30日に支給する場合においては100分の220、12月10日に支給する場合においては100分の230を100分の225に改めるものでございます。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行すると規定しております。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例は令和5年4月1日から適用すると規定しております。

附則第3項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすと規定しております。

続きまして、第75号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

議案書27ページ及び28ページ、参考資料ナンバー8を御覧ください。

本議案は、特別職の国家公務員の期末勤勉手当の引上げに準じて、議会議員の期末手当を0.1月分引き上げる内容の条例改正につきまして、お認めいただくとするものでございます。

それでは、条例の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の1ページを御覧ください。

第1条は、第4条第2項に規定されている期末手当の支給率につきまして、100分の165を6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175に改めるものでございます。

第2条は、第4条第2項の期末手当の支給率につきまして、6月に支給する場合においては100分の165、12月に支給する場合においては100分の175を100分の170に改めるものでございます。

附則第1項は、この条例は公布の日から施行するものとし、第2条の規定は令和6年4月1日から施行すると規定しております。

附則第2項は、第1条の規定による改正後の条例は令和5年4月1日から適用すると規定

しております。

附則第3項は、改正前の条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による支給の内払いとみなすと規定しております。

続きまして、第79号議案 静岡州市町総合事務組合同規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

議案書32ページ及び33ページ、参考資料ナンバー10を御覧ください。

本議案は、静岡州市町総合事務組合の構成団体であります浜名湖競艇企業団が令和6年4月1日から名称を浜名湖ボートレース企業団に変更することに伴いまして、組合同規約に所要の変更を行う内容の規約変更につきまして、お認めいただくとするものでございます。

それでは、規約の内容につきまして御説明申し上げます。

参考資料の1ページを御覧ください。

別表第1中、浜名湖競艇企業団を浜名湖ボートレース企業団に改めるものでございます。

参考資料の2ページを御覧ください。

別表第1と同様に、別表第2中、浜名湖競艇企業団を浜名湖ボートレース企業団に改めるものでございます。

附則は、この規約は令和6年4月1日から施行すると規定しております。

続きまして、第80号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて御説明申し上げます。

議案書34ページを御覧ください。

本議案は、現在、吉田町固定資産評価審査委員会の委員であります塚本雅士氏が本年12月16日をもって任期満了となりますことから、引き続き塚本氏を吉田町固定資産評価審査委員会の委員に選任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定に基づきまして議会の御同意をお願いするものでございます。

塚本氏の住所は吉岡町片岡1708番地の1、氏名は塚本雅士、生年月日は昭和24年1月1日で、現在74歳でございます。

委員の任期は、本年12月17日から令和8年12月16日までの3年間でございます。

塚本氏は、令和2年12月から固定資産評価審査委員会の委員として、1期在職していただいております。また、片岡地内に所在します塚本雅士税理士事務所の代表でございまして、税理士として御活躍されております。

したがいまして、固定資産評価審査委員会の委員としてふさわしい識見をお持ちであることから、適任であると確信しております。

以上が、総務課からの6議案につきましての御説明でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、財政管理課長、お願いします。

財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課からは、第76号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和5年度吉田町一般会計補正予算（第5号）の1ページを御覧くだ

さい。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,301万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ140億4,213万5,000円とするものでございます。

また、第2項でございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につきましては、2ページから4ページの第1表歳入歳出予算補正のとおりお認めいただくとするものでございます。

次に、第2条でございます。こちらは、令和5年度の事業のうち、年度内に事業が終わらない見込みがあるものとして、地方自治法第213条第1項の規定に基づいて翌年度に繰り越して使用することができる経費を、5ページに掲げる第2表繰越明許費のとおりとすることをお認めいただくとするものでございます。

その具体的な内容について御説明申し上げます。

5ページを御覧ください。

今回措置しようとしております繰越明許費は、全部で2事業につきまして、総額1億8,615万1,000円の予算を翌年度に繰り越して使用することをお認めいただくとするものでございます。

まず、地域医療対策事業費につきましては、地域の医療体制の構築を図るための、診療所等開設補助金5,000万円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、全額一般財源でございます。

次に、用水路改良維持修繕費につきましては、山崎頭首工、いわゆるラバーダムの改修に係る事業費1億3,615万1,000円を繰り越すものでございます。繰り越す財源につきましては、県支出金と地方債、そして一般財源でございます。

なお、繰越明許費につきましては、地方自治法施行令第146条第2項に基づいて、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製して、次に開会される議会に報告しなければならないことになっておりますので、こちらの繰越明許費につきましても、そのルールに従って御報告させていただくよういたします。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和5年度吉田町一般会計補正予算（第5号）に関する説明書の3ページを御覧ください。まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては、2,217万2,000円を増額するものでございます。

まず、2項1目総務費国庫補助金におきましては、2,134万7,000円を増額するものでございます。その内訳でございますが、1節総務管理費補助金につきましては、地域公共交通確保維持改善事業費補助金について、1,271万2,000円を計上するものでございます。

また、2節戸籍住民基本台帳費補助金につきましては、戸籍等の氏名の読み仮名対応に伴いまして、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金（住基システム分）を698万5,000円計上、社会保障・税番号制度に係るシステム整備費補助金（戸籍附票システム分）については165万円を計上するものでございます。

次に、2目民生費国庫補助金におきましては、障害福祉サービス等報酬改定に伴いまして、障害者総合支援事業費補助金について、82万5,000円を計上するものでございます。

4 ページを御覧ください。

続きまして、18款繰入金につきましては、3,084万4,000円の増額でございます。これは、2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございます。財政調整基金から3,084万4,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

5 ページを御覧ください。

1款議会費につきましては、29万5,000円の増額でございます。これは、1項1目議会費におきまして、職員人件費について、人事異動及び人事院勧告に沿って21万3,000円を増額、また、会計年度任用職員人件費については、人事院勧告に沿って8万2,000円を増額するものでございます。

6 ページを御覧ください。

続きまして、2款総務費につきましては、555万8,000円の増額でございます。

まず、1項1目一般管理費におきましては、903万2,000円の減額でございます。これは、職員人件費について、人事異動に伴いまして953万2,000円を減額、また、会計年度任用職員人件費については、人事院勧告に沿って50万円を増額するものでございます。

次に、6目企画費におきましては、19万9,000円の増額でございます。その内訳でございますが、会計年度任用職員人件費については、人事院勧告に沿って19万9,000円を増額、また、生活交通確保対策費については、歳入の地域公共交通確保維持改善事業費補助金の計上に伴う財源振替となっております。

次に、10目人事管理費におきましては、人事院勧告に沿って、会計年度任用職員人件費を166万2,000円増額するものでございます。

次に、7ページから8ページにかけての2項1目税務総務費におきましては、281万7,000円の増額でございます。これは、職員人件費について、人事異動及び人事院勧告に沿って237万3,000円を増額、また、会計年度任用職員人件費については、人事院勧告に沿って44万4,000円を増額するものでございます。

次に、3項1目戸籍住民基本台帳費におきましては、983万1,000円の増額でございます。その内訳でございますが、人事院勧告に沿って職員人件費を73万2,000円増額、また、会計年度任用職員人件費については、46万4,000円を増額するものでございます。

また、9ページから10ページにかけての戸籍住民基本台帳事務費については、住基システム及び戸籍附票システムにおける氏名の読み仮名対応に係る社会保障・税番号制度に係るシステム改修委託料863万5,000円を増額するものでございます。

次に、4項1目選挙管理委員会費におきましては、人事院勧告に沿って、職員人件費を8万1,000円増額するものでございます。

11ページを御覧ください。

続きまして、3款民生費につきましては、3,011万円の増額でございます。

まず、1項1目社会福祉総務費におきましては、123万1,000円の増額でございます。これは、人事院勧告に沿って、職員人件費を111万5,000円増額、また、会計年度任用職員人件費については、11万6,000円増額するものでございます。

12ページを御覧ください。

次に、2目国民年金事務費におきましては、人事院勧告に沿って、職員人件費を29万3,000円増額するものでございます。

次に、3目国民健康保険費におきましては、こちらも人事院勧告に沿って、職員人件費を33万8,000円増額するものでございます。

次に、4目老人福祉費におきましては、人事院勧告に沿って、会計年度任用職員人件費を11万6,000円増額するものでございます。

次に、5目心身障害者福祉費におきましては、心身障害者自立支援事業費について、障害福祉サービス等報酬改定に伴うシステム改修に係る電算処理委託料165万円を増額するものでございます。

次に、6目人権・地域改善費におきましては、人事院勧告に沿って、会計年度任用職員人件費を23万3,000円増額するものでございます。

次に、14ページの7目介護保険費におきましては、75万5,000円の増額でございます。これは、人事院勧告に沿って、職員人件費を51万8,000円増額、また、会計年度任用職員人件費については、23万7,000円を増額するものでございます。

次に、2項1目児童福祉総務費におきましては、259万1,000円の増額でございます。これは、人事院勧告に沿って、職員人件費を131万5,000円増額、また、会計年度任用職員人件費については、127万6,000円を増額するものでございます。

16ページを御覧ください。

次に、3目保育所費におきましては、1,806万4,000円の増額でございます。これは、人事院勧告に沿って、職員人件費を861万7,000円増額、また、会計年度任用職員人件費については、944万7,000円を増額するものでございます。

次に、4目児童館費におきましては、人事院勧告に沿って、会計年度任用職員人件費を483万9,000円増額するものでございます。

続きまして、4款衛生費につきましては、147万2,000円の増額でございます。

まず、17ページから18ページにかけての1項1目保健衛生総務費におきましては、1万4,000円の減額でございます。これは、職員人件費について、人事異動等に伴いまして35万3,000円を減額、また、会計年度任用職員人件費については、人事院勧告に沿って33万9,000円を増額するものでございます。

次に、2目予防費におきましては、人事院勧告に沿って、会計年度任用職員人件費を35万4,000円増額するものでございます。

次に、18ページから19ページにかけての3目環境衛生費におきましては、人事院勧告に沿って、会計年度任用職員人件費を102万6,000円増額するものでございます。

次に、8目健康増進事業費におきましては、人事院勧告に沿って、会計年度任用職員人件費を10万6,000円増額するものでございます。

20ページを御覧ください。

続きまして、6款農林水産業費につきましては、110万3,000円の増額でございます。

その内訳でございますが、いずれも人事院勧告に沿って職員人件費を増額するもので、1項1目農業委員会費におきましては51万1,000円の増額、2目農業総務費におきましては15万2,000円の増額、また、3項2目漁港管理費におきましては44万円の増額となるものでございます。

22ページを御覧ください。

続きまして、7款商工費につきましては、84万2,000円の増額でございます。

まず、1項1目商工総務費におきましては、34万4,000円の増額でございます。これは、人事院勧告に沿って、職員人件費を30万8,000円増額、また、会計年度任用職員人件費については、3万6,000円増額するものでございます。

次に、3目観光費におきましては、人事院勧告に沿って、会計年度任用職員人件費を49万8,000円増額するものでございます。

続きまして、8款土木費につきましては、450万1,000円の増額でございます。

まず、23ページから24ページにかけての1項1目土木総務費におきましては、385万2,000円の増額でございます。これは、職員人件費について、人事異動及び人事院勧告に沿って373万9,000円を増額、また、会計年度任用職員人件費については、人事院勧告に沿って11万3,000円を増額するものでございます。

次に、4項1目都市計画総務費におきましては、人事院勧告に沿って、職員人件費を52万1,000円増額するものでございます。

次に、2目土地区画整理事業におきましても、人事院勧告に沿って、職員人件費を12万8,000円増額するものでございます。

26ページを御覧ください。

続きまして、9款消防費につきましては、98万6,000円の増額でございます。これは、1項5目災害対策費におきまして、人事院勧告に沿って、職員人件費を98万6,000円増額するものでございます。

27ページを御覧ください。

続きまして、10款教育費につきましては、814万9,000円の増額でございます。

まず、1項2目事務局費におきましては、132万8,000円の増額でございます。これは、人事院勧告に沿って、職員人件費を109万5,000円増額、また、会計年度任用職員人件費については、23万3,000円を増額するものでございます。

次に、27ページから28ページにかけての3目教育諸費におきましては、人事院勧告に沿って、会計年度任用職員人件費を218万2,000円増額するものでございます。

次に、2項小学校費の1目学校管理費におきましては、124万4,000円の増額でございます。これは、人事院勧告に沿って、職員人件費を14万6,000円増額、また、会計年度任用職員人件費については、109万8,000円を増額するものでございます。

次に、3項中学校費の1目学校管理費におきましては、32万円の増額でございます。これは、職員人件費について、人事異動等に伴いまして1,000円を減額、また、会計年度任用職員人件費については、人事院勧告に沿って32万1,000円を増額するものでございます。

30ページを御覧ください。

次に、4項1目社会教育総務費におきましては、人事院勧告に沿って、職員人件費を43万3,000円増額するものでございます。

次に、2目公民館費におきましては、人事院勧告に沿って、会計年度任用職員人件費を46万1,000円増額するものでございます。

次に、4目図書館費におきましては、176万7,000円の増額でございます。これは、人事院勧告に沿って職員人件費を21万6,000円増額、また、会計年度任用職員人件費については、

155万1,000円を増額するものでございます。

次に、31ページから32ページにかけての5目ちいさな理科館費におきましては、人事院勧告に沿って、会計年度任用職員人件費を20万3,000円増額するものでございます。

次に、5項1目保健体育総務費におきましては、人事異動等に伴いまして、職員人件費2万9,000円を減額するものでございます。

次に、3目体育館運営費におきましては、人事院勧告に沿って、会計年度任用職員人件費を24万円増額するものでございます。

以上が、第76号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第5号）についての内容でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） ここで暫時休憩といたします。

再開は10時50分とします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時47分

○議長（大石 巖君） それでは、皆さんおそろいですので、会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

続きまして、税務課長、お願いします。

税務課長、中村真也君。

〔税務課長 中村真也君登壇〕

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

令和5年第4回吉田町議会定例会に上程いたしました第70号議案について御説明申し上げます。

第70号議案は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令、地方税法施行規則等の一部を改正する省令、地方税法施行規則の一部を改正する省令が本年3月31日に公布され、主に個人住民税に関する事項について、令和6年1月1日から施行されることに伴い、吉田町税条例の一部を改正するものでございます。

第70号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提出議案書の7ページから10ページまでと、参考資料ナンバー3を御覧ください。

今回の主な改正につきましては、日本における温室効果ガス排出削減目標の達成や自然災害防止を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、平成31年度税制改正において森林環境税が創設されました。この森林環境税は、国の税金、国税でございます。令和6年度から個人住民税均等割の枠組みを用いて、市町村が国税として1人年額1,000円を賦課徴収する新たな税でございます。

現行では、個人住民税均等割については年額5,400円、内訳は、町民税分が3,500円、森づくり県民税を含む県民税分が1,900円となっています。この年額5,400円には、東日本大震災復興基本法に基づく復興特別税1,000円が含まれておりますが、復興特別税1,000円の賦課徴収が令和5年度をもって終了し、令和6年度から森林環境税1,000円の賦課徴収が新たに開始されるため、年額そのものに変更はございません。

また、森林環境税は、町から県を經由して国に納められた後に森林環境譲与税として、森林環境税による税収を原資として、市町村における森林整備の促進のために都道府県と市町村に譲与される財源です。

なお、森林環境譲与税の配分は、令和元年度から先行して開始されており、当町においても海岸防災林、保安林における松枯れ対策や小山城周辺の樹木管理などに活用され、産業課の所管により、町のホームページにて森林環境譲与税の使途が公表されているところでございます。

今回の町の税条例の改正案においては、国の森林環境税導入に伴う改正が主なものとなります。

参考資料により御説明申し上げますので、参考資料の1ページ、新旧対照表を御覧ください。

第34条の9第2項は、個人町民税均等割課税として、令和6年度から始まる森林環境税の導入に伴い、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除によって発生した還付金を町県民税に加え、森林環境税の納付に充てることができるようにするものがございます。

また、第36条の3の2第2項では、給与所得者が年末調整時に記入する扶養親族等申告書の簡素化に伴い、前年の申告と扶養親族について変更がない場合、異動がない旨の申告ができるようにする規定を新設するものがございます。

3ページを御覧ください。

第38条第3項は、森林環境税の徴収と賦課の方法を、個人町民税の均等割に合わせ賦課し、徴収する旨の規定を追加するものがございます。

第41条については、町県民税の納税通知書に記載する各納期の納付額に森林環境税を合算するものがございます。

第44条第1項については、給与から直接町県民税を天引きする特別徴収の徴収額に森林環境税を含めるものがございます。

6ページを御覧ください。

第47条第2項は、給与所得の特別徴収について、税額の変更等により発生した還付金に含まれる森林環境税につきましても、未納の徴収金への充当または納入の委託をするものとみなす改正でございます。

第47条の2第1項については、年金から直接町県民税を天引きします特別徴収の徴収税額に森林環境税を含めるものがございます。

8ページを御覧ください。

第47条の6第2項については、公的年金の特別徴収について、税額変更等により発生した還付金に含まれる森林環境税につきましても、未納の徴収金への充当または納入委託をするものとみなす改正でございます。

次に、附則でございます。

附則第15条の2第4項及び附則第16条の2第3項の改正は、地方税法附則第29条の9及び第30条の2の改正に伴い、不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみなして納税不足額を徴収する際に加算する割合の規定が変更されたことにより、規定を改正するものがございます。

令和4年3月以降に、一部の自動車メーカーによる燃費性能及び排出ガス性能に係る不正

行為が発覚したことにより、税務上の再発防止策を強化することとなりました。具体的には、不正により生じた納付不足額に係る納税義務を当該不正を行ったメーカーに負わせる特例規定について、納付不足額を徴収する割合を現行の10%から35%へ引き上げるものでございます。

9ページを御覧ください。

次に、附則でございます。

施行期日について、第1条は地方税法等の施行期日に合わせ、第36条の3の2の規定及び次条第2項の規定は令和7年1月1日からとし、そのほかの規定は令和6年1月1日からと、それぞれ定めるものでございます。

第2条では、町民税に関する経過措置を定めております。

第3条では、軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上、令和5年第4回吉田町議会定例会に上程をいたしました議案1件につきまして御説明申し上げます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、続きまして、町民課長、お願いします。

町民課長、伊藤美絵君。

〔町民課長 伊藤美絵君登壇〕

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

町民課からは、第69号議案、第72号議案、第77号議案の3議案につきまして御説明申し上げます。

初めに、第69号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書の3ページから6ページ及び参考資料ナンバー2を御覧ください。

本議案は、子育て世帯の経済的負担軽減及び次世代育成支援等の観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）及びそれに伴う関係政令の整備に関する政省令が公布され、国民健康保険制度において、出産する被保険者に係る産前産後期間の国民健康保険税の均等割と所得割保険税が免除となりますことから、法改正の趣旨に沿いまして、吉田町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第23条は、出産被保険者に係る所得割額及び均等割額の減額について、第3項を追加規定するものでございます。

第24条第2項第1号は、申請書に関する個人番号についての要望を追加するものでございます。

第25条の3は、今回新たに創設されました出産被保険者の減額適用を受けるに当たり、その届出に関する事項を追加するものでございます。

この条例の施行期日につきましては、附則第1項で令和6年1月1日から施行することとし、附則第2項では適用区分として、改正後の規定は令和5年度分の国民健康保険税のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分の国民健康保険税のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとするものでございます。

続きまして、第72号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定につきまして御説明申し上げます。

議案書13ページ、14ページ及び参考資料ナンバー5を御覧ください。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）の施行に伴い、個人番号カードの利用者証明用電子証明書の機能をスマートフォンに搭載することが可能となるため、印鑑証明書を含む各種証明書のコンビニ交付において、従来のマイナンバーカードを用いた方法に加え、機能が搭載されたスマートフォンを用いて各種証明書の交付を受けることが可能となるため、印鑑証明書について規定しております吉田町印鑑条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますが、第16条は、印鑑登録証明書の申請方法にスマートフォンに搭載された利用者証明用電子証明書を利用する方法を追加するとともに、利用者証明用電子証明書の定義づけがされたことに伴う用語の改正等をするものでございます。

第17条は、印鑑登録証明書の交付に当たり、スマートフォンを利用して申請したものを追加するものでございます。

この条例の施行期日につきましては、附則により、公布の日から施行することとするものでございます。

続きまして、議案書の30ページ、第77号議案 令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）につきまして御説明申し上げます。

別冊の令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）の1ページを御覧ください。

第1条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ231万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億7,861万8,000円とするものでございます。

また、第2項にありますとおり、款項の区分、当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、2ページの第1表歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただくとするものでございます。

引き続き、その詳細につきまして御説明させていただきます。

別冊の令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）に関する説明書の2ページを御覧ください。

初めに、歳入でございます。

4款県支出金につきましては、231万円の増額でございます。出産被保険者に係る所得割額及び均等割額の減額について、システム改修が必要となり、今回、改修に要する費用を特別調整交付金として10分の10交付されることが示されたことから、増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

1款総務費は、231万円の増額でございます。歳入で申し上げましたとおり、出産被保険者に係る所得割額及び均等割額の減額に係るシステム改修が必要となることから、システム改修費として電算処理委託料231万円を計上するものでございます。

なお、このシステム改修費に係る電算処理委託料は、特別調整交付金として10分の10交付されるものでございます。

以上が、町民課関係の3議案についての説明でございます。御審議のほど、よろしくお願

い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、都市環境課長、お願いします。

都市環境課長、鈴木 久君。

〔都市環境課長 鈴木 久君登壇〕

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

都市環境課からは、第71号議案の1議案について御説明申し上げます。

第71号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

議案書11、12ページ、参考資料ナンバー4を御覧ください。

本議案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正がなされ、本条例において引用している規定につきまして、法改正の趣旨に沿って改正することをお認めいただくとするものでございます。

内容でございますが、令和6年4月1日施行の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）におきまして、改正前の法第10条第1項は、接近禁止命令と退去等命令の内容を規定しておりましたが、今回の改正により、法第10条第1項が接近禁止命令等に、法第10条の2が退去等命令に規定されました。これに伴いまして、本条例第5条にございます入居者の資格に関連する別表第1の規定につきまして、必要な改正を行うものでございます。

参考資料ナンバー4を御覧ください。

改正の内容につきまして、本条例別表第1、第8項第2号におきまして、「第10条第1項」の後ろに「又は第10条の2」を加えるとともに、同法第10条第1項及び第10条の2が法第28条の2に準用させているため、「において」の次に「これらの規定を」を加えるよう改正いたします。

なお、施行期日につきましては令和6年4月1日とするものでございます。

以上、都市環境課からの1議案の説明でございます。御審議のほど、よろしく願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 続きまして、上下水道課長、お願いします。

上下水道課長、内田宏一君。

〔上下水道課長 内田宏一君登壇〕

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

上下水道課からは、第78号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

別冊の令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）と参考資料ナンバー9、令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）資料を併せて御覧ください。

別冊の1ページ、第2条債務負担行為として、令和5年度吉田町公共下水道事業会計予算中、第9条を第10条とし、第5条から第8条までを1条ずつ繰り下げ、第4条の次に第5条として、債務負担行為をすることができる事項を川尻南部汚水幹線工事、期間を令和6年度、限度額を9,900万円と定めることをお認めいただくとするものでございます。

これは、来年度工事におきまして、施工時期の平準化を図るため、令和6年度に債務負担行為の設定をさせていただいた上で、下水道事業計画区域内の未整備区域に管渠を整備しようとするものでございます。

品確法でも発注者の責務として、公共工事の施工時期の平準化が規定されておりますことから、昨年度に続き実施するものでございます。スケジュールとしましては、今年度は工事実施のための事務手続を行って受注者を決定し、来年4月から工事着手できる体制を整えるものでございます。

参考資料の2ページを御覧ください。

工事は開削工法により、口径200ミリメートルの下水道管を延長438メートルにわたって布設しようとするもので、工事箇所は3ページ、4ページにありますとおり、川尻地内の県営住宅吉田団地付近と浜田土地区画整理事業区域でございます。

以上が、第78号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についての内容でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） 以上で説明が終わりました。

◎報告第12号の報告

○議長（大石 巖君） 日程第18、法令に基づく報告を行います。

第12号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、担当課から報告をお願いいたします。

それでは、総務課長、お願いします。

総務課長、太田順子君。

〔総務課長 太田順子君登壇〕

○総務課長（太田順子君） 総務課でございます。

総務課から、第12号報告 専決処分事項の報告について（和解及びこれに伴う損害賠償額を決定することについて）、御説明申し上げます。

議案書の35ページを御覧ください。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分した事項につきまして、同法同条第2項の規定に基づき、議会に御報告させていただくものでございます。

今回専決処分した事項は、物損事故による損害賠償の額を定めることに係る1事案でございます。

議案書の36ページを御覧ください。

本事案は、本年11月13日に専決処分したものでございます。

相手方は御覧の方でございます。

事故の概要としましては、本年10月4日午前8時頃、住吉地内の保安林において、大雨により松が倒木し、車両及びカーポートの屋根を破損させたものでございます。

和解の内容でございますが、損害金額は13万1,175円、過失割合は町が100%、相手方がゼロ%でございます。損害賠償の額は13万1,175円でございます。

なお、本事案の損害賠償の額につきましては、全国町村会総合賠償補償保険の適用となり、保険から全額が負担されるものでございます。

以上が、総務課からの報告事項1件の御説明でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で報告が終わりました。

◎散会の宣告

- 議長（大石 巖君） 本日の日程は全て終了いたしました。
御協力いただき、ありがとうございました。
本日は、これをもって散会といたします。御苦労さまでした。

散会 午前11時15分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会7日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第76号の質疑

- 議長（大石 巖君） 日程第1、第76号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第5号）
についてを議題とします。

これから第76号議案についての質疑を行います。

質疑は、最初に歳入全体についての質疑。引き続き、歳出は款別に区切って質疑を行いたいと思います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについての確認の質問とならないよう、また、発言は簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑にまで至らないように御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

1款議会費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、2款総務費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

- 9番（増田剛士君） 9番、増田です。

説明書の7ページ。

生活交通確保対策費、これは財源振替ということで示されてございます。内容的にも理解

はしております。ただ、あまりにもただ財源振替というだけのことで、これまでの詳細説明の中でも国庫補助金が入ってきて、財源振替をしますという程度、だったんです。

実際のところ、当初を見ると、当初予算ではこの対策費というのは5,100万何がしでございます。補助金のほうは1,200万何がし、ということで、非常に差がありますよね。

その中で財源振替の意味は分かるんだけど、そこについて今後もっと丁寧なというか、分かりやすい説明並びにこの書式として、こういうことしか書けないよというのだったらしようがないんだけど、その辺のところが改善していただければ、非常に我々も分かりやすいし、あと説明も自分ちも非常に理解しやすくなるんだけど、そういったことというのはできないものなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

今回の財源振替等、ちょっと予算のこの書類、議案であるとか説明書のほうに記載していくというのはなかなかちょっと難しい部分がやはりございます。ただ、詳細説明のところであるとか、そういったところでもうちょっとかみ砕いて分かりやすくということは検討できるかと思っておりますので、ちょっとそちらについてはそういった形で対応をまた検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 今回非常に分かりやすい、1本だけだったんで、理解はできるんだけど、中にはものによっては幾つか財源振替って出てくるときありますよね。そういうと違って本当にわけ分かんなくなっちゃうところでもありますので、ぜひ今後そういったことができるようでしたら、記載のほうはしようがないにしても、説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

10ページになります。

12節の社会保障・税番号制度に係るシステム改修の委託料についてであります。

こちら昨日の全協におきまして、こちらのほうの戸籍法改正による戸籍への読み仮名の記載が義務づけられることへのシステム改修であるということと、主なメリットとしまして、行政サービスの向上が見込まれるなどを確認しました。

そもそもこの戸籍法が改正された背景についてお願いします。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

こちらにつきましては、2023年の6月に戸籍法が改正を、戸籍法が成立をしまして、2024年度から施行をするに当たりまして、戸籍には漢字表記のみで読み仮名の記載はありませんでしたので、戸籍に読み仮名の記載が義務づけられることから行うシステム改修になります。

背景といたしましては、キラキラネームとか、今、世間でも言われている読み方が不明なもの等が出てきておりますので、そういったものを読み仮名をつけることで、管理や検索、

個人のデータの検索や管理が容易にできるようにするためというもので、今まで戸籍には法的根拠がありませんでしたので、そういったものを今回義務づけるということで、法の改正になりましたので、それに伴うシステム改修でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

背景のほう理解しました。昨今、確かに個性的な名前が目立っている中であります。このシステム改修の後、戸籍への正しい読み仮名の記載を行うために、今後どのような進め方をしていく予定であるかを教えてください。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

スケジュール的なものにつきましては、今回の補正のほうがお認めいただければ、3月を目安にシステム改修を行っていく予定ではあります。

一応、スケジュールとしましては、来年度1年をかけてシステム改修を行いまして、令和7年から実際の事務のほうが始まる予定でおります。そこから戸籍のほうの振り仮名についての届出だったり、周知等を行っていきます。来年から町民への周知は行える部分については行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 4番、楠元です。

そうですね、今後の予定はいろいろと随時変わってくると思いますけれども、ある程度理解しました。

そして、新生児など、また新たな読み仮名の対応に今後課題なんかも出てくるかと思うんですけれども、そういったものに対しての町民への周知、そういったものはどのように考えていますか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

先ほど申しあげましたように、キラキラネームなど漢字本来と異なる読み方等につきましては、一定の基準というものが示される予定でおります。それに伴いまして、出生届とかであまりにもかけ離れたそういう読み仮名のものについては、受付ができないような形になると想定しております。

なので、届出が開始されましたらその辺は窓口でも共有をしまして、行っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 4番、楠元由美子君。

○4番（楠元由美子君） 楠元です。

読み仮名に一定の基準が設けられるということがありました。こちらのほうがなかなか住民の方に周知されないと、逆に手続のほうに手間取ることもあると思いますので、そちらのほうはなるべく周知のほうをしていただけるように、進めていただきたいと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

次に、3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

説明書の13ページ、心身障害者自立支援事業費の今回システム改修で電算処理委託料というところで出ているんですけれども、心身障害者自立支援システム改修だけなんですけれども、相談支援事業費委託先の消費税未納問題というのがあるんですけれども、この問題についてどうなっているのかちょっとお聞きしたいのと、まず、それをお聞きしたいです。

○議長（大石 巖君） 今の質問については、この補正予算の中に入っていないので、この予算外の質問だというふうに思いますが、どうですか。

12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

その問題があって、課税対象額を補正していかないといけないんじゃないかと思うんですけれども、今の時期出すべきだと、私はちょっと思ったもので質疑しましたが、なっていないということなので、じゃこの質問は。

○議長（大石 巖君） 答弁はよろしいですか。

○12番（蒔田昌代君） はい、いいです。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、4款衛生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、6款農林水産業費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、7款商工費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、8款土木費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、9款消費費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、10款教育費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なしと認めます。

以上で、本議案の質疑を終結したいと思います。まだ、全般にわたり特に質疑のある方はいませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これをもって、第76号議案についての質疑を終結します。

◎議案第77号の質疑

○議長（大石 巖君） 日程第2、第77号議案 令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第77号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

◎議案第78号の質疑

○議長（大石 巖君） 次に、日程第3、第78号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第78号議案についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

資料の1ページ、まず、債務負担行為に関する調書に関して質疑をします。

この9,900万のまず限度額、その算定で地図を見ますと、図面を見ますと、第5工区は山崎の北側になります。第5工区こう地図です。それで、全協で聞いたときには7件と、住宅の件数は7件であるという話だったんです。算定で何を聞きたいかという、9,900万円の内、ここには3か所の工事が示されています。恐らくこの間が率からいって4,000万円くらいは、以上はかかるでしょ。そういう細かい算定というのはできていますか。ちょっと聞くための前提で聞くんですけども。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

今回、補正予算を上程するに当たり、限度額を設定するに当たりましては、今現在の単価でもってこの工事を一度積算をしております。ただ、工区ごとの額については、申し上げることはできません。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 言えないというのは、どんな理由かちょっと分かりませんが、この算定、約自分の仕事から見ると、この件数に関して恐らく今言った4,000万以上はかかると思うんです。この9,900万のその4,000万の算定であって、例えばこれが下水道区域内ということも理由、多分理由はそれだけなんだろうけれども、今、合併浄化槽でやることに、例えばこれからの今の比較しますと、今私が合併浄化槽で実際にやっている方の金額がここにあるのが、10人槽で89万、約90万円。1件ね。もう1人は、もう1件は、同じような場所です。約80万円、1件。その内、例えばもし仮に下水道の設定をされていなかったら、今役場から出る補助金が約72万。中で件数を聞きました。7件ですね。7件のところに関して聞くと、約500万ですね、かかるのは。そうしてこの地域というのは見たとおり排水もしっかりしています。排水先ももう目の前にあります。そのときに何で無理をして下水じゃないのかなのか、費用対効果、それに関してこの金額の設定調書の中では検討されているのか。それをまずはお聞きします。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

今回、ここに上げた工事は、下水道事業計画区域内の中に位置づけられた場所でございますので、もう浄化槽との比較はしないものであります。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 大体、そういう答えが返ってくると思っているんですよ。本音は言えないでしょうから。ただ、このお金というのは湧いてくるわけではなくて、みんなの税金から大きなお金が入ってくるわけですから、しかも吉田町の場合はこれからもやるところやらないところが決まった。そうするとその中でこの金額、こういう金額が出ること自体に、もっと町のために考えたこと、見直すこと、そういうことが必要だと思いますし、実際には全体を379平方メートルに絞ったということは、要するに下水道はもう無理だと、そういう結論だと思うんですよね。

そこに考えると、そういうものに関して本当に町民の前で、これは確かに正しいものだと、反対討論しますけれども、それはその賛成討論をそういうふうにやっていただきたいんですよ。その辺で町のほうというのは、こういうお聞きします。理事にお聞きしますけれども、理事に振らせてもらっていいですか。

担当だとちょっとかわいそうですから。

そういうものの全体的なものが計算には入れないんですか、基本的に。計画区域に入っているからもうそれでごり押しをしていくということなんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

事業所管されておりますので、私から答弁をさせていただきます。

下水道事業が、下水道事業か浄化槽かというのは、もう既に汚水処理ビジョンの中で整理

をして、これ以上区域を広げないと整理はしております。

ただ、379ヘクタール、既に事業計画区域と定めた379ヘクタールについては、下水道整備をすると、この3年限りで下水道整備をするということで決めた中でございますので、お認めをいただきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 一応課長に聞きますけれども、それでいいですか。決めたから、値段も血税に関して責任を持てますか。ずっと思っているんです。もう担当課は一生懸命やってくれていますから、それに対していろいろ提言する必要は、するつもりはありませんけれども、そういうものの全体のこの執行部の関係で中にはそういうものの考え方をなぜ取り入れないのか、何か河原崎さん何かある。

○議長（大石 巖君） 質疑を続けてください。

○8番（山内 均君） あなたが注意しなさいよ。

○議長（大石 巖君） 質疑を続けてください。

○8番（山内 均君） それ議長が。

○議長（大石 巖君） 質疑を続けてください。

○8番（山内 均君） 議長がやるべきことですよ。いいですか。やりますよ。

○議長（大石 巖君） 続けてください。

○8番（山内 均君） やりますよ。そういう意味で、その執行部としてはどうなんですか。

これに関してはちょっと本当に聞きたい。

これからの予定もありますけれども、浄化槽でやること、合併浄化槽でやること。例えば変更することは町の規約でできますよね。その中で、もしそれができたとしたら、4,000万円かかるものが約500万で上がるわけよ。それが、誠意がある、正しいのかということをお聞きしたい。

今、課長の言われた、決めたことだからやると、そういうことになる、非常に怖いと思うんです。それで我々が今この債務負担行為の調書、このやつを認めることによって、3月に出てきたときには、覆すことできません。止めることできません。そういう意味で、真剣な形の回答をいただきたい。もし、何かあれば、町の人たちに伝えることがあれば、お願いをしたいです。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

汚水処理整備について、集合処理、いわゆる下水道が有利か、個別処理、浄化槽が有利かというのは、国土交通省、環境省等による3省合同のマニュアルの中で、集合処理が有利か、個別処理が有利かというマニュアルに沿って検討して、ここは集合処理が有利だということで下水道区域へ編入しているところですので、下水道が有利だという結果が出ています。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 環境省は、現在、今まで市町村設置型を浄化槽を使った浄化槽行政に向かっていますよね。恐らくそういう考え方の変化があると思っておりますけれども、だから、最後に聞きますけれども、どっちも、ちょっと我慢して、お願いしたいんですけれども、その辺の考え方、思い、本当にこれでいいんですかという思いです。

我々ずっと払っていかなければいけません。やらなきゃならんと、これ、幹部の人たち、

近くの人たち、関係者以外の人たち、その辺の考え方というか、実際ちょっとお聞きをしたいんですけども、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

先ほど来から、上下水道課長が申し上げましたとおり、当町につきましては、この下水道区域の処理、下水道区域の変更というものを見直しを行い、汚水処理ビジョンとしてしっかり町の考え方、公営企業としての考え方も示しているところでございます。

このビジョンにつきましては、審議会のこのビジョンの検討委員会の皆様、それから住民の代表の方々、また、パブリックコメントを実施し、さらに個別にパンフレットを作成し、町民の皆様にも周知をしてきたものだというふうに私たちは理解しております。

町としましては、まずはこの汚水処理ビジョンを今定めておりますので、これに従って進めていくということになるかと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 残念ながら、そういう答えですね。

パブリックコメントのときに、パブリックコメントというのは、実際にやることに関して、そうしてやるものに関してのそのものに関してのコメントですよ。全体のだからちょっとそれは違うと思うんです。まあ、それはそれでもういいですけども。

もう一つ、全協の中でヤマザキの大きな土地が計画区域外ということでお聞きしました。関係をね。そしたら、計画区域外であっても隣接している近いところに関しては、接続することができる、できるということですね。それでちょっと懸念をする、それはこれからの話ですからいいかどうかは別として、ただ、経営戦略ビジョンの中でも住宅の水道料金であるとか、使用料であるとか、そういうものは示されていますけれども、こういう企業の場合の、例えばお聞きしたいのは、平米当たりの300円という金額、そういうものであるとか、課長の話では、昨日は条例の中で全て決まっていますよという話だったんですね。

その中であまりにもちょっと、内容をちょっと教えていただきたいのは、平米当たりで300円ですと、水道料金というのは民間と同じ料金ですか。それとも全体に企業の場合には、企業に特別にしたその優遇税制であるとか、それとかそういう全く必要な逆のそういう税制であるとか、企業に対するお願いであるとか、そういうものというのは出てこないわけですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

議長、ただいまの御質問と、この上程している議案の関連が私には分かりかねましたので、御質問の趣旨を確認していただけますか。

○議長（大石 巖君） はい、分かりました。

ちょっとお待ちください。

今、債務負担行為についての質疑をしていますので、それ以外の質問にわたると思いますので、質問内容を変えていただけますか。

○8番（山内 均君） だから、全協の中で、外の部分に関しては、やりますよと、やってもいいですよと許可とそういう話があったから言っているんです。

そして、やるのかやらないのかと聞いたときには、あなたが判断しなさいと言われたからやるという条件です。だから聞いているんです。いいですか、聞いて、よろしいか。

○議長（大石 巖君） 区域外という話ですよね。今、ヤマザキの会社について、区域外ということで内容確認のほうで言っていますので、その点についてのどういう質疑になりますか。

○8番（山内 均君） そこが区域内、区域外が、説明の中で道路に接した向こう側はそこは現実やっていますよ。吉田町のみになるところで、例えばK〇マートの向こうであるとか、計画外であるけれども、やっていますよね。

それを踏まえて、そういうものに関しての9,900万円の中にどういう位置づけで考えているのか。本来なら、そんなのつながるわけだから、それをやっぱりやってほしい、説明があっただけであるし、そういう意味なんですけれども、どうなんですか、それは。

○議長（大石 巖君） 区域外ということで、今の計画には入っていないということが先ほどの答弁ありましたので、それ以上のものはないと思いますが。

答弁求めますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 吉田町の規定の中に、下水道の規定の中に区域外であっても、隣接したのに関しては、やっていいという判断があるわけですよ。区域外であっても条件を整えば、隣接したところにつながっていれば、それだから聞いているんです。それは区域内ということですよ。準区域内ということですよ。

議長、判断できますか。

○議長（大石 巖君） 内容確認の点でも、その点は質問があったと思いますが、区域外については、道路挟んだ場合には、その土地所有者から申請があれば、それについては可能だというそういう条件つきということで説明があったと思いますが。

それについての内容の質疑になりますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 課長お願いします。

今、最後にします。今、こういう答えが聞けました。それが、こういう全てのものに関しては、町民の福祉のためであるわけですよ。利益を守るために。

そうすると、そういう解釈をそのような解釈を何で切り捨てるのか。重要なことなんですよ。これから起きてくるとね。それに接続可能であるということは、100メートル先でも可能なんですか。

そういう心配で、実際9,900万円の根拠をお聞きかせください。

回答は出ないことは分かっています。言えないことは分かっています。一応何かそれでも質問してはいかんと議長判断ですけども、それに対しては、町のほうでは執行部どういうふうに考えますか。実際にはそれを使ってやるんですよ。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

昨日、区域外流入についての要領があるということ、規定があるということ、説明申し上げました。仮に、先方からの御希望があった場合ということでお答えしますが、この5工区で埋設する下水道管から、取付管を南側の土地へ出すことは、現場状況の制約から不可能です。この古川川尻線の南側車線の地下には、吉田公園の北側にある県企業局から榛南地域

へ水道水を送るための口径700ミリ、70センチにも及ぶ太い口径の水道管が埋設をされています。榛南水道と呼ばれるものです。

今回の工事では、それを避けて下水道管を北側の車線に埋設をいたします。下水道管から南側の土地へ取付管を出そうとしても、企業局の太い水道管がそれを塞ぐように、並行して横たわっておりますので、取付管を出すことが不可能です。

よって、議員の御質問は、上程した議案の中ではかなわない御要望、関わりのない御要望となります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） これで最後にします。

昨日言われた、あなたが判断しなさい、言われたもんですから、判断しました。

工事に関しては、内容よく分かりますよ。接続は可能です。絶対可能です。工事ですから絶対可能です。それは言って、最後のこれ以上はやめます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午前 9時32分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。

本日は定例会12日目でございます。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（大石 巖君） 日程第1、一般質問を行います。

会議規則第57条第1項及び第2項の規定によりまして、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定によりまして、質問の順序は通告順といたします。

1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はございません。

それでは、順番に発言を許します。

◇ 増 田 剛 士 君

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

〔9番 増田剛士君登壇〕

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

今回はマスタープランについて質問をするわけでございます。

町は、平成21年から令和7年までの都市計画マスタープラン、以下マスタープランと呼びますが、を作成し、平成30年3月に更新を行い、現在に至っております。また、吉田町総合計画基本計画、吉田町国土利用計画の更新時期が迫り、素案や案が示されてきておる状況でございます。これらの計画には、このマスタープランとの連携があり、計画に反映されていくものと考えております。

そこで、当マスタープランの最終年まで2年を残すところになり、都市づくりの目標である「住みやすく活気のある 水・緑豊かな協働のまち 吉田町」実現のため、マスタープランの冊子に沿って以下質問いたします。

(1)第2章、都市づくりの基本理念と目標において大項目4つを挙げているが、現時点での町の評価は。

(2)第3章、都市基本計画について。

①「整備・誘導方針」、冊子内の21ページから22ページ中、商業・業務地に示されている内容の具体策は。

②「環境整備・共生計画」、27ページから29ページ中、河川環境の維持、整備において二級河川湯日川の整備が挙げられているが、進捗状況は。

(3)第4章、シンボルプロジェクトについて、シーガーデンシティ構想以外の3項目に関し、実現への見通しは。

(4)第5章、都市づくりの進め方の中で、住民の協働による町づくりにおいて、現在自治会活動にも協力的でない方々が少なからずいる。特に、アパートに居住する住民は町内会の奉仕作業などに参加することもなく、近所付き合いも希薄である。また、高齢化による自治会、町内会活動の低下が課題となってきた。このような状況下での協働による町づくりの進め方は。

(5)あと2年でマスタープランの構想を実現化できる割合は。

以上、御答弁をお願いします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 吉田町都市計画マスタープランについての御質問のうち、1点目の第2章、都市づくりの基本理念と目標において大項目4つを挙げているが、現時点での町の評価はについてお答えいたします。

吉田町都市計画マスタープランにおきましては、都市づくりの基本理念として、安全で安心して住む続けることのできる都市づくりを大切にする「安心定住」、健やかでにぎわいと活気のある都市づくりを大切にする「活気」、環境と共生する都市づくりを大切にする「共生」、自発し、互いに協力し合う都市づくりを大切にする「協働」の4つを掲げております。

町では、平成23年3月11日の東日本大震災以降、町民の命を守る津波避難タワーの整備や富士見幹線をはじめとする都市計画道路を中心とした避難路の整備、防災機能とにぎわい創出のための拠点である北オアシスパークの整備、町民の生命と財産を守るための川尻防潮堤や吉田漁港多目的広場の整備など、新たな安全を創出する津波防災まちづくりを進めると同時に、新たなにぎわいの創出を図るシーガーデンシティ構想を進めております。

目標の安心定住につきましては、これまでの幹線道路の整備に伴い、特に北区において大規模商業施設の出店や分譲住宅地の開発が進んでおり、北オアシスパークでは多くの人でにぎわっている様子を見ることができます。

また、活気と共生につきましては、東日本大震災の発生以降も継続して町内には多くの店舗や工場などが進出をし、活気やにぎわいが創出されているとともに、各事業所においても緑のオアシス条例に基づく緑地や環境施設の設置などが行われ、環境との共生が図られております。このほか、地域の公共花壇や沿道緑化などあらゆる場所において緑あふれる町づくりの推進が図られており、これらの維持管理につきましては、協働において吉田町花の会の皆様を中心に、多くの町民の皆様や企業の皆様にも御協力をいただいているところでございます。

このように、都市づくりの基本理念としての4つの大項目につきましては、おおむね順調

に進んでいるものと評価をしております。

次に、2点目の第3章、都市基本計画についてのうち、①「整備・誘導方針」中、商業・業務地に示されている内容の具体策はについてお答えをいたします。

住吉小学校南側に広がる商業地域につきましては、以前から商店が立ち並ぶ町内で唯一ともいえる商店街であり、現在も商店が営業しております。この商業地域の一部には旧主要地方道焼津榛原線が含まれておりますが、令和元年度末に県から町に道路の管理が引き継がれるに当たり、町としましては、安全で歩きやすい歩行者空間の確保を行うため、損傷が見られた道路側溝のふたの改修を県に依頼し、改善された経緯がございます。

また、隣接する地域の歩道のない道路には、商店街に歩いてアクセスがしやすくなるようグリーンベルトを設置し、歩行者の安全の確保を図っております。

都市計画道路榛南幹線や中央幹線の開通に伴い以前ほどの交通量はなくなり、周辺環境が変わっている状況は見られますが、高齢ドライバーの免許の返納などにより隣接する住宅地との環境の調和が図られた歩いて暮らせる町づくりの余裕度は年々増してきている状況でございますので、施設の改善などにより安全対策を講じてまいります。

次に、②「環境整備・共生計画」中、河川環境の維持、整備について二級河川湯日川の整備が挙げられているが、進捗状況はについてお答えいたします。

二級河川湯日川につきましては、既に湯日川親水公園の供用が開始されており、これまでも多くの皆様に利用されておりますので、今後も引き続き水辺に親しむことができることができる公園として適切な維持管理を実施してまいります。

また、散策路の整備につきましては、引き続き湯日川を管理している県と情報交換を行いながら進めてまいります。

次に、3点目の第4章、シンボルプロジェクトについて、シーガーデンシティ構想以外の3項目に関し、実施への見通しはについてお答えいたします。

平成30年3月に変更しましたマスタープランでは、シーガーデンシティ構想の推進、都市計画公園、能満寺山公園周辺・二級河川湯日川親水空間の整備、都市計画、浜田土地区画整理事業の促進、緑と花いっぱいの地域づくりの4つの事業をシンボルプロジェクトとして掲げております。

都市計画公園、能満寺山公園周辺・二級河川湯日川親水空間の整備につきましては、能満寺山公園の整備として、郷土資料館西側に計画をしております駐車場の整備において、関係者の方々に御理解をいただけるよう今後も引き続き交渉を続けるとともに、女坂への手すりの設置を進めているところでございます。また、湯日川周辺の環境整備の実施に当たりましては、引き続き県などと協議しながら取り組んでまいります。

都市計画事業浜田土地区画整理事業の促進につきましては、令和2年度から土地区画整備法第120条に基づく公共管理者負担金を浜田土地区画整理組合に交付するとともに、町が実施する工事として西の宮雨水幹線の整備を昨年度から再開するなど、浜田土地区画整理事業の促進を後押ししているところでございます。

また、平成29年度に都市計画法の用途地域を、第1種住居などから住居地域に変更しました都市計画道路である榛南幹線と東名幹線に関する延線につきましては、今後も引き続き組合の皆様と協力をしながらサービス施設などの誘導を図ってまいります。

緑と花いっぱいの地域づくりにおきましては、公園や公共施設内の花壇の適切な管理、沿

道の緑化や事業所の緑化について、多くの町民の皆様や企業の皆様などに御協力いただいております。

これらのシンボルプロジェクトにつきましては、現在のところ、実現に向けて着実に進んでいると考えておりますが、それぞれの事業の周知などにより、これまで以上に多くの方々にプロジェクトに参画していただけるよう努めてまいります。

次に、4点目の第5章、都市づくりの進め方中、住民との協働による町づくりにおいて、現在自治会活動にも協力的でない方々が少なからずいる。特に、アパートに居住する住民は町内会などの奉仕作業に参加することもなく、近所付き合いも希薄である。また、高齢化による自治会、町内会活動の低下が課題となってきた。このような状況下での協働による町づくりの進め方についてお答えいたします。

自治会や町内会活動に関する課題は、町としても認識をしているところでございます。しかしながら、町づくりには町民の皆様のお力が大変重要なものになりますことから、町民の皆様が多くが加入されております自治会、町内会の皆様との連携が今後必要不可欠であると考えております。これまでお答えしましたとおり、町は今まで町づくりのあらゆる場面において様々な方から多くの力をお借りしながら事業を実施してまいりました。具体例を申し上げますと、現在もシーガーデンにおきましては吉田町まちづくり公社に貢献しているほか、吉田公園南側用地における整備計画策定に当たり、吉田町商工会や町内小・中学校の児童・生徒の皆様からワークショップなどにより多様な御意見をいただいております。今後も引き続き町民の皆様が町づくりに参画できる仕掛けづくりを行い、多くの御意見をいただきながら、協働による町づくりを推進してまいりたいと考えております。

最後に、5点目のあと2年でマスタープランの構想を現実化できる割合はについてお答えいたします。

現在、町が推進しております吉田町都市計画マスタープランは、「住みやすく活気のある水・緑豊かな協働のまち 吉田町」を目標に掲げ、都市機能の方向性を定めたものでありますことから、現実化の割合をお示しできるものではないと考えております。

東日本大震災以降減少が続いていた人口が、シーガーデンシティ構想などの各種施策を進めることにより増加傾向に転じ始めておりますことから、この町が皆様に選ばれ、「住みやすく活気のある水・緑豊かな協働のまち 吉田町」の実現に向けて着実に進んでいるものと確信をしているところでございます。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

御答弁ありがとうございましたという中で、まず1点目の中で、御答弁の中でございましたところでいきますと、2つ目の質問の中で再質問させていただきます。

整備誘導方針という中で、商業地であるとか業務地、ここに、答弁にも示されてございますように、住吉地域の商店ということでございますが、現状を見てもうシャッターを下ろされているところとか、町内の商業、自分のうちもそうなんだけれども、お店と住居が大体一緒になっているところが多くて、御商売をやめるともう店舗を壊して住宅にしちゃっていますよね。本来、この計画で見っていきますと、高齢者の方に限らず、歩いて買物ができると

というようなことがうたわれていて、現状見て、なかなかそういったものがなくなってきていると。旧の焼津榛原線、東西に流れている。あそこは、昔の話なんです、東村銀座、お宮さんから私の住んでいるところの日の出町交差点辺りまで東村銀座と言われていたぐらい商店が並んでいたそうです。今見るともうほとんどない。

そうした中で、町が計画の中でうたっている歩いて買物ができるであるとか、商業について、店舗について、このままじゃもう本当になくなってしまうと思います。住吉のお宮さんから南に、海に下る、通称大道通り、あそこももう店舗は数えるほどになってしまいましたよね。ここもやっぱりちゃんとしていかなければいけないのかな、これはもう本当民間というのか、もともとあるお店だったりなのでどうしようもないのかもしれないけれども、これをどうこの計画に沿ってしていくのかというところが非常に心配というのか。これから高齢者にもかかわらず歩いていかなきゃいけない、買物に行かなきゃいけない。そういうことを考えると、やっぱりもう全然お店も減っていますし、それを考えるとどうしていくのかなど。ここにうたっているようにできるのかなというのが非常に疑問に思っています。その点についてお答えできますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

議員のおっしゃっている住吉地域につきましては、それこそ現場も私も歩かせていただきました。過去の、前任も見させていただいた中で、やはり商業施設というのが恐らく多分今より倍以上あったのではないかというふうに推測できます。そういった中で、都市計画、この用途地域につきましては、昭和59年に用途地域を定めまして、その頃はやはりまだ多くの商店が並んでいたというふうに推測できます。そういった中で、そこの商業地域を生かすということの中で用途地域を定めているというところが今のその用途地域で商業地域ということになっていますが、やはり今商業を営んでいる方が、それでもまだ30件以上あることは確認をしています。そういう中で、そこでも歩いてやはり買物ができる。言うても住吉の人口はやはり小学校や神社を中心にまだ多くの方がお住まいになられているという現状がございますので、今後どういった、それこそ商店街の皆様の御意見を伺いながらそういったことをお話ができれば、どういった対策を進めたらいいかということも含めて、やっていったらいいかというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

商店街、存在しないんですよ、今。今というか、もともと吉田町はここが中心地だよという商店街はないんですよ。そういった中で、本当に難しいんでしょうけれども、せっかく昭和59年、用途指定している中で、何かしらの手が打てなかったのかな、この20年間、策定から。もう後継者不足あり、商売やっていくの大変、経済事情ありで結局閉店していく方向です。その一方で、大手のスーパーがぼんぼんとできてきて、歩いていくよりも、そっこのほうが価格も安いとか、もう消費者心理からいったらそっちへ行っちゃうわけです。そういうことを考えていくと、本当に守っていくのか、そっちの方向に行ってしまう。歩いてどうのこうのよりも、そういった商店を残していきたいのか、もういいよと、大きな店舗を誘致して、そうすれば町民、消費者は喜ぶし、そういう方向に行っているのかというところがす

ごく疑問があります。

その点について、町の考え方、せつかく用途指定しているのに、一部ではそういう誘致をして消費者心理をあおって、そちらに行くようなことも考えている。なかなかこれ両立すること大変だと思います。大都会というか、東京辺りだと下町と何とかと言ってすみ分けができていたみたいなんですけれども、なかなかこの小さな町の中でそういったすみ分けというのは難しいと思う。その点について、どうお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

それこそ平成21年にこのマスタープランが策定をされまして、当時まだ今よりも店舗はあったかと思えます。そういう中で、商業地域に指定をするということは建蔽率でありますとか容積率というのが緩和をされていて、縦に大きなビルも建ちやすいような用途地域にはなっているんですが、そういったものをやはり、この策定した時点ではそういう商業地域として外すということは当然考えられない。今もまだ残っている以上、すぐに商業地域を外すということは今のところ考えられないというふうに考えています。

ただ、議員のおっしゃっている、やはり今後の後継者不足であったりとか、例えば大きなスーパーみたいな役割が今の商店街、商業地域の中にある商店で機能するものであるとするなら、やはり生かすべきなのかなという。例えば、お肉屋さんがあったりだとか、いろんなものがその商店街を歩けばそろそろというようなことであるなら生かしていくというのも一つだと思います。

ただ、そういった後継者不足であったり、今後改定が令和6年、7年と行っていくところではありますが、そこを、今の時点で見直しをかけるというのはちょっと難しいかなというふうに、商業地域を外すというのは難しいというふうに考えております。ただ、その後、検討するとかというようなことは計画の中でお示しすることはできるかなというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

あと2年、2年後、その改定のときに商業地域というものを外すのは難しいというお話なんですけれども、商業地域を外すとどういうことが起きてくるのかというのがちょっと理解できていないんですが、一切、商業地域じゃないんだからここで商売やっちゃいけないよというふうになっちゃうことはないと思うんですけども、その辺の点について。大型店舗は駄目ですよみたいなところがあるかもしれないけれども、小さなお店がおおと自然発生的にできてくる分にはいいのかなと思うんですけども、その辺の、商業地域を外すことによる影響というのはどういうものがあるのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

商業地域につきましては、先ほど申し上げました建蔽率、容積率というのが緩和をされています。一般の用途の指定のないところだと容積率が200の建蔽率が60というような数字で、敷地に対して60%の建築面積、あるいは200%の容積をつくるのが可能ですが、商業地域につきましてはそれが80%と敷地に対して大きく造ることができます。ですので、道路

沿いまでかなりの大ききで建物を建てるということが可能な地域となっていますので、それに沿って造った建物については、商業地域を外してしまうと既存不適格みたいな、そういった形にはなってしまいます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 土地の面積という意味では理解します。でも、商売やっちゃいけないよということはない、ただ単に建蔽率の問題で店舗が大きく取れないよというだけですよ。分かりました。

そうした中で、答弁にもあったんですが、歩道のない道路にグリーンベルトというようなことが示されてございます。グリーンベルト、もちろん大事なんです。でも細いグリーンベルト、結構ありますよね。人が本当に、子供が歩く分にはいいかな、でももし小学生あたりがランドセルしょってひょいと向いたら出ちゃうくらいのところかなりありますよね。そう思うと、このグリーンベルトの意味が本当に大丈夫なのかと思ってしまうんです。ましてや、すたすた歩いていく方ならいいんだけど、高齢者の方で押し車を押している方とか、あとシニアカーであるとか、ああいったものに乗っていたら、シニアカーも基本歩道ですから、意味あるのかなと思うんですが。その辺について、ただグリーンベルトを引いていますよというだけでこういった問題が解決できるのかというのは非常に疑問に思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

道路の施設の関係になりましたので、建設課のほうでお答えさせていただきます。

グリーンベルトにつきましては、それこそ車両の方、車に乗られている方がより明示しやすくなるもの、なので、歩行者の通る方の場所と車が通るところの場所というのがはっきり分かるような形で引かれているものになります。歩くところの対策という中での一つの方法の中でグリーンベルトというのは有効な手段の方法にもなりますので、これ自体のもので歩行者のほうの方が一応、全て守られるというわけではないんですけれども、車で通行される方もどこに歩行者のほうを通るかということも明示といいますか、分かりやすくなりますので、そういう面におきましては有効な手段の一つだというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

ということは、グリーンベルトというのは運転者に対してここは歩道がちゃんとあるんだよというのを示す程度のもんとして理解してよろしいですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

その程度と言われたらあれになるんですけれども、明示されるような形になりますので、歩行者もそこのところを歩いていただければ歩きやすくといいますか、通りやすく、安全になるというようなことだというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

グリーンベルトの話はその辺で。

この今の答弁の最後のほうなんですけど、歩いて暮らせる町づくりの重要度は年々増してきている状況でございますと。施設の改善などにより安全対策を講じてまいりますという答弁をいただいておりますが、これ、先ほど来グリーンベルト云々はあるんだけど、例えばこういった改善策というものを考えているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

今現在こうしていくというものは実際決まっておりはしません。ただ、考えられるものとしたしましては、今2車線ある、例えば今森下浜河原線、大道通りと言われていた森下浜河原線につきましては、今実際現場行きますと割とかなりの車が通行しているのが分かります。しかし、歩いて暮らせる町にするといった場合に、通行しにくいような、歩道帯を飛び出させるような形で、よく街場に行くと言つすぐに走れないような道路にしたりとか、そういった策というのが有効なのではないかと。今、住吉幹線ができて吉田港線が迂回する道路があるとすれば、そういった道を通行しにくく逆にして、歩きやすい道路を造るということも考えられることはあると思います。ただ、それが今そこでやりますということではなくて、決まっているわけではなくて、そういったことは考えられるというところでございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 通称大道通り、今の森下何とか線、細いんですよ、大道と言えども。そこをどう改善していく、今課長が言われたように、走りづらくするというのは非常に、走りづらいということは、逆にあそこ商店をもしちゃんとしていくんだったら商店の人たちが使うための道がまた欲しくなってくるということになってきます。そうすると、なかなか難しい。答えはないんでしょうけれども、定期的に道路を使わせないという、歩行者天国みたいな時間を設けるとか、そういったことによって歩かせる時間帯を区切って、買物の時間帯、大体これぐらいでしょうね、近隣の方が動く時間というのは大体これぐらいだねというデータがあれば、そういう時間帯を歩行者天国的なものにしていくとかということぐらいかな。道路をいじることはなかなか難しいと思いますので、それについてはまた今後じっくり考えていただいて、本当によりよい方向に持って行っていただければと思います。

そして、次にいきたいと思います。

これ②の環境整備、共生計画という中で、この湯日川のことに関してずっと昔から言われていることがあって、能満寺の下からずっと散策路を造るであるとか、ライン下りみたいな、川の中をライン下りするとか、そういった計画も過去あったようには聞いております。それがずっとほうっておかれているというか進展していない。ここにはこういった問題があって進展していかないのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

それこそ都市計画マスタープランを平成21年に策定しまして、その計画自体は以前からあるということが計画の時点で分かっていたことから、そういった計画もあるよということで住民の皆さんに御意見をいただきながら策定を進めていった経緯がございます。そういった中で、片岡区のプロジェクトに今入っておりますけれども、この湯日川の散策路、あるいは

小山城周辺の歴史ゾーンと合せた形の散策路を整備していくというような計画はもともとあったというのは認識しておりますが、平成21年に都市計画マスタープランを策定しまして、その2年後に東日本大震災が起こってしまったという状況がございます。そういう中で、思い切って、町としてはまずは防災、町づくりというところにかじを切って進めている状況の中でシーガーデンシティ構想が生まれ、防災町づくりとにぎわい町づくりというのを一緒に進めていくという状況の中で、今はとにかく防災を、まず守るという対策をすべきだということの中で、今ちょっと遅れている部分であるというふうに認識しております。言い訳の部分になってしまうところであるかもしれませんが、まずは皆さんの命を守る対策をした中で、にぎわいを今後進めていくというところの一つになろうかと思っておりますので、こちらのほう、ちょっと遅くなってしまっている部分ではありますが、決して忘れてはいるわけではなくて、こちらは今後小山城の活用とともに進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 答弁の中で湯日川親水公園のことが少し触れられてございます。親水公園については、過去自分も聞いているし、同僚議員も、このごろも聞いています。施設的にもう壊れたままのものもかなりあったり、本当に整備されているのというところで、非常に疑問に思うところがございます。親水公園、できた当時は本当にきれいな感じでできていました。今、もう本当に使えるところはある程度あるんだけれども、壊れているところもある。それがなかなか修繕されてきていないのかなというところも見受けられます。

あの親水公園を本当にどう活用していくのか。我々、私が本当に子供の頃はよく川で釣りをして遊んでおりました。今、釣りをするとってもなかなか、親水公園の近くは結構ちゃんと釣りをしようと思えばできる環境があるんだけれども、ちょっと上に行くともう草ぼうぼうでとても入っていけない状況があったりとかして、釣りとかそういったこともできる状況にないと思います。まずはそういうところもちゃんと整備をしていただいて、本当に水と遊ぶ、川で遊ぶということも考えていただければいいのかなと思います。

まず、最初に公園の整備、親水公園について、皆さんやっているんだけれども、改めてどういう方針で考えているのか、お願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

公園の管理、建設課が所管しておりますので、建設課のほうでお答え申し上げます。

今議員のほうから御質問ございましたように、湯日川親水公園の中でなかなか整備されていないところも、壊れてきているようなところもあるというようなお話でございまして、現状的にやっぱりそのような状況にはなっているというところはございます。ただ、今後におきまして、またあそこの整備等につきましては、どのような形でやっていくのがいいかというところも含めて検討しながら、予算のほうも、どのような、補助とかも使えるものがあるかというところも検討しながら対応のほうしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひ、計画にうたっている中のことなんで、やっていただきたいと思っております。

そうした中で、答弁の中で、湯日川を管理している県と情報交換というようなことが出ております。県などと協議という言葉も出てございますが、当然湯日川自体が県の管理もあるという中でのことだと思っておりますが、どういったことについて協議または情報交換しているのでしょうか。これ、私の言うところは防災とかじゃなくて、このマスタープランに出ているような内容に関して、そういったことをしているのかどうかというところでお願いしたいと思います。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

協議というものが、実際整備に向けた協議というのはこれからになるかと思っております。というのは、以前もちょっと同僚議員の方の御質問の中で回答した経過がございますが、県のほうが今湯日川水系河川整備計画というものを策定しております。実は、まだ策定が確定したということはちょっと聞いていませんので、県のほうで行われました県民意見提出手続ということでパブリックコメントみたいなものを行ったときに県の計画、こういった湯日川水系河川整備計画の原案というものが示されています。そういった中で、それこそ吉田町のほうのやはり町としてそういった散策路でありますとか親水公園的なものがやっていくということ、意見としてそういったものがあるよということ、内容を組み込んでくれた上で、ただ、その中身自体についてはまだ全然決まっていないという状況がございます。そういう中で、今後町のほうで散策路ですとか親水空間みたいなものを策定するに当たっては、やはり県のほうの御意見をいただきながらとか調整しながらやらなければいけないというところがありますので、その協議自体は今後ということでお考えいただければ結構です。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、県のほうには町としてこういうことをやっていきたい、こういう散策路にしたいというような具体的なものというものを示したということによろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

すみません、私の知る限りで、こういうものを示したかどうかというのはちょっと分かりかねますが、そういったものがあるということは認識は県のほうではしてくれています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 非常にあやふやな答弁なんですけど、課長が知らないだけで、出していますよということなのか。そこをちゃんと言ってくれないと困るんじゃないですかね。協議しようがない、県のほうも。吉田町さんからこういう意見が来ている、こういった計画があるということに関して協議を進めるというのがあるんじゃないですかね。そのところを、あやふやな状況で協議もへったくれもないと思うんですけど、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

県のほうの課題として上げているのが、湯日川には親水公園がありますということで、今

後、湯日川に対する関心や親しみを持って川と人の良好な関係を継続し、引き続き地域住民と共に良好な河川空間を生かした川づくりを進めていく必要があるということを進めているというところで、もう一つ、河川と地域との関わりに関する目標ということの中で、吉田町の町づくりの施策や取組と密接に連携して、安全安心で地域に親しまれる交流の場となる川づくりを目指すということを連携してくださっていますので、県のほうもそういった認識でいるということで御理解いただければと思います。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） なかなか御理解できないところがございます。要は、県がそれ言っているのは概念的なところですね。そうした中で、町の施策に沿ったどうのこうのと話があったんだけど、じゃ町の施策って何なのというところを今聞いているんであって、そういった文書が県のあれに載っていますというだけでは、なかなか御理解できません。町として、こういった施策があります。これを実行していくには県との協力が必要です。資金的なものも必要です。それをどうか御協力いただけませんか、御協議いただけませんかという方向でいっているのかいっていないのかというところが非常に分からないところです。お答えできるようにしたら、お願いしたいと思います。

明確に答えられないようでしたら、答えられるような状況をつくっておいていただければよろしいかと思いますが、できますか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

実際、今の時点ではっきり申し上げることはできませんが、申し上げられることがあるとすれば、今後やはり協議をしっかりとした上で進めていくということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 了解です。

次、移ります。

4点目のところでございますが、住民との協働という中で、私が示しておりますように、今吉田町へ転入者が非常に多い中で、過去20年、30年くらいで吉田町に居住されている方、非常に多くなってきていると思います。そうした中で、なかなか、もともといた住民の方と20年、30年住まれている方、もっと言えば最近移り住んできていただいている方、なかなかうまく協働というか、調和が取れていかないところがあると思います。そうした中で、吉田町、アパートもかなり増えているのかなと。アパートの方というのは仮住まい的な感じであるのかなというのもあるんだけど、そうした中で、そういった方々と本当に協働という意味でどういったことを投げかけているんでしょうか。吉田町に移住してくる方に対して、吉田町はこういう町なんで、こういうことに関しては皆さん御協力いただけますかねというような話をしているのかどうか。そういうのが全くなくて、ただ転入届やっただけだと、なかなかその辺が浸透していかないのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

すみません、都市環境課のほうで転入者に対する全体のことをちょっと把握できてはおりませんが、都市環境課として転入者に対して投げかけていることとしましては、ごみの関係、

地域のごみ出しの関係等につきましてはごみのパンフレットとカレンダーを配布して、そういったルールはしっかり守っていただくようにということは投げかけさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 協働というのが、どこまでを協働というのか分からないんですが、例えば河川清掃であったりとか、そういった奉仕作業的なもの、これも一つの協働作業、これ全部町でやるといったら、とてもじゃないけれども大変だと思うんで、これ一つの協働というか、町をきれいにしていくためのものかなとは思っております。そういったものでさえもなかなか出てきていただけないところがありますよね。実際、住吉辺り、本当にもう高齢化が進んできて、そういった奉仕作業すらなかなかできないよというところも出てきております。でも、すぐ横にアパートがあって、若い人いっぱいいるんだけど、その方々が協力してくれないのか伝達できていないのか分からないんですが、やってくれば、かなりそうした問題も解消していくんじゃないか。これ、一つの町全体を挙げた、ここに住まう人間の協働という方向に行くんじゃないかと思っておりますが、そういったことがなかなか伝わっていかない。ここにはどういった問題があるのかちょっと分からないんだけど、こういったものを改善していく、そして吉田町に住まう人全ての方が協働というスタイルが取れていけば非常にいいなと思うんですが、その点について、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

今、議員からも御質問ありましたとおり、やっぱり住民の皆様が一緒になってということで、協働ということがありました。その一例として今河川清掃というお話があったかと思えます。大変、町としましても河川清掃、非常に助かっている、また私たちも当然一緒に出ながら、地域、また自分たちの身の回りをきれいにすることで、一つ的手段として自治会と一緒に今行っている河川清掃がございます。また、そのほかにもボランティアで、いろんなグループで河川清掃であったりごみ拾いであったり、いろいろそうしたことを活動されている方々もいらっしゃいます。そうした中で、自治会が河川清掃のみならず、そうしたボランティア活動ももう少し活性化していくというのも一つあるかと思っております。

いずれにしましても、自分たちの地域は自分たちできれいにすることを皆さんに意識啓発をしながら、一緒になって町がきれいになるということを進めていく必要があるかなというふうに思っています。具体的にどうするのかというはあれですけども、やはり仕組みづくりと、仕掛けも含めて、そうしたことが必要かなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） まさに町がやっていただきたいのはそういった仕組みづくりだと思います。これを自治会や町内会に押しつけるのではなく、町のほうでこういった方向でいきましようよというところでやっていただければ非常にありがたいなと思っておりますので、ぜひその点については丸投げしないように、町のほうでまずは考えていただいて、一緒にやってみましようという方向でやっていただければと思いますので、お願いしたいと思っております。最後ですが、「住みやすく活気のある 水・緑豊かな協働のまち 吉田町」。飛行機でば

つと飛んできて吉田町を見たときに、緑がきれいだなと思って下りてきました、吉田町、すごいきれいだ、何があるんだろうと思って寄ってみたら雑草だった。そんなふうにならないように、雑草も緑なんです。空から見ると緑豊かに見えるんです、雑草も。でも、近づいていったら雑草だった。それはあまりよろしくないと思います。ですから、雑草の管理というのは非常に大変なのは分かります。そこでこの協働、先ほど言ったように地域の方をお願いする、企業の方もやっていただく。企業の方に関しては、かなりやっていただいているというのは聞いています。ただ、コロナ以降、コロナでちょっと中断して、それ以降なかなか動いていないねというところも聞いてございますので、その辺のところももう一度チェックをいただきたい。ぜひ、きれいな町、この目標に沿った町をできるようにお願いしたいと思います、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

それこそ、都市計画マスタープランにつきましては、そういった「住みやすく活気のある水・緑豊かな協働のまち 吉田町」を掲げて整備をさせていただいておりますが、やはりこの2年でまだできない部分というのは多くあります。しかしながら、当然そういった方向性で、マスタープランというのは方向性を示すものでありますが、やっぱりそこに向けた取組というのは絶えずやり続けなければいけないと考えていますので、都市環境課のほうで雑草管理というか、公共施設の雑草管理のほうはやらせていただいておりますけれども、住民の皆さんによくやってくれているなというふうに言われるまで頑張りたいと思っています。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ぜひ、実現を目指してお願いしたいと思います。また、2年後以降、新しいマスタープランを計画するときには、ぜひこの課題を克服できるようところで計画を立てていただければと思います。

以上で終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、9番、増田剛士君の一般質問が終わりました。

◇ 平 野 積 君

○議長（大石 巖君） 続きます、7番、平野 積君。

〔7番 平野 積君登壇〕

○7番（平野 積君） 7番、平野です。

私は、通告書のとおり、答弁等の「検討します」の検討状況について質問します。

議会は、本年10月に議会報告会を町内4地区で開催しました。町民の皆さんとの意見交換において、数名から、一般質問や質疑で「検討します」との答弁が数多く見受けられ、議員はその検討状況をフォローしているのかとの意見がありました。それらの意見をきっかけとして令和4年度の会議録を見直した結果、70件以上の「検討します」の項目が存在することが分かりました。

そこで、私の一般質問は、質疑及び町長の施政方針における「検討します」等の中から、その後の検討状況、進捗状況の確認ために以下の質問をいたします。

(1) 総合計画におけるSDGsの取扱いの検討状況は。

(2) 職員のフレックスタイム制の弾力運用に関する検討状況は。

(3) 自治会への加入促進のための、自治会連合会と連携、企業への働きかけ及び全国先進事例などを参考にしながら対応を図ることの検討状況は。

(4) 全周防御の構築に向けた想定最大規模の津波の遡上シミュレーションの進捗状況は。

(5) 単独浄化槽から合併浄化槽への切替えについて、補助金終了後に単独浄化槽が故障した場合の補助の在り方の検討状況は。

(6) 令和5年度の全国学力調査の結果は、総合計画の目標として掲げている令和2年度に小学校、中学校ともに全科目県平均正答率以上を達成し、以後継続させるを達成できず、全科目において県平均正答率を下回った。全学年にわたって学力調査を行う吉田町学力調査を休止してから3年目、小さなPDCAサイクルを回す現行制度の有効性の判断、吉田町学力調査の復活または他の方法が望ましいのかの検討状況は。

(7) 小・中学校の教員との話合いで、コミュニケーション力を上げることが中1ギャップ解消の一助となるだけでなく、将来的に子供たちが社会生活を送っていく上で大切であるとして、コミュニケーション力の向上を目指すとしていた。具体的にどのようにしてコミュニケーション力を上げようとしてきたのか。また、その成果は。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 答弁等の「検討します」の検討状況についての御質問のうち、1点目の総合計画におけるSDGsの取扱いの検討状況はについてお答えいたします。

SDGsにつきましては、2015年の国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに掲げられた国際目標であり、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものとして国を挙げて積極的に取り組んでおります。

本町におきましても、第6次吉田町総合計画の策定に向けて町内4地区で行ったタウンミーティングにおいてもSDGsに関する御意見をいただいております、町と住民、関連団体などとの間においてSDGsという共通言語を持つことで政策目標の共有と連携を図り、同じ方向性を意識してよりよい町づくりを進めていくことが重要であると認識しております。現在策定を進めております第6次吉田町総合計画におきましては、内閣府地方創生推進室による地方創生SDGsローカル指標リストにこの計画における各取組の成果指標を照らし合わせ、各施策分野に対する169のターゲットを検討し、総合計画の各分野について、目的が同じとなるSDGsの17のゴールを分野ごとに表記し、そのつながりを示すよう進めております。

次に、2点目の職員のフレックスタイム制の弾力運用に関する検討状況はについてお答えいたします。

国では、フレックスタイム制の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力開発やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保に資するものであり、ひいては職員のエンゲージメントを高め、公務能率の向上や多様な有利な人材確保につながるものであるとの認

識の下フレックスタイム制を進めており、地方公共団体に対しても積極的な導入を促しております。このフレックスタイム制は、一定の期間について、あらかじめ総労働時間の範囲内で労働者が日々の始業や終業時刻、労働時間を自ら決めることができる制度でございます。住民に最も近い私たち基礎自治体においては、主に来庁される町民の皆様などに対して行政サービスを提供しており、職員が自由に勤務時間を決めることになると開庁時間から閉庁時間の間に職員が少なくなる時間帯が発生し、行政サービスに支障を来すおそれがありますことから、国のようにすぐに導入することが難しい制度でございました。

このたび、国においては人事院勧告に基づきフレックスタイム制を見直し、より柔軟な働き方を推進することとしており、これを機に地方公共団体に対して制度の導入を検討するよう促している一方、フレックスタイム制の導入に関しましては、国家公務員における取組を考慮し、各地方自治体の実働に即し適切に判断することとしておりますので、町におきましてもこうした状況を踏まえながら、試行的かつ段階的に導入していきたいと考えております。

このような考えの下、職員に対しまして9月に職場環境に関するアンケートを実施し、その回答を集計し、分析をして検討を重ねた結果、育児や介護などをする職員に限定したフレックスタイム制を来年1月から試行的に開始することとしております。今後は試行的に開始するこの制度の運用実績を検証し、問題点や改善点を踏まえながら、よりよい制度にしていきたいと思います。

次に、3点目の自治会への加入促進のための自治会連合会と連携、企業への働きかけ及び全国の先進事例などを参考にしながら対応を図ることの検討状況はについてお答えいたします。

自治会への加入につきましては、昨年度第3回議会定例会における一般質問でもお答えしましたとおり、少子高齢化や核家族化をはじめとする社会情勢の変化、個人の価値観、多様化などにより、若い世代を中心に自治会や町内会離れが全国的に課題となっております。

町といたしましては、自治会の皆様が加入促進に取り組む上での手がかりとしていただくため、昨年10月に全国の先進事例として紹介されておりました自治会加入率が99%であり、女子役員の登用率も高い福岡県那珂川市の玉塚台自治会連合会を視察先として選定し、研修や意見交換を行う中で、加入促進の方策などにつきましても事例を紹介していただき、意識を深めてまいりました。加えて、自治会連合会と連携して加入促進のためのチラシを作成し、1月から役場窓口におきましても転入手続の際に配布しているほか、各自治会において配架するとともに、そのチラシのデータを各自治会においても活用し、加入促進に努めていただいているところでございます。さらに、年々増加している外国人住民の皆様に対しましては、現在、町の多文化共生コーディネーターに英語、ポルトガル語、中国語などへの翻訳を依頼し多言語のチラシを作成しているところでございますので、今後、このチラシを活用し、町内企業や関係団体などの皆様にも御協力いただきながら自治会への加入を呼びかけていただく予定でございます。

次に、4点目の全周防御の構築に向けた想定最大規模の津波の遡上シミュレーションの進捗状況はについてお答えいたします。

町が推進する津波防災まちづくりが成功するか否かは、町内の海岸線全域防潮堤整備に加え、大井川や坂口谷川の堤防のかさ上げにより町内に津波を入れない、いわゆる全周防御の構築にかかっております。本年度実施しております津波遡上シミュレーション業務では、海

岸堤防法線上、大井川や坂口谷川の河川堤防法線上に壁立てしたモデルを構築し、想定される最大規模の津波に対する大井川や坂口谷川への津波遡上高を算出することを目的としております。この業務につきましては、7月に委託契約を締結し、現在は国や県、隣接市からの資料収集を終え、海岸堤防や河川堤防に壁立てしたモデルにおける津波遡上シミュレーション作業を行っているところでございます。この津波遡上シミュレーション業務は本年度中に完了する見込みでございまして、その後、このシミュレーションの結果に基づき、関係機関と調整を図りながら、それぞれの河川における整備の方針を固め、全周防御の具現化を進めてまいります。

次に、5点目の単独浄化槽から合併浄化槽への切替えについて、補助金終了後に単独浄化槽が故障した場合の補助の在り方の検討状況はについてお答えいたします。

町では、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、ここ数年は浄化槽補助金の予算を増額し、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を積極的に進めていただけるよう努めているところでございます。議員の質問の内容につきましては、昨年第3回議会定例会における第44号議案 令和3年度吉田町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑の中で今後検討していく旨の答弁をいたしました。その後、浄化槽補助金制度の在り方について検討し、本町の浄化槽補助金制度は合併処理浄化槽設置を促進するための政策誘導的補助金でありますことから、故障時に対応するための補助金について、予算の確保はしないという判断をいたしました。この判断につきましては、本年の第1回議会定例会の第10号議案 令和5年度吉田町一般会計予算についての質疑におきまして、山内議員から浄化槽補助金に関して、利用している単独浄化槽が損傷したときなどに町はどのような対応を行うかとの御質問に対し、浄化槽が故障などした場合における補助制度として別枠は設けないと答弁をさせていただき、町の考え方は既にお示しさせていただいたものと認識をしております。

続きまして、6点目以降の御質問につきましては教育長から答弁させていただきます。

○議長（大石 巖君） 教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） それでは、6点目の令和5年度の全国学力調査の結果は、総合計画の目標として掲げている令和2年度に小学校、中学校ともに全科目県平均正答率以上を達成し、以後継続させるを達成できず、全科目において県平均正答率を下回った。全学年にわたって学力調査を行う吉田町学力調査を休止してから3年目、小さなPDCAサイクルを回す現行制度の有効性の判断、吉田町学力調査の復活または他の方法が望ましいのかの検討状況はについてお答えいたします。

校内で実施している定期テストや単元テスト、小テストなどを活用し、理解が不十分な分野を把握したり補充学習したりすることを繰り返すサイクルは定着してきており、1人1台端末の導入によって学習した内容をクラウド上に保存できるようになったことから、教職員も児童・生徒も、これまで積み上げてきた学びの足跡をいつでも見て振り返ることができるようになりましたので、小さなPDCAサイクルは有効に機能していると判断しております。その上で、授業のさらなる充実について検討したところ、本年度は1時間の授業を探索的な学習の過程と捉え、課題を設定し、課題解決のための情報を収集し、集めた情報を整理、分析した上で自分の考えをまとめ、表現して振り返るといった学びのサイクルにも取り組んでおり、テストだけではない、授業の中でPDCAサイクルを回す方法も新たに実施していると

ころでございます。さらには、小・中学校が全教室の授業を公開し、それを全ての教職員が参観した上で、お互いの授業内容について協議をしたり、信州大学の佐藤和紀准教授の講話を聞き、自らの授業に生かしたりするなど、授業力の向上を図る全教職員研修会を年4回行うことで、教職員自身も学ぶサイクルを回しながら児童・生徒の学力向上につながる授業力の向上に取り組んでおりますので、吉田町学力調査の復活ではなく、現在の取組を継続して実施してまいりたいと考えております。

最後に、7点目の小・中学校の教員との話合いで、コミュニケーション力を上げることが中1ギャップ解消の一助となるだけではなく、将来的に子供たちが社会生活を送っていく上で大切であるとして、コミュニケーション力の向上を目指すとしていた。具体的にどのような方法でコミュニケーション力を上げようとしてきたのか。また、その成果はについてお答えいたします。

コミュニケーション力の向上につきましては、各小・中学校の教職員がコミュニケーション力をどのように捉えるかという共通認識を持たなければ児童・生徒への指導ができないのではないかと考え、各校の校長と協議した上で、コミュニケーション力を発揮している姿を共有いたしました。コミュニケーション力を発揮している姿とは、単に人の話を聞き、自分の考えを話すという表面的な会話をしているだけではなく、自分とは異なる他者を認識し、理解しようとしている、他者認識を通して自己の存在を見つめ深く思考している、他者と協調、協同しながら、正解のない課題に果敢に挑戦しているといった内面的な資質を含めた姿と捉えました。町全体で児童生徒のコミュニケーション力をつけていこうという取組は、年度当初の全教職員研修会でも教育委員会から伝えるとともに、各学校においてもグランドデザインにコミュニケーション力を明記し、校長から教職員に学校経営方針として説明しております。コミュニケーション力を育成する場合は、授業であったり学校行事や児童会、生徒会活動などの特別活動であったり、学校の日常生活の様々な場があるわけですが、特に授業においては協働的な学びが求められておりますので、ペアやグループ、学級全体など児童・生徒同士が関わり合いながらインプットとアウトプットを繰り返していく中でコミュニケーション力を高めているところでございます。

その成果といたしましては、児童・生徒が他者の意見を頭ごなしに否定することなく、考えの多様性を認めたり、他者の考えにつなげて自分の考えを述べたりする姿が授業の中で多く見られるようになってきています。こうした他者理解を通して児童・生徒が自己理解を深め、共に成長していくためにも、今後も引き続きコミュニケーション力の向上に努めていきたいと考えております。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） では、最初にSDGsの取扱いについて再質問いたします。

第6次吉田町総合計画基本計画素案を見せていただきました。そこにSDGs目標に関する記載があり、各分野において、分野の施策を実施することで達成が期待できるSDGs目標を示していますとの説明があり、各分野で関連すると思われるSDGs目標のマークが記載されておりました。

そこでお伺いします。

各分野の施策を実施することで達成ができるSDGs目標は、誰がその分野に当てはまると考えたのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

そのSDGsの関係でございますけれども、SDGsがグローバル指標ということで、かなり世界的なものでありますので、日本になじむかなじまないかというところもあります。そういう中で、内閣府が出しましたローカル指標というものがございます。その中に、それは世界的なグローバル指標を日本の、どこにどういうふうなものに当てはまるかというものが示されているものでございます。その中のところにつきまして、今吉田町で掲げている成果指標について、そのグローバル指標と突合いたしまして、それがどこに該当するかというところを、そのローカル指標と照らし合わせながら企画課のほうでそれについて指標を固めていったというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 企画課が決めたという理解でよろしいでしょうか。

総合計画の基本計画には45の分野が記載されています。そのうち18分野でマークがついている目標がSDGsの目標の11番目、住み続けられるまちづくりをでした。しかし、くらし安全の分野や地域医療の分野には住み続けられるまちづくりをのマークがついていません。また、第5章の誰もが健康でいきいきと暮らせるまちづくりの中の分野、高齢者支援の分野にはそのマークがついていますが、子育て支援や障害者支援の分野にはついていません。それらの理由は、どういう理由でつけたりつけなかったりしているのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） あくまでもそのローカル指標の中のところとの突合で、そのSDGsのゴールとなる、17のゴールとなるところについて、どこに該当するかというところを照らし合わせたものでございます。例えば、高齢者であるとか子育てというものと、例えば先ほど言った医療であるとか、そういうものがどこでどういうふうに突合するかというものはその中で示してございますので、その指標がそのゴールの中のところになかったというところで、今回そのところには示していないというところでございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 総合計画基本計画の上位概念として総合計画基本構想があり、第6次の素案においては将来都市像の案として「豊かで活気にあふれ 心を魅了するまち 吉田町」を掲げ、それにひもづく基本理念が3つ挙げられています。その基本理念の1が「安全で安心して住み続けることができるまちづくり」となっています。その基本理念1にひもづく基本計画の第1章、第2章と。基本理念が住み続けられるまちづくりとなっているわけだから、それにひもづく第1章、第2章の分野というのは全て住み続けられる11番目の目標のマークがついてもいいと思うんですが、普通に考えたらそう思うんですが、それに対して、ついているのついていないのがあるということは、先ほどの答弁で国が決めたことだから、私が決めたことじゃなく、国が書いているからそうしたという判断ということなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 企画課長、石間智三郎君。

○企画課長（石間智三郎君） 企画課です。

考え方としましては、先ほど言った町づくりという中、考え方というのは、やはり今言ったSDGsの区分けがしてあるところにたまたまそのものがあるかどうかというところの突合なんで、その目標について、その指標について、町づくりについて考えていないかというところ、そこはもう共通の認識の中では考えているという中で、その突合のところでもたまたま判断としてこちらのほうのところの指標を使ったというふうな考え方で進めさせていただいております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） もしこれをやろうとするのであれば、もっと町民に分かりやすいように分類していただければというふうに思っておりますが、私自体はこれする必要あるのかなという思いが実はあって、吉田町はSDGsに対して、目標に対して、目標を意識していますよという何か意思表示的な感じで終わっているのではないかと感じております。私としますら、この施策はやめておいて、吉田町として、よりSDGsの目標というものを意識した行動を進めていきますよということをもっと前面に押し出していいのではないかなというふうに私は思っています。

SDGsの目標というのは、国や自治体とか企業だけが進めていくような目標ではなくて、吉田町で言えば、吉田町民全員がSDGsに関心を持って、それを考え行動していくということが必要なんではないかなというふうに考えておまして、今の基本計画の中に7つの柱、その下に重点プロジェクトというのが書いておりますけれども、それはどちらかというと行政が頑張りますと、努力しますというような項目ばかりなんです。それに対して、SDGsを意識した中において、7つの柱というのは生かしたとして、柱を8つにしてSDGsの推進、副題として町民の皆さんと共にというような感じで、要するにみんなで考えていきましょうよ、SDGsをと。そのプロジェクトとしては、地球温暖化防止対策、ごみの減量、汚水処理施設整備とかいうのを設ければ、それらは7番目の「エネルギーをみんなにそしてクリーンに」、12番目の「つくる責任 つかう責任」、そして6番目の「安全な水とトイレを世界中に」というようなことに当てはまると思うんで、それをもっと前面に出して、吉田町はこういうことをやっていく、町民の皆さんと共に、一緒にやっていくんだということをしっかり表に出したほうが、より町民の皆さんには理解されるというふうに考えております。今3つ挙げたものはその詳細の分野の中に全て入っているわけですよ。具体的にはやりますよという意識を書いてあるわけなんで、それを表に出したらどうかというのが私の考えでありますけれども、吉田町全体の皆さんと共にSDGsというものを意識して盛り上げていくというようなことを町が進めていくというようなことをやったらどうかと思うんですが、谷澤理事、どう思いますか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

今議員のほうからSDGsの考え方という部分を踏まえて御提案ということで今お聞きさせていただきます。

今回、吉田町につきましては、今回の第6次、今、案の段階でございますけれども、当町につきましてはその前にも、後期基本計画の段階でもこのSDGsをどうしていくかというところも検討を行っております。これは確かに、今議員のおっしゃったように、全ての事業、

いわゆる、例えば男女共同参画とか、そうした意識的なもので全てに共通するものではないかと。その中でも分野がありますけれども。そうした中で、前回のときはそこを、SDGsを入れなかったという経緯がございます。今回、先ほど町長、それから企画課長からも答弁ありましたとおり、このSDGsをやはり共通の言語、住民と一緒に共通の言語として、みんなで目標を達成するんだということの中で、今回明記をしましょうと。そうした中で、SDGsを、ただ単に表記をしているというわけではなくて、今回SDGsを上げるに当たりましては、町としてはこの分野を、こうしたことを目標にするんだということで、共有、それから意識をすること、事業実施に当たってこのSDGsを意識して行っただというこの意思表示というふうに捉えていただいたほうがよろしいかなというふうに思っております。確かに、全体的な考え方というのは確かにそのとおり、SDGsはいろんな幅が広いものとなりますので、その中でも特に共有、進めるべきということで、先ほど企画課、それから、これ企画課が勝手に決めたわけではなくて、企画課が示しながら担当課と協議をしてこの分野にしましょうということを決めているところがございますので、そうした経過を踏まえた中で、特にこの事業を、目標とするものは何かというところで行ったものとなりますので、ただ、議員が言われる全体的なという考え方、確かにそのとおりだと思いますので、その点については意識をして事業を進めていくということは大事なことだというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 先ほど町長の答弁にも、町と住民、関連団体などの間においてSDGsという共通言語を持ち、持つことで政策目標の共有と連携を図り、同じ方向性を意識してよりよい町づくりを進めていくことが重要であると認識しているというふうに記載されていますので、ぜひそれを具現化してやっていただけるようお願いしたいというふうに思っておりますので、今後も注目していきますので、よろしくお願いします。

2番、3番はちょっと飛ばします。

津波遡上シミュレーションについて先にお伺いします。

先日の町長の行政報告において、予定した、今日の答弁にもありましたけれども、資料収集を終え、現在大井川と坂口谷川において想定される最大規模の津波遡上シミュレーションを進めているところがございますというふうにありましたけれども、どういう資料を提供するのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

この業務、防災課のほうで担当させていただいておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、資料収集としまして、代表的なものになりますが、まず1つ目、国からはいろいろ業務のほうやられているんですけれども、そういった業務の中で業務の成果であったり、あと防潮施設、いろんな施設があるんですが、その位置情報であったり、諸元的、あと図面の情報なんかもいただいているのはございます。また、県におかれましては、静岡県第4次地震被害想定、被害想定成果、あるいは県が持っている、今坂口谷川の水門とかやっておりますけれども、そういった施設の位置情報であったり諸元、そういったデータもいただい

おります。当町においては防潮堤の図面というところになるんですが、あと今回大井川と坂口谷川ということで、大井川の向こう側には焼津市さんがございまして、坂口谷川には牧之原市さんでございますので、それぞれの市からそれぞれの市が考えている防潮堤の整備に関する資料、こういったものを収集したというところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） そういうお話ですと、最初、私は吉田町単独の事業で進めているのかなと思っていましたが、今のお話だと焼津や牧之原も共同で、例えば坂口谷川、大井川の堤防のかさ上げをやっていこうというときには、共同で県と共にやっていくという認識なんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

この業務自体は吉田町単独でやっているものでございますが、検討するに際しての、また今後整備を進めていく上でも、当然県と両市との協議というか、調整が必要になってきますので、業務は単独で進めていますが、関係機関と調整しながら進めるような形にはなりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） この件に関しては、3月の予算議会において質疑をしているわけですが、課長も替わったということで再度お伺いしますが、今回のシミュレーションと前回ハザードマップをつくったときの前提条件としては何が違うのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

改めて違いというところをちょっと説明させていただきたいと思うんですが、まず平成23年度にハザードマップを作るに当たりまして実施しました津波浸水シミュレーションでございますが、この当時はまだL2津波対策というのを考慮しない、当時の地形モデルであったり当時あった構造物のモデルにおいて、想定最大規模の津波があって、そのときに町内どのように浸水するかという状況を把握するためのシミュレーションでございました。

今回実施させていただいております業務は、L2津波対策を反映させます。まず構造物モデルとしまして、海岸防潮堤には川尻防潮堤ができました。また、住吉も今後進める予定がございます。また、間の吉田漁港もL2対策を進めます。そういった整備をやったという前提。あと河川でございますが、ここも遡上する津波が町内に入らないように、そこには壁立てという表現をしていますが、今高さの要素は持っていないので、そこに高さの要素を持たない壁を立てて、津波が来たときにどのように津波が挙動するかというか、上がっていくかという、要はL2津波対策を反映させた上で、想定最大規模の津波に対する堤防の必要施設高を算出するためのシミュレーション、そのような違いがございます。

一番大きな違いは、やはり河川に壁立てを行いますので、23年にやったときは陸側からこぼれるのと河川からこぼれるの、どちらが大きいのか、大小あるんですけども、仮に川からこぼれるのも反映したとしたら、今回はそれを加えない設定になりますので、その違いが大きく出てくると、そういうものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 川尻防潮堤が完成したわけです。この完成までに10年かかっているわけですが、ほぼ10年。住吉の防潮堤を造るとしても、またそのぐらいの時間がかかるかもしれない。現在のハザードマップはL2クラスの津波が発生した場合、昔の防潮堤を乗り越えるというのが前提で造られているという今お話でございました。しかし、町長はじめ、皆さんの努力で川尻側の防潮堤ができることになりました。これによって、津波が押し寄せてきたときに、防潮堤にぶつかって、津波はかさ上げされるわけですね、詰まってきて、ぐっと上がって。逃げ場として、大井川に逃げたり吉田漁港に逃げたり、住吉川に逃げたりすると。今来ればそういう状況になると思います。

そういうことは今回逃げ場をつくったらどうなるかというシミュレーションをやるわけだから、それは御存じだというふうに思いますが、今回のシミュレーションというのは全周防衛の観点で、住吉川の防潮堤ができたことを前提としてシミュレーションをやる。ところが、住吉川の防潮堤ができるのにまた10年近く年月がかかるとすれば、前回の全部津波が乗り越えるという状況じゃなくて、川尻側の防潮堤ができることによって大井川にも結構行くだろうし、吉田漁港にも入ってくるだろうし、住吉側も、それは今ないんだから、乗り越えるとしても、今まで以上に、ふわっと乗り越えるんじゃないかとぶつかって急速にひゅっと周りに広がっていくわけですね。そうしたときに、ここの10年間の、どういう浸水状況になるかという、川尻防潮堤ができたことを前提として、今現在の津波ハザードマップというのを作ることによって町民の皆さんに、やはり大分薄れている防災意識、こういうのも再度高めてもらうということも重要なことじゃないかなと思うんですが、それに関してはどういう御意見をお持ちでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

議員おっしゃられますように、平成23年度にハザードマップを公表させていただいてから、川尻防潮堤ができたというあたりで大分津波対策の事業も進んできて、今当時に比べて大分津波に対する影響というのは変わっているのは確かに事実でございます。ただ、当町としましてはまだできていない吉田漁港であったり住吉工区を、まだまだお示しする段階ではございませんが、早急に着手できるように今調整を進めているというところでございます。それがいつまでにできるかというのは、まだ時間がかかるのは確かなんですが、それまで、その都度都度、そのときの現状に応じたハザードマップを作るかどうかということで、今そのような計画はございませんが、今回こういったシミュレーションもやっている中で、必要に応じて町民の方に周知させなければいけないような状況ということでございましたら、そこは検討していきたいなというふうに思っています。現時点において、今この時点で、川尻ができた時点でハザードマップを作るという計画は持ち合わせてございません。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今の答弁で、町民の皆さんにお示ししなければならないような状況が生まれればやりますということで、どういう状況になったらそういうのをやるとおっしゃっているんですか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

それは、やはり今までお示ししているハザードマップと明らかに大きく影響が違うというものが想定される場合だと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 津波が全部乗り越えるという状況に対して、川尻側の防潮堤ができました。これ、大きな違いじゃないんですか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

確かに防潮堤できましたので、そこに当たる津波で、反射というんですが、それにある影響はあると思うんですが、ちょっとすみません、それがどの程度影響を及ぼすかというのは今把握できておりませんので、そういうのを踏まえた上で、必要に応じてというところになろうかと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） ということは、今、町は把握していないけれども、それを把握すべく調査して、それが必要であればハザードマップに持っていきますという理解でよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

今実施している業務では、まさに川尻工区のところも防潮堤建てた上でのシミュレーション、まさに実施しているところでございますので、今その結果が今月中には概成が出来上がってくるような予定になっておりますので、その中で、ちょっと結果を見ながら検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 検討されるということなので、またやりましょう。

教育のほういきます。

全国学力調査の結果ですけれども、先日の町政連絡会で令和5年度全国学力・学習状況調査の結果という資料を頂きました。そこに記載されていた今後の取組についてお伺いします。

この文書、どなたが作られたんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

町政連絡会の全国学力・学習状況調査の結果の資料につきましては、教育委員会で作成をいたしました。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 特に意味が分からないのが、3つの取組のうち2番目、基礎的、基本的内容の定着を図る習得のサイクルと課題を設定し、情報を収集、整理、分析し、まとめ、表現する探索サイクルを効果的に活用するとともに、児童・生徒一人一人が明確に課題を持

ち、主体的に学ぶとともに、友達と協働的に学び、高め合うことによって学力の向上を図ると記載されています。

まず、基礎的、基本的内容の定着を図る習得サイクルというのはどういうものなのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

基礎的、基本的内容の定着を図る習得のサイクルと申しますのは、いわゆる、小学校1年生であれば算数の1足す1は2とか、そういった基本的なもの、それから知識的なことについてのもが習得のサイクルということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今のサイクルになっていないような気がします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

サイクルとしましては、そういった知識を積み重ねていくことがサイクルということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 探索のサイクルは先ほどの答弁にもあったようなので飛ばしまして、児童・生徒一人一人が明確に課題を持ち、主体的に学ぶとありますが、そのようにするためにはどのような指導を行うのでしょうか。また、そのために学校にどのような指示を出したのでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

探求のサイクルにつきましては、教育長答弁でもございましたが、1つの授業、1時間の授業の中で、児童・生徒一人一人が明確に課題を持ちというところについては、これは探求のサイクルに関係することなんです、それぞれ1つの授業の中で課題を、明確に課題を持ちというのは個人個人が1つの授業の中で必ず課題を設定します。その課題を持ちというのがこの文章になりまして、それを主体的に学ぶ、つまり個人個人が自分として学ぶ。さらに、自分個人でできない場合とか自分のものを確認するために友達と協働的に学び、高め合う。つまり、自分が主体的に学んだことを友達と協働的に確認をして、それによって高め合うから学力も向上するということになります。これを今現状、実際にやっていることなんで、これも引き続きやっていくよということで教育委員会として決めたというものになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今読み上げていただいたぐらいの説明しかなかったと思いますけれども、要するにそのために、それを強く押し出していこうと、今後の取組ですよ。今までもやっているから、それを続けますというのか、よりそれを強めてしっかりやっていきたいと思いますというのであれば、今まで以上に何がしかの指導とか指示を出すべきだと思うんですが、それは今までどおりでいいよ、今までやっていることやから入れておくねというぐらいの気

持ちでここに入れているんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

今般の令和5年度の全国学力調査の結果が弱い部分、課題の部分の情報を利用して課題を解決する力が弱いということになっておりますので、そういった点をどう強化していくかということ考えたときに、やはり先ほどの課題設定というところの探求のサイクルが重要であると。これについては昨年度もやっていたんですが、今年度はさらに学校教育課の指導主事が中心となって各学校にそれを強く推し進めるように伝えていって、それをさらに、現実的に今の授業の中でしっかりとやれている状況に今なっているので、それをより強く、このまま進めていきたいと思いますということで、教育委員会としても各学校に提示をしているということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 私の能力が足りないのかもしれませんが、この文書を読んだだけでは何をやるのか全然分かりません。もっと、保護者に対して出すのであれば、しっかり保護者に分かるような説明にしていきたい。ここは要望でもいいです。今後考えていただければと思います。

全国学力調査の結果を見て、気になることが2点あります。

1つは、中学校の結果が10年間静岡県平均を常に下回っているということと、令和4年、令和5年で小学校の結果が静岡県平均正答率を下回っていると。今まで、小学校のほうは割と、上回っていたり下回っていたり、これを繰り返していたような気もしますが、令和4年、5年というのは続けて低下していると。ちょっと心配なことは、小学校において、最近の授業は個々にタブレットを持って授業を進めています。町長の行政報告にもありましたけれども、9月にはICTの利活用に向けたGIGA参観日を開催し、全国の教職員など100人以上参加されたり、文部科学省が実施するリーディングのDXスクール授業により、学校現場におけるICTのふだん扱いを全国に普及させていく役割を担っておりますことから、本年度はこれまでに県内外35市町の視察を受けているということです。

我々も、最近スマートフォンとかパソコンを使うようになって、私自身の記憶力というのは低下しているのではないかというふうに感じているところであります。覚えなくても手近に検索できるスマートフォンを持っていれば、電話番号なんて、昔は覚えていたけれども、今全然覚えられないじゃないですか。それは、見れば勝手に表示されて出てくるんだから。そうすると、何が言いたいかということ、子供たちというのは手軽に検索する手段というのを今もう持ったわけです。タブレットも与えられ、授業でもそれを使ってやっているということから。ところが、疑問に思ったことを調べるという習慣はついてきたかもしれないんだけど、調べたことを頭の中にインプットしていくという作業がおろそかになっていないかというのが心配なわけです。それがきっちり入っていれば、それは全然問題ないし、もう私なんか調べて分かった、ほかのこと、あれはあそこ調べれば分かるんだでまたそこを調べる。でも、頭に入っていればその作業も必要ない。

ある物事を考えていくときに、子供たちの記憶のキャパシティーというのは我々よりも大きいと思うんです。でも、そこの引き出し、キャパシティーの引き出しの中にデータをどん

どん入れていかないと、物事を考えていく際に少ない引き出しじゃ答えとしていい答えが出てこないと思うんで、やっぱりそこにしっかりと、記憶の引き出しの中にデータを入れていくような作業をしていかないと、いざというときに役に立たないという思いがあるので、ICT活用、全国の最先端をいくんですが、もう少し記憶させるということも必要なのではないかなと思っておりますが、教育委員会としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

ICTに係る懸念事項というところでございますけれども、確かにICTを使うことによってすぐ調べられるということで、記憶力がそれであまりつかないんじゃないかというところなんです。先ほどの学力調査の結果の今後の取組の中での基礎的、基本的内容の定着を図る習得のサイクルというところがまさに暗記的なものも含めてですけれども、これは当然やっていくということになります。ICTを活用することによって何度も何度も見えるということで、インプットの回数も当然増えますということで、インプットの回数が増えれば、当然自分のところに定着していきますので、昔であれば暗記をするというところの、1つのことを暗記していくというところもそうなんですけれども、インプットの回数が多ければ多いほど当然自分の身になりますので、ICTを活用して逆に暗記力も高まるというような状況ができていくということでこちらとしては考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 先ほどの結果に関して、今後の取組の1番として、町全教職員研修や校内研修の充実を図ることにより授業の目標や学習課題を明確にし、ICT活用が学力向上に効果的につながっていくよう学校の授業改善を推進すると。これ、単純に読むとICT活用が学力向上に役立っていないというふうにも読めるわけです。だから、今後それをしっかりやっていきたいと思いますというふうにも捉えられるんですけども、いろんなお話はあると思いますが、少なくとも令和4年、5年で小学生の学力調査が静岡県平均を2年連続で下回ったと、国語も算数も。それに対してはどういう見解をお持ちなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

小学校の学力調査の令和3、4、5と下がってきてしまった要因というところでございますが、まさにGIGAスクール構想が始まって端末が導入されたのが令和3年からということになりますので、ICTを活用した授業展開というのが3年からされてきているわけです。そういった中で、実質的にICTが効果的に使われているかと言ったら、テスト結果でいえば下がってしまっているということは、現在のところ、なかなかうまくいっていないというところが正直なところかと思いますが、今年の授業とかを見ますと、本当に子供たちが1人も遊んでいる子がいない、これはまさにICTを活用して個別主体的に自分なりの学習ができていくというところが見られますので、平均点としてはなかなかいかないんですが、個人個人の、それぞれの学力に対する満足度というところは上がっているんじゃないかなというところで考えておりますので、今後については、今、過渡期というふうに見えていただいて、必ず平均にもいくような形になっていただければなというふうに思っておりますので、今のやり方としては、各吉田町でやっているICTを活用した授業等については、このまま進め

ていけばいいんではないかなと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 全然根拠のない話をされても困るわけですよ。事実を事実として捉えて、なぜそこがどうなっているのか、なぜそうなったのか、それを分析しないと、今までどおりやっていたらそのうち何とかなるでしょうじゃやっぱり教育委員会として、吉田町の教育に携わっている者としては、それは駄目なんじゃないかなと思います。私の持論で、もう時間がないので言いますが、吉田町の学習、1年から中3までしっかり毎年やって、そのデータを基に個々に対して成長を促していくというやり方が私自身はいいと思うんですが、教育委員会はそんなもんやらんとおっしゃっているわけで、何かもうちょっと、今日の答弁にしても、根拠のある、説得力のある答弁をしていただきたい。要するに、こうありたい、こうありたいと言われても、じゃそのためにどうするんですかというのが明確じゃないと思うんで、気をつけて今後ちょっとやっていただきたいと思います。

ちょっと時間取り過ぎたので、3番、5番はなし。

5番は、浄化槽に関しては、来年度から、これゼロになってもいいですよ。区域内でも管渠を設置しないところに対して、区域外と同様の合併浄化槽補助を出していただけるということで、来年度は無理だと思うんですが、故障したとしても、単独浄化槽が故障した場合と私は言っているんで、単独浄化槽を合併浄化槽に替えるということに対しては町の方針と変わらないと思いますが、それはなぜ駄目なんですか。

○議長（大石 巖君） 上下水道課長、内田宏一君。

○上下水道課長（内田宏一君） 上下水道課でございます。

現在の補助金の枠の中でも、単独浄化槽が壊れた方、今は区域の外、単独浄化槽が壊れた方に補助金を出すことは可能です。ただ、それを別枠として取るという決算のときの御意見、あるいは予算審議など、別枠としてそれを優先するという事は補助の目的にそぐわないとして別枠で取ることはしなかったと。壊れた方に対して補助金を出すことは可能です。

○7番（平野 積君） 以上です。

今後こう質問しようかなと思いますので、答弁に御注意ください。

○議長（大石 巖君） 以上で、7番、平野 積君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩とします。

再開は11時10分とします。

休憩 午前10時59分

再開 午前11時09分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名です。

引き続き一般質問を行います。

◇ 八 木 栄 君

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

〔10番 八木 栄君登壇〕

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

私は、令和5年第4回吉田町議会定例会一般質問において、さきに通告してありますように、中央小学校のグラウンド拡張整備について質問をいたします。

令和2年第3回定例会の一般質問において、中央小学校の運動場拡張に伴う整備について質問したところ、津波防災まちづくりに特化した事業を最優先したことや教育環境の整備を優先的に進めてきたことから、中央小学校の運動場整備事業は実施計画令和5年度以降となっている。学校や関係者の意見も伺いながら、実施に向けて努力してまいりたいと考えておりますとの答弁がありました。また、グラウンド整備に手をつけられない一番の理由として、財源の確保と既存のグラウンドと取得用地の間にある道路及びその脇を流れる準用河川の取扱いの解決が問題と答弁しています。

令和5年度が半年過ぎた今も中央小学校グラウンドは一向に変化がありません。実施計画書における中央小学校の維持管理事業費は令和5年から7年度にかけて1億551万8,000円で、令和5年度は3,470万円となっています。令和5年度の当初予算では中高小学校維持管理費が4,289万4,000円となっておりますが、グラウンド整備事業に関連した予算はありません。かねてからの懸案事項であるグラウンドが手狭であるという状況を解消すべく用地の取得をしており、町長も吉田町の子供は町の宝であると言っていることから、早急に整備を進める必要があるものと認識しており、現在どのような状況になっているのか。また、今後3年間で整備に向けて何をするのか確認したいと思い、以下の点について質問いたします。

(1) 令和5年度が半年以上過ぎたが、整備の実施に向け、学校や関係者からこれまでに聞いた意見の内容はどんなものか。

(2) この用地は、あったらいいなというものか、あるいは必要なもののどちらだったのか。

(3) この用地を取得するに当たり、グラウンドの計画図、または設計図のようなものはあったのか。

(4) 一番の問題である道路と水路について、この3年間で何をどうしたのか、具体的な説明を求める。

(5) 令和5年度からの整備計画はどのようなになっているのか、具体的な説明を求める。また、完成はいつになるのか。

以上、答弁お願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 中央小学校のグラウンド拡張整備についての御質問のうち、1点目の令和5年度が半年以上過ぎたが、整備の実施に向け、学校や関係者からこれまでに聞いた意見の内容はどんなものかについてお答えいたします。

中央小学校のグラウンドについては、昭和の後期から児童数が増加していく傾向であることに鑑み、グラウンドが狭いという状況を解消するための拡張整備が必要であると考え、中

中央小学校の東側の用地について平成2年度から買収を開始し、平成19年度までに約7,000平方メートルの用地を取得いたしました。用地取得後、速やかに工事に入るべきところでしたが、運動場を拡張し、新たな用地と一体的に利用するためには既存のグラウンドと取得用地の間にある道路であります西の宮6号線とその脇を流れる準用河川であります西の宮川をどのように取り扱うかという解決しなければならない課題があり、関係各課との協議を進めてきたところがございます。また、そうした課題を学校とも共有しながら協議を重ねてまいりましたが、用地取得が完了してから15年以上が経過し、学校の児童数も大幅に減少してきましたことから、当初の懸案事項であったグラウンドが狭いという状況が変化してまいりました。

令和3年度に用地取得の活用方法について中央小学校に意見を求めましたところ、行事の開催時に活用する駐車場としても利用できるよう、サブグラウンド兼駐車場として活用したいとの意見がございました。その意見を踏まえ、サブグラウンド兼駐車場として活用する場合のグラウンドの整備内容や既存の水路の課題、現在のグラウンドと一体的に整備する場合に必要な道路や河川の付け替えにおける技術的な課題や留意点、財政補助の可能性などについて関係各課と協議し、意見を交わしております。

次に、2点目のこの用地は、あったらいいなというものか、あるいは必要なもののどちらだったのかについてお答えいたします。

教育委員会としましては、児童数に比べてグラウンドが狭いということを解消するために、この用地は必要なものとして取得を進めてまいりました。現状では、当時に比べて児童数も約300人減少しているため、どのように活用するのが学校運営上効果的なのか検討しているところがございます。

次に、3点目のこの用地を取得するに当たり、グラウンドの計画図、または設計図のようなものはあったのかについてお答えいたします。

用地を取得するに当たり、教育委員会において中央小学校のグラウンドを拡張する予定地として平面図や道路、河川の付け替えも含めた概要を示す計画図を作成したものがございます。

次に、4点目の一番の問題である道路と水路について、この3年間で何をどうしたのか、具体的な説明を求めるについてお答えいたします。

さきに申し上げましたとおり、運動場を拡張し、新たな用地と一体的に利用するためには、既存のグラウンドと用地取得の間にある西の宮6号線とその脇を流れる西の宮川をどのように取り扱うかという解決しなければならない課題があり、関係各課で打合せを実施し、協議を重ねてまいりました。具体的には、道路に関して、付け替えを行う場合は、取得した用地の東側が直線でないため道路の線形を考えた場合に安全を考慮しなければならないこと、付け替えを行わない場合には、道路を挟んでの学校敷地となるため学校設置基準を確認する必要があることなどについて意見を交わしております。また、水路に関しまして、付け替えを行う場合は形状を変えて整備しても水流を阻害しないことや、治水安全度が低下しないようにすることが必要であること、付け替えを行わない場合には、河川を暗渠にしてグラウンドを整備した場合に管理方法が阻害されないよう対策が必要となることなどについて意見を交わしております。

道路、水路に関しましてはこうした内容を議論してまいりましたが、この打合せの中で一

番の課題として議論を重ねてまいりましたのは、西の宮川の関係になります。この西の宮川は湯日川流域に属するため、町において昨年度から実施しております湯日川流域の治水対策検討業務に関わる河川となります。この業務は、町が管理する準用河川と普通河川における治水対策について、過去の大雨などから解析モデルを作成し、湯日川流域の治水対策について計画を策定するもので、この検討業務による対策結果も踏まえた上で西の宮川の整備方法を検討する必要があることを打合せにおいて確認いたしました。

最後に、5点目の令和5年度からの整備計画はどのようになっているのか、具体的な説明を求める。また、完成はいつになるのかについてお答えいたします。

グラウンドの整備計画につきましては、さきに申し上げましたとおり、湯日川流域の治水対策結果も踏まえた上で具体的な整備計画を立てていくことに加え、予算の確保が必要になってくるため、現段階においては完成時期は明確に決まっておりません。しかしながら、児童の教育環境の充実と土地の有効活用を考え、グラウンド整備の方向性を決定するため、学校や関係各課との調整を進めながら計画を定めるよう努めてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 10番、八木 栄です。

最初の、1番目の質問の再質問ですが、結局今いろんな打合せをした結果、新たな方法が見出されたような感じに受け取っております。サブグラウンド兼駐車場として活用したいという意見がありました。ですから、この私の質問の学校関係者とかいろいろな方の意見を聞いたかということに対しては、こうしてグラウンド兼駐車場として活用したいというものがあったということですが、今でも駐車場として使っているわけで、結局、答弁の中に生徒数が減ったもので今の狭いグラウンドでもというようなお話もありましたが、取りあえずは計画をしてグラウンドを広げるという下で用地を買っているものですから、本来ならグラウンドを広げて、駐車場は駐車場として今あるもの、それから今度の新しい用地の中でどこかにまたつくるという考え方が普通かなと思うんですけども。

こうしてサブグラウンド兼駐車場として活用したいというと、最初の計画図があったとしても、それを全然覆すことになると思うんです。私、ほかの、3番目の質問の中にも計画図や設計図はあるかと言ったら、あるというお答えですけども、実際見たことがないものですから、もしかしたら用地取得のときに提示されたかもしれませんが、大分前のことでちょっと今私は確認をしなかったものですからあれですけども、そういう中で、やはりそうすると全体的な計画を変えないかと思いますが、それについては、それが可能というんですか、そういうことをしていくのかどうか、ちょっとお伺いしたいです。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

平成2年から用地取得を始めて、平成19年度まで用地所得をしていたわけですが、当時は児童数がどんどん増えていく中でグラウンドが狭いところで用地を、運動場を拡張するというので用地を拡張していったということで、そのときの平面図、計画図等は概要としてあるわけなんですけれども、現実的にいろいろと、東日本大震災や、あと教育環境の整備等していく中で時間がたってしまった中で、実際は、先ほども答弁でありましたよ

うに、平成20年のときに873人いた児童が令和5年5月1日現在で567人ということで、300人超の児童が減っているという状況で、実際は運動場が狭いというような感覚は学校としては持っていないという状況を鑑みますと、先ほど言ったようなサブグラウンド兼駐車場という方向で、またそれも踏まえて考えていくという必要が生じたので、当初の計画というところが、当時は一体型として言っていたところではございますが、状況が変わっていくよというところで、今後また新たな平面図というか、計画図というものを作成する必要があるんじゃないかなと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） とにかく、必要であるということの中の優先順位ということですが、今計画の見直しということもありましたが、それでも令和5年以降ということで実施計画ということになっておりましたので、優先順位というもので考えると、この中央小学校のグラウンドの拡張というのはどういうふうになっているのか、ちょっとお伺いします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。
優先順位ということでございます。

当然、こちらについて15年以上たってなかなか進んでいないという状況がある中で、学校教育課としましては、これは早く進めていきたいというふうに考えているわけですが、現実的には、例えば昨年度実施した学校施設の劣化診断調査というものがございまして、そこで5年以内に修繕が必要とされたものについて、かなりたくさんの、中央小学校については昭和43年に購入されましたので55年が経過しております。そういった中で、建物がなかなか古くなってしまっている、耐震化はされているけれども、いろんな部分で劣化の状況が出ているということで、その内容について修繕する必要があるということが優先順位としては高いものとして捉えておりますので、どうしても教育課程で必要となる、子供たちが実際にその教室で授業をするという場所を安全にしなければいけないということを考えると、そちらが優先度としては高くなってしまって、グラウンドの整備については次になるというような状況になろうかと考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 建物のほうも古いもんで、そちらのほうは優先だよということを伺いました。町長が、子供は町の宝とよく言っているもんですから、そういうことも踏まえて、そのグラウンドのことを最優先にというふうに言うつもりだったんだけど、今の話を聞くと校舎のほうは優先的だということを伺うと、なかなかそうもいかないかなと思うんですけども、一応伺いますが、町長、どうですかね。そういう中でも、町長が子供は町の宝と言っているもんで、それに対して、小学校のことについて。

ですから、今計画の中にも校舎のあれも入っていないわけで、今グラウンドのことで一般質問したんですが、校舎のことを言われたもんであれですけども、そういうものを踏まえて、そういった学校の修繕、そういうものをある程度優先してやるということ、そういうお考えはありますか。どうですか、町長、どうですか。答えたくないですか。

○議長（大石 巖君） 副町長、田村安正君。

○副町長（田村安正君） 初めまして、田村でございます。

今の間合せでございますが、宝という意味、まずはやはり我が町は津波防災づくり、1番に取り組んでおりますけれども、まずは安全だと思います。そうしますと、校舎の劣化度、そういったものを考えたときに、まずは第一優先はこれから、まず安全に授業ができる、学校で子供たちが過ごせる、これが第一優先だと思います。先ほど教育委員会のほうからも説明がありましたけれども、若干子供たちの数も減りまして、その必要性について、これからリプレイスしていくという段階に入ってきているじゃないかということで、学校関係者から意見を捉えながら、今後どうしていくかというのを今検討している段階だと思っておりますので、優先順位としては、議員も御理解のとおり、まず安全を確保するということ、御案内のとおり、予算には限度がございますので、財政状況を見ながら進めていくということになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 了解です。

あと、次の計画図や設計図があったというんですけれども、しっかりしたものというものを配付されたかどうかちょっと記憶がないものであれですけれども、もしあるようなら、それを頂くことはできますか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

当町につきまして、吉田町情報公開条例におきまして公文書開示申請ができますので、そういったところで出していただければ提示させていただくことはできます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 了解です。

次に、道路と水路の問題解決ということで、先ほど全然それに手をつけないで別な、第2グラウンド的な形でというお話があったものですから、そうするとこのこともちょっと聞きにくくなっちゃうんですけれども、一応これまで3年間の中で、令和2年のときは道路、水路の問題の解決が必要だというふうに答弁があったものですから、それに対して、今課長が話した道路はそのままで第2グラウンド的に使うということが、いつそれが、そういう話が決まったかちょっと分からないものであれですけれども、道路と水路の問題解決というのは、大体準用河川ということなんで二級河川に準じるというのがあったものですから、県のほうなんかのことも関係もあると思うんで、そういうことで、書類を出したりとか、そういうことはこの3年間の中で多少なりともできたんじゃないかなというふうに思ったんですけれども、そういうことはもう全然やらなかったんですかね、どうでしょうか。私が令和2年に質問した後から今まで、そういうような、河川と道路については何とかしないかんとことこの行動といえますか、そういうものは何かされたんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

付け替えの関係、道路の関係と河川の関係ということで、建設課のほうでお答えさせていただきます。

書類のほうの提出というような話もあったかと思うんですけども、静岡県さんのほうに何か書類関係のものを提出というような形のものでやっているということはございません。先ほどの教育長のほうの答弁にもございましたとおり、付け替えをする場合しない場合、そういう場合にどのようなことが必要になるかというふうなところの内容の確認を関係課とさせていただいたということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 了解です。

私は、結局、用地取得したところと現在のグラウンドをつなぎ合わせて、それで拡張して1つの大きなグラウンドをつくるというふうに伺っていたもんですから、そのつもりで、質問のほうはそのつもりでやっていたんですけども、今学校教育課長のほうから、いろいろ協議した結果、サブグラウンドとして使う、それも中央小学校が300人ほど児童が減ったと言うんですけども、そこで伺いたいのは、グラウンドの面積というのは児童の数、生徒数に関係があるんですか、1人当たり何平米、そういう形があるんですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

文部科学省が示している省令の中に小学校設置基準というものがございまして、そちらの中に、校舎及び運動場の面積という第8条の項目がありまして、そこに、第8条を読み上げますと、「校舎及び運動場の面積は、法令に特別の定めがある場合を除き、別表に定める面積以上とする。」というふうに書いてありまして、その別表に定める面積というのが、児童数が1人以上240人以下のときは2,400平方メートルの運動場が必要、241人以上720人以下の場合は、これ計算式が入ってございまして、2,400プラス10掛ける（児童数マイナス240）平方メートル、721人以上については7,200平方メートルの面積が必要となるというふうになっておりますので、中央小学校につきましては、先ほども児童数申し上げましたが、令和5年5月1日現在の567人の児童でいきますと、先ほどの計算式が入った数字ということになるんですが、これでいくと5,760平方メートルが必要となるんですが、現在の中央小学校の運動場の面積が9,282平方メートルですので、この基準を満たしているというものになります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 形が結構変形しているということで、それが主な理由で、1人当たりの面積とかじゃなくて、形が変形しているもんで使い勝手が悪いということで、そのような形で拡張ということも考えていたとは思えるんですけども、結局、今現在でもそれを賄っているということがあるもんですから、私本当に何とか広げてほしいなと思ったんです。地籍図をちょっと見たんですけども、中央小学校と、あと取得した土地、やはり取得した土地をくっつけても形がいい形じゃなくて、本来グラウンドって大体真四角な感じが普通だと思うんですけども、広く使えるというか、何にでも使えるという形が理想なんですけれども、何か道路と河川をうまく処理しても形が悪いもんで、使い勝手がどうだろうなというふうに自分で考えました。時間大分あるんですけども。

結局、別で、第1グラウンド、第2グラウンドと別で使うという案が出たということで、本来なら僕はちゃんと運動会が十分にできるような、そういうグラウンドというのが運動場

というような形で思っていたんだけど、利用する方とか学校とか、そういうふうな方針が、別な第2グラウンドでもというふうな形であるならば、もう少し、ですが第2グラウンドとして使うには全然取得した用地は狭いんですけども、今後、もうその案がもし表に出てくるようなことがあれば、もう少し取得、土地の取得を考えて、第2グラウンド的な、第2グラウンドと私が思うと、吉田中学校の第2グラウンド、あれぐらいを考えちゃうんですけども、あれ第2グラウンドというんですから。それぐらいの、十分それには足りないような用地なもんですから、その辺はどのように考えますか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

第2グラウンドとしてはちょっと狭いのではないかとということですが、先ほど申し上げましたとおり7,000平方メートルぐらいの分を用地買収したもものになりまして、現在の中央小学校のグラウンドが9,200平米ということになりますので、第2グラウンドという名義としては、吉田中学校と比べると小さいですが、中央小学校としての第2グラウンドとしてはちょうどいいのかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 地籍図を見るとかなり細長いんです。取得した土地が。そうすると、使っても駐車場だけかなというふうに考えるんですけども、あくまでもこの土地で第2グラウンドとして使うんですかね。これ以上に取得するという考えはありませんか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

現在のところは、新たに取得するという事は考えておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 私、先ほどの使い方の考え方というのを別に否定しているわけじゃなくて、そういう考え方もあるかなというふうに思っております。地籍図を見たところ、本来なら全体的な、中央小学校の配置とかも、建て替えとかそういうことあってやればいいんですけども、グラウンドとして使うには今のグラウンドをうまく流用するしかないもんですから、あとプールがあって、プールから南側ってまたちょっと土地が空いていたりするもんで、そういうものはもう先に、体育館が校舎にくっついていて、あとプールがあったんですけども、そういうところを壊すのはまたお金がかかっちゃうんで、財源の確保も難しいと思うと、やはり今言われた第2グラウンド的な考え方でやっても、もう少し土地を購入して広げていかなければいけないというふうにも思うんです。

今計画はないというんですけども、最終的にいつ、完成時期っていつかねって質問で伺ったんですが、明確に決まっていないということです。なので、それに湯日川流域の治水対策の結果もということで考えているもんですから、そうすると、それも踏まえてというとなかなか、グラウンドの、今の段階での拡張というのは難しいなというふうに私もそう思いました。だもんですから、一度この中央小学校のグラウンドの整備計画というのをもう一回見直してやるというような考え方でどうかと思うんですけども、その辺で、今一応教育長のほうから土地の有効活用を考えてグラウンド整備の方向性を決定する必要があるから計画

を定めるよう努めてまいりますとあったものですから、そうしたほうがいいかなというふうに思って、地籍図を見ると余計そういうふう感じたもので、1回見直ししたほうがいいんじゃないということをつもりでいたんです。今こういう意見を得たもので、早急にそういう話をしていくかどうかということをお願いしたい。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

先に計画について立てていくかというところでございますが、先ほども申し上げましたとおり、劣化診断において、各学校施設の修繕等について急がなければいけないという面がありますので、ただ、用地取得してから相当たってしまっているというところもありますので、並行しながら、先ほどのサブグラウンド兼駐車場ということの案も出ておりますので、そういった案も鑑みながら検討をしていきたいと思っております。早急にと言うと、早急にかどうかはなかなか難しいかもしれないんですが、並行しながらやっていきたいと思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 本来なら、土地を取得してからもう大分時間たっていて、本来ならあそこできていたんじゃないかなというくらいの期間がたっているというふうに私は思います。ですから、そういう中で道路と河川のことを問題があつてなかなか進まない、それとあと町のほうの防災の関係とか学校の関係で財源確保が難しいということをお願いしたもので、ある程度そういう町の地震津波対策というのがある程度、まだ住吉の防潮堤のこと残っていますけれども、ある程度、少し落ち着いたかなというふうに思ったもので。

令和5年から実施計画に載っているということで、そういう答弁をもらったもので、今後やるかなというふうに期待をしていたわけです。この土地を売った元の地主さんとか、中央小学校にいる生徒の保護者とかという方も、教育長言うところのあったらいいなということになるかもしれませんが、ですけれども、必要性があつて買ったもので、本来ならその計画どおり使わないかということについてはあると思うんです。だもんで、そういうことを踏まえて、それで今そういう話を伺ったもので、自分もちょっとこれじゃなというふうに思っているんで、もう少し、ですから用地を取得して、サブグラウンドに使うならサブグラウンドに使えるようなちゃんとしたグラウンドを造ってやるというのも、今言われた中ではあるのではないかなというふうに見直しをしてというふうに思っているんです。ですから、必要性があるから土地を買っているわけですから、計画の見直しもいつになるか分からんじゃ困るもので、その辺は令和5年度からの実施計画に載っているものですから、その中で本当なら本年度からそういうことに向けて計画の見直しというのをやっていただきたいんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

今年度から計画を見直せるようにというところですが、関係各課と調整を取りながらやっていければなと思っておりますが、本年度それができるかと言ったら、なかなか、やりますとはなかなか、今の時点ではお答えすることができないんですが、当然やるべきことではありますので、それに向けて進めていきたいとは思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 実施計画に載っている予算って当たり前の小学校の整備の予算ですよ。特別、グラウンドに係る予算の、5年、6年、7年ってないですよ。5年、6年、7年平均していて、それも当たり前当初予算に載っている。本年度も同じような感じで、特別グラウンド整備に係る予算じゃないと思うんですけども。本年度はしょうがないとして、次年度からそういうことで計画をやり直すためのちゃんとした会合を開くとか、そのために向けて何らかの計画する、そういうことをできたらやっていただかないと、必要性ということの中で、全然必要じゃなくて、必要なものがなくなっちゃったというような形かも分かりませんが、それにしても、そういう名目でちゃんとした土地を購入しているものですから。ですから、私としては来年度ぐらいからこのグラウンドの拡張整備における予算をつけてやっていくもんだなというふうに思うんですけども、その辺はいかがですか。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

先ほど教育長答弁で申し上げましたが、今年度それこそ町のほうで湯日川流域の治水対策検討業務をやっております。これを踏まえた上で計画をとという話を答弁させていただきましたので、来年度すぐできるかと言ったら、その検討業務の内容を踏まえて治水対策の状況というのを確認した上でやっていくということになりますので、今の時点で来年度に予算をつけるかどうかというところまではお伝えできませんが、それを踏まえた上でやっていくということで御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） あまり詳しくないのでお伺いしますが、グラウンドが別になってもやはり治水対策の計画の結果を見てじゃないとそれができないということですね。こちらのグラウンドのほうの。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

先ほどサブグラウンド兼駐車場という話をしましたが、それを踏まえた上で、河川について付け替えをする可能性は消えていないということもありますのでというところで、その辺として、あと暗渠にする場合ということ、当然子供が、第2グラウンドになれば隣のグラウンドに行くために、そのまま、今河川が流れていますので、そこをどうするかという問題もございますので、そこを暗渠にするとか、水路の問題というのはそこで解消されているわけではございませんので、その辺の、治水対策業務のほうを踏まえて考えていくということになります。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 1つとして考えても分けて考えても治水対策における河川の計画がはっきりしないと、それ以降の計画、グラウンドの整備計画のほうは進まないということですか、もう一回お伺いします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

その河川の状況も踏まえて、同時にグラウンドの状況も考えていくということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 了解です。

私は、グラウンドの拡張整備ということで、拡張の言葉の中で、現在のものを広げて使うという下で質問いたしましたものですから、これが分けて、その準用河川と道路がネックになっていたわけですが、それをそのまま、ある程度の改良はするかもしれませんが、そのまま残してサブグラウンド的なもので使うということで、先にその質問をしてそのような回答来ちゃったもので、なかなかそれ以外の質問もちょっとできなかったんですけれども。

再度伺いますけれども、敷地面積が約7,000平米、購入したところが。それをグラウンドにした場合、あくまでも地籍図でいくと細長くて使い勝手が悪くて、駐車場なら十分ですが、グラウンドとしてはオーバルコースと申しますか、楕円形の普通の競技をやるためのものが取れないんじゃないかなと思うんです。先ほど申しましたが、第2グラウンドと言ったら吉田中学校の第2グラウンド、1周200メートル、あれぐらいのこと考えちゃうんです。確実に用地をそれ以上取得しなくてもそのような形のものができると踏んでいるんでしょうか、そこだけお願いします。

○議長（大石 巖君） 学校教育課長、糸田真男君。

○教育委員会事務局長兼学校教育課長（糸田真男君） 学校教育課でございます。

用地取得した分で考えた中でトラックをつくるとなるとなかなか難しいということになりますので、例えば第2グラウンドところに、周りにタータンを敷いてランニングコースにするとか、そういったトラックではなくてもそういった形でできたりするというアイデアもあったりするものですから、そういった形で、あと3オン3みたいなミニバスをやったりとか、そういったこともできるんじゃないかという話も内部ではしておりますので、そういった形で使用ができるんじゃないかというふうに検討はしております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 10番、八木 栄君。

○10番（八木 栄君） 質問に対する回答ということで、いろいろ伺って分かりました。答弁の中で、また検討しているところがございますという意見もありましたので、その辺もあるもので、また時期を見て、その後どうなったかというのはまた質問をするかもしれません。先ほど言ったように必要性であるものでありますから、早急にどういうものにするかという計画を立てて進んでいっていただきたいということを要望いたしまして一般質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、10番、八木 栄君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開は13時といたします。お願いします。

休憩 午前11時52分

再開 午後 零時59分

○議長（大石 巖君） それでは、皆さんおそろいですので、休憩を閉じ、会議を再開します。

ただいまの出席議員数は13名です。
引き続き一般質問を行います。

◇ 山 内 均 君

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 私は、6月議会、9月議会に続いて、継承をするためにどうしたらいいかを具体的な形でお聞きしたいと思っております。

文化財は町が指定をする目的は、保護し、守り、保存し、併せて次の世代に継承することになっていると思っています。継承することが私の中ではキーワードであります。6月の議会、9月の議会、それぞれ指定文化財の、6月は町指定無形文化財、それとか9月は小山城の史跡についてお聞きをしました。

吉田町の文化財について、吉田町指定文化財の郷土の歴史の継承について。質問の趣旨です。

吉田町の文化財について、6月議会では、天然記念物、無形民俗文化財の保護と継承について、9月定例会では、史跡及び工芸品等の保存と継承について聞きました。

教育委員会、文化財保護審議会及び所有者の関与や管理などの町の役割等について回答をいただきましたが、保護、保存及び継承については具体的な答えはなかったです。

貴重な文化財等を守るためには、苦い前例を検証し、具体的な保護策や継承を考えることが重要と考え再度質問をいたします。

(1)能満寺参道の樹齢100年を超える6本の松の木が伐採された。樹齢400年を数えた天然記念物「田村の松」は平成7年2月に松枯れが見つかり同年10月31日には伐採され、僅か8か月で400年の歴史を閉ざしてしまった。樹齢400年近い「萬年のサツキ」など貴重な文化財を護るためには何をすべきか具体策をお聞きします。

①「萬年のサツキ」の保護、管理については「文化財保護委員会の方々と一緒に定期的にパトロールとか強化をし対応していきたい」と思っていると答えているが、今後の具体的な計画は作成されているか。また、管理の主体は町ではないのか。

②「田村の松」の実証からは、定期的なパトロールではなく、有識者や専門家による定期的な検診こそが必須であると考え。町の考えは。

③「田村の松」の苦い経験から、「萬年のサツキ」は種を護るため、2代目を考えておく必要があると思う。町の答弁でも「株分けは専門家に知恵を借り今後を注視しながら対応を考えていく」と答えている。具体策は考えているか。

④吉田町の木は「松」ですが、これからも変わらないと思う。「田村の松」に代わるシンボルは考えているか。

(2)山崎の砦（小山城）の模型は作成されているが、監修者は現時点は分かっていないと答えている。事実確認ができなければ文化財指定の根拠が崩れる。早期に検証を行い公表することは必然であると思う。

①模型の監修に関与した者の確かな検証はできたのか。また公表は考えているとの答えで

あったが、具体的な計画はあるのか。

②2025年のNHKの大河ドラマには、田沼意次、意知が登場する。この地域が一体となりクローズアップされると思う。町も歴史の検証を行い、戦国時代の地図などを作成し、後世に継承することは考えないか。

(3)工芸品等郷土の歴史を誇る文化財は劣化や災害及び事故等から計画的に護り保護することが必要と考える。6月の答弁では現場の把握が希薄と知った。劣化度や保存環境を検証し対策を考える必要があると考える。

①工芸品に指定されたものは劣化度など調査し結果を公表することが守ることになる。維持管理は所有者に任せるのではなく、教育委員会が主体で行う考えは。

②自然環境は展示物にとって大きな障害となる。専門家に環境整備を任せないか。

以上、答弁よろしく願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

教育長、山田泰巳君。

〔教育長 山田泰巳君登壇〕

○教育長（山田泰巳君） 吉田町指定文化財及び郷土の歴史の継承についての御質問のうち、1点目の能満寺参道の樹齢100年を越す6本の松が伐採された。樹齢400年を数えた天然記念物田村の松は平成7年2月に松枯れが見つかり同年10月31日には伐採され、僅か8か月で400年の歴史を閉ざしてしまった。樹齢400年近い萬年のサツキなど貴重な文化財を護るために町は何をすべきか具体策を聞くの1つ目の萬年のサツキの保護、管理については、「文化財保護委員の方々と一緒に定期的にはパトロールとかを強化し対応していきたい」と思っていると答えているが、今後の具体的な計画は作成されているか。また、管理の主体は町ではないのかについてお答えいたします。

本年度におけるパトロールの実施状況としましては、5月に職員による現地確認を実施したほか、7月には文化財保護審議会の開催時に合わせて委員の皆様にも現地において状態を確認していただいております。

9月に造園業者に生育状態を確認していただいたところ、一部分に枯れている枝等はあるが、樹勢の状態は悪くはないとの報告を受けており、花が咲いている時期や夏の終わりに、花つきや葉、根の状態を確認していくようにと助言をいただいております。

今後の予定といたしましては、文化財保護審議会の開催時などに合わせて、委員の皆様による年1回の現地確認の継続や職員が実施する定期的なパトロール時に撮影した写真で状態を確認していただくほか、必要に応じて造園業者などの専門家から助言や指導を受けながら文化財の保護対策に努めてまいります。

また、萬年のサツキ以外の絵画、彫刻、工芸品などの町指定文化財につきましても、職員による年1回の定期的なパトロールを実施するほか、文化財保護審議会委員の皆様のご協力をいただきながら対応してまいります。

なお、管理主体につきましては、本年第2回議会定例会の一般質問においてもお答えしておりますが、吉田町文化財保護条例第6条第1項において、「町指定有形文化財の所有者は、この条例及び教育委員会の指示に従い、文化財を管理しなければならないこと」と規定していることから、管理の主体は所有者でございます。

次に、2つ目の田村の松の実証からは、定期的なパトロールではなく、有識者や専門家に

よる定期的な検診こそが必須であると考え。町の考えはについてお答えいたします。

1つ目の答弁と重複いたしますが、現在のところ生育状態は悪くはないと思われしますので、文化財保護審議会委員の協力の下、定期的に状態を確認するほか、所有者への管理について聞き取りを行ってまいります。

また、必要に応じて造園業者などの専門家に状態を確認してもらうほか、助言や指導をいただきながら、文化財の保護対策に努めてまいります。なお、より専門的な知識が必要になった場合には、県の文化財担当部局に相談して指導や助言を仰ぐとともに、専門家を紹介していただくことや予算措置などの対応を行ってまいります。

次に、3つ目の田村の松の苦い経験から、萬年のサツキは種を護るため、2代目を考えておく必要があると思う。町の答弁でも「株分けは専門家に知恵を借り今後を注視しながら対応を考えていく」と答えている。具体策は考えているかについてお答えいたします。

本年第2回議会定例会の一般質問において、「株分けを実施するかしないかの判断がつかねるため、文化財保護審議会委員や専門家などの知恵をお借りしてサツキの状態を注視しながら、今後、対応を考えていく」旨の答弁をしております。

萬年のサツキにつきましては、近郷まれに見る大きな1本のサツキで、その樹高、差し渡し、周囲の大きさに学術上の価値があることから、昭和39年4月1日に町の文化財として指定しております。このようなことを踏まえ、文化財保護審議会委員や専門家などに相談をしながら今後の対応を考えてまいります。現時点において株分けは考えておりません。

次に、4つ目の吉田町の木は松ですが、これからも変わらないと思う。田村の松に代わるシンボルは考えているかについてお答えいたします。

町の木であります松は、昭和49年12月2日に定められておりますが、田村の松については、あくまでも町指定文化財の天然記念物であり、これまで町として正式にシンボルとして位置づけたわけではないと認識しております。

次に、2点目の山崎の砦（小山城）の模型は作成されているが、監修者は現時点ではわかっていないと答えている。事実確認がされなければ文化財指定の根拠が崩れる。早期に検証を行い公表することは必然と思うのうち、1つ目の模型の監修に関与した者の確かな検証はできたのか。また公表は考えているとの答えであったが、具体的な計画はあるかについてお答えいたします。

小山城跡の模型を製作した業者の確認は取れておりますが、監修につきましては現時点においても確認が取れていない状況ですので、公表することができる段階には至っておりません。

次に、2つ目の2025年のNHKの大河ドラマには、田沼意次、意知が登場する。この地域が一体となりクローズアップされると思う。町も歴史の検証を行い、戦国時代の地図などを作成して後世に継承することは考えないかについてお答えいたします。

現在、展望台小山城を訪れた方には、三重掘、馬出しのほか、徳川や武田と小山城の関わりなどを紹介したパンフレットなどの資料を配布しております。現時点においては、新たな資料の作成は計画しておりませんが、展望台小山城や小山城跡につきましては、引き続き既存の資料を活用しながら魅力を発信してまいります。

次に、3点目の工芸品等郷土の歴史を誇る文化財は劣化や災害及び事故等から計画的に護り保護することが必要と考える。6月の答弁では現場の把握が希薄と知った。劣化度や保存

環境を検証し対策を考える必要と考えるのうち、一つ目の工芸品に指定されたものは劣化度など調査し結果を公表することが護ることになる。維持管理は所有者に任せるのではなく、教育委員会主体で行う考えはと、二つ目の自然環境は展示物にとって大きな障害となる、専門家に環境整備等を任せないかについては、関連がございますので併せてお答えいたします。

先ほども申し上げましたが、吉田町文化財保護条例第6条第1項において、「町指定有形文化財の所有者は、この条例及び教育委員会の指示に従い、文化財を管理しなければならない」ことと規定していることから、管理の主体は所有者でございます。

しかしながら、吉田町文化財保護条例第9条において、「町指定有形文化財の管理が適当でないため、滅失し、き損し、又は盗み取られるおそれがあると認めるときは、教育委員会は、町指定有形文化財の所有者又は管理責任者に対し、管理方法の改善、保存施設の設置その他、管理に関し、必要な措置を指示するとともに、予算の範囲内においてその措置に要する費用を負担することができる」ことと規定しております。そのため、必要に応じて所有者や管理責任者に対し、管理方法の改善や管理に関する必要な措置を指示するとともに、予算の範囲内において措置を講じるなど文化財の保護対策に努めてまいります。

教育委員会といたしましては、町民の誰もが郷土の歴史や文化を後世に伝えることができるよう、関係機関と連携しながら文化財保護の一層の充実を図ってまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問がありますか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、答弁をいただきました。

管理の主体が、私は、今先ほど、管理主体は吉田町文化財保護条例第6条第1項において、その「所有者は、この条例及び教育委員会の指示に従い、文化財を管理しなければならない」とされており、所有者に管理していただいておりますという答えが返ってきました。いろいろ管理の方法を聞きましたけれども、私が一番危ないと思うのは、管理をする者が教育委員会であると。教育委員会の専門家ではないかと。今、その最初の検証をします。

再質問で失礼します。

萬年のサツキの保護、管理については、文化財保護委員の方々と一緒に定期的にパトロールとかを強化し対応していきたいと思っております。具体的な内容を聞きましたけれども、あまりはつきりはしなかったです。いつも前と同じことですね。

私は、この植物を管理、保存し、次の世代に継承すること、これは非常に難しいことであると思います。植物は自然環境や害虫等の被害により瞬時に死んでしまうことが実証されています。田村の松は松枯れを発見してから僅か8か月、伐採されて400年の歴史を閉じました。このきっかけとなった能満寺の参道の松の木は100年を超す樹齢を誇っています。松くい虫の被害により枯れて伐採をされました。しかも6本です。年輪の合計は700年を超えています。瞬時に消えました。

そこでお聞きします。まず、田村の松、特にシンボルとしてはその根拠がない、こう言いました。でも、根拠がないではなくて、そういう問題でなくて、田村の松の400年を、この中にあった見つかったとき、それから僅か8か月。でも見つかったときには明らかに遅いですよね。だからこの枯れたことに関しては必然性を持っていると思います。あと、能満寺の6本もそうですね。

検証するためにお聞きします。まず、能満寺の参道の松の木については、松くい虫の被害、発見はいつだったんですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

松くいの方の伐採の方の関係につきまして建設課のほうでお答えさせていただきます。

こちらにつきましては、昨年4月に片岡区の自治会のほうから土木要望ということで、松枯れがされているのではないかとということからお話ございまして、その同じ4月に伐採のほうを、松枯れのほうを確認をされておりましたので伐採のほうをさせていただきました。以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） その伐採が、能満寺の参道の松ですよ、6本が伐採を決定したのはいつですか。4月に見つかったと言いましたけれども、それから何か月後ですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

その4月のときのもはそのときで松枯れの状況が確認されましたので、その当月に伐採のほうをしています。申し訳ありません、その後地元の方から、その松の松枯れがあったところの周辺のところも松枯れの状況がちょっと発生しているんじゃないかというようなお話が出まして、その後、造園業者と確認のほうをさせていただき、経過観察した後に今年度の3月か4月、その時期に残りのですかね、松のほうも伐採をしたというような状況でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の答弁で、もっと怖いのは4月に見つかって4月に切っちゃった。700年の歴史が瞬間的に閉じたわけですね。この例を見ても、田村の松もどうにもならなくなった状態で見つかった。能満寺の松は、それが危険かどうか、かわいそうだけれども何にも知らないうちにもう死んでいたんですね。

私をもっと今心配しているのは、残りの6本、残りの5本くらいありますよね。恐らくあの松もそういう状況にもう瀕していると思うんですね。それに対してまず聞きたいのが、田村の松でなくなったときには、シンボルティックなものではないとは言ったけれども、400年の歴史が瞬間に消えたとき、課長はみえなかったですけども、どんな反省点であるとか、問題点であるとか、そういうものは見つけることが、そういう経過、見つけた経過はなかったですか。問題点が見つかったことというのはなかったですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

田村の松の件についてでございますが、平成7年に発見、2月に発見されてということでありますが、それ以前にも適切な管理、予防剤注入であるとかそういったものは定期的にやっていたというふうに考えられます。やはり植物ですので、議員さんもおっしゃる害虫であるとか、あと自然環境の変化によってなかなか生存のほうがしにくくなるという状況もございますので、我々につきましては、そのほかの植物については定期的にパトロールして、常に状態のほうをしっかりと確認するということが大事であるというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の二つの例は、植物の管理において、被害が発見された時点で既に手後れであったということを示しておりますが、その状況、今の答えの中で何が必要だと思ったんですか。何が必要、何が欠けていたかというのは検証はしていますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

田村の松については、その後、私のほうではどういったものを行ったのかというところは把握しておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 伐採された、まあ人でも何でも動物でも何でもそうですけれども、必ず命あるもの消えていきますね。死んでいきますね。そのときにやっぱり検証をして、人間の健診のように常に見ていてやらないとどこで起きるか分からない。

特に、テレビの記憶であるのが、細川護熙元首相が古木を家に抱えています。その古木を延々特に守る人がいまして、その人は土をなめながら検証しているんですね。この400年とか500年の歴史というのは、やっぱり生き物にしてみたら多分苦しかったのではないかと思いますけれども、そういうものを考えると、今言った、さっき答弁、教育長の答弁がありましたけれども、主体は絶対に教育委員会、教育委員会であればいいかん。教育委員会でもその知識のある者であればいいかん。その定期的な確かにやっていますけれども、さっきの中でも今は見えませんでしたという回答ですよ。でも本当は見えているかもしれないですね。だからその辺はもっと厳密に、もちろん予算つけて、プロを、管理する人を見つけて、そうしてやる必要があると思っていますけれども、町のほうの考え、これからの町の考え方というのはどのようなものを持っていますか。そういう考えは持ちませんか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

教育長答弁でもございましたが、やはり文化財保護審議会の委員さん、この皆さんにまずは御協力いただいて現地を確認する、あと我々がパトロールを定期的実施します。

答弁でもありましたが、9月の時点で造園業者に一度確認をしていただいてアドバイス、花つきの時期とか夏の終わりというところでポイントも聞いておりますので、そういったところで現地のほうを確認して、その花の状態、サツキの状態を写真に撮って、文化財保護審議会の委員の皆さんに現地とともに写真でも確認していただくということを今後やっていきたいというふうに考えております。まずはそこで、状態に変化があると、早急に対応ということであれば、先ほども出ました造園業者に、専門家ですのでその方に確認していただくという対応も取ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の回答で、専門家に、園芸業者、専門家に任せていますと言いましたけれども、恐らくですよ、松の木を見る専門家と桜を見る専門家とクスノキを見る専門家、絶対違うと思いますね。

私も来宮神社行きますけれども、800年の樹齢のケヤキを拝みに行くんですけども、毎

年、でも毎年毎年痩せ細っていつている。それで何年か前、五、六年前に二つあった大きなやつが片っぽ折れました。でも、あれだけ見えても同じことが起きるんですよ。

それで考えていくと、今、あまり大きくないけれども、吉中の入り口にもかっこいい松あるでしょう。あれだって排気ガスにさらされてどうなっているか分からない。そういう意味でやっぱり専門家というものの専門性をもっと検証してやっていただきたいと思うんですね。

教育長、お願いをした、教育長にお願いをしたのは、吉田町のどこにどういう木があって分かっていていると思いますけれども、これ審議委員の方であるとか職員の方が見に行くとか、何かあったときにはそこに責任がいくわけですね。その責任を回避するための条例であるような気がしてしょうがないですね。その辺でもっとその決定的なというか、学芸員みたいなような人が誰かいてもいいんじゃないかと思うんですよ。6月のときに言いましたけれども、北区にそういう人がいますよね、萬年のサツキを見ていてくれる人がね。御存じですか。どこの人か知っていますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

萬年のサツキをコロナ前まで管理といいますか手を入れていただいた方というのは、私、把握しているのが元文化財保護審議会の委員であった方というふうに記憶しております。その方が剪定をやったり、肥料をやったりということで手を入れていたということで思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 名前、多分北区の方ですから、もう90近いですよ、その方ですからターゲット、相手は同じと思います。でもその人は、多分皆さん知っていると思いますけれども、文化財のでいくと、800年くらいの松を盆栽をやる人ですよ。でもね、そういう人をぜひ審議委員会の中に入れてほしい。今、審議委員会で私の、名前言いませんけれども、会社の人とかよく知っていて神戸におります。その人たちは古文書とかそういうものをやっぱり見事に解析をしながらずっと勉強していますよね。それと同じように、文化財であってもそれぞれの役割があって、これから出てきますけれども、役割のプロという、プロと名づける人、呼べる人、それをやっぱり、もし、今言った審議委員会が見るんだったら。そして教育委員会が職員にしてくださいとは言わないけれども、教育委員会の委員に入ってくださいとか、それはサブでもいいですよ。そういうシステムをつくってほしいんですね。守るためにはね。萬年のサツキだってその1年に1回と言いますけれども、400年の田村の松が8か月だけ。今の回答で参道の松の木1か月でしょう。だからやっぱりそういうプロという人を入れてもらわないと、そして今審議会の方よく知っていますけれども、その人たちに責任をというか、言っちゃうと責任を受ける、すごい強く感じる人たちばかりですので、それはやっぱり酷じゃないかと思うんですよ。そういう意味でそういう人を文化財審議委員であるとか、その文化財審議委員のサブ、サポートする人であるとか、何かこうシステムをつくってやっていただけると非常にありがたいですね。吉田町には大勢いると思いますので、そのサブ的なものを審議委員会の中に持っていくということは何も考えていただきたいと思っておりますけれども、どうですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

文化財保護審議会の委員の御推薦ということではありますが、推薦ということであると思いますが、またそういったことを、方を紹介していただければ、また文化財保護審議会の中で協議することも可能だと思いますので、教えていただければありがたいと思います。

それこそそのサツキの現地確認を文化財保護審議会の委員の皆様にお任せというか、責任をとすることは教育委員会のほうでも一切思っておりません。我々も指定をしたという責任がありますので、所有者と一緒に管理のほうをしていきたいというふうに考えておる中で、先ほど来専門家ということも出ておりますので、これまでの山内議員との一般質問の中で樹木医という言葉も出ていの中で、その都度文化財保護審議会でこういった議会での状況を報告をしております。そういった中で、委員さんからも樹木医に診てもらいたいということではないかということでお話をいただいておりますので、いろいろ調べてみまして、県内に静岡県支部という樹木医の支部があるものですから、今そのところと調整を取ってみることが可能かどうかということと今相談をかけているという状況でございますので、造園業者も専門家だと思いますけれども、また違う目で樹木医の方に見てもらいたいということも今後できるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今の回答で樹木医の話が出てちょっと安心をしましたね、安心をしました。我々が、例えば職員の方であるとか、審議会の方が見て行って、教育長含めての、そのとき見て行って、そうなったときに素人の人たちが見たときに出てくるのは批判ですね。絶対言われますよね。ところが樹木医と称される人たちが見たときには、ほとんどの人が、ではしようがないね、寿命だね、そういうそのくらいの責任を彼らは持つと思いますので、ぜひ今言った、非常にありがたい方法ですのでぜひ考えてください。

私も、実は地蔵院の百万遍に関してもうんと知っている人でそういう話が出始めましたけれども、その人も友達を通して入っていただこうということ考えています。

要するにもう、前からも言っているように、文化財を継承していくとは何でもいいわということではないんですね。除夜の鐘も含めて、つき方があって、宗派によってみんな違って、そこまでは言いませんけれども、ある程度のこういう理念とか理屈とかそれを持って行って初めてやった人にも御利益があるだろうし、納得するようなことがあると思うんですね。そういう意味で今言った、覚えていますので、その話もしますけれどもね、ぜひその考えてください。これまた6月あたりにどうなったかと聞きますけれどもね。そうしないと今ある木がほとんど駄目になっていくような気がするんですね。そういう意味でぜひその辺も考えてください。

あとは、管理の主体について私が思っていることは、回答も、町側の回答は、文化財担当部、県の担当であるとか、指導、助言の相談をして、指導や助言を仰ぐとともに専門家を紹介していただくなど方法により文化財の保護に努めていくと回答がありましたけれども、指定をした教育委員会が責任を含めた管理をしないと、こういった、私は特に即時対応ができないと思います。我々がけがをしたときには間違いなく即時対応ですよ。人間も木も全く僕は同じだと思っています。

その中で具体的な保護策というのは、ちょっとお聞きしますけれども、松の木の松くい虫

に関して、よく金沢の兼六園でこもを巻いていますよね、冬ね。あれは聞いたところによると松くい虫の対策のようですね。寒いときに虫があの周りに集まって、取ったときにそのむしろごと焼いちゃう。多分、雪つりは雪で重さで落ちるのを防ぐためだと思いますけれども、そういう意味では今言った期待をしていますのでよろしく願いいたします。

あと、株分けについては今考えていないと言いましたけれども、東日本大震災のときに一本の松があったじゃないですか。最後まで残した松がね。あれ見ていくと、あのときどこかで出たはずですけども、株分けしておくとかよかったねという話が私は聞いたような記憶があるんですよ。そういう意味で株分けは必要な大事なことであるし、例えば株分けは考えていないと言いますが、株分けを例えば町のどこかに2代目を植えておくとか、そういうことも考えることは必要だと思うんですよ。それでサツキは浜松の木ですね。浜松の木はサツキです。これはいろいろ山の奥のほうにあるんですけども、そのですよ、それとああいうサツキというのも物すごい大事なものじゃないかと思うんですよ。特に徳川家康のああいうことを見に行くとそういうのを感じます。ですから、そのシンボルはありませんかと言いましたけれども、シンボリックなものというのは、今、松は考えていないですか。松でも何でもいいですけども。切って、多分松でしょうね。松の木ですからね、町の木がね。全然ないですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

町の木の中の松というのは、田村の松も1本の大きな木でございましたけれども、海岸に行くと保安林、防風林ありまして、そこも松がたくさんあるということがそれも一つの理由なのかな、町内には松が多いということで町の木という選定をしたというふうに思っておりますが、そのシンボルというところは現時点で教育委員会としては考えておりません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 田村の松と海岸の松とはやっぱり基本的に違うと思いますよ。種類が違うですよ、多分。だからそういう意味では本当は、ねああいうもの、何かそういう今現存している松の木で、神社には必ずありますよね。そういう中でそれぞれ神社ごとに大切にしているものを持っていれば、指定していれば、指定しなくても準指定をしていけば、吉田町の松というものが子供たちや全ての人に命づいていくというか、息づくというのか、そうなると思うんですがね。ですからそういう、今、シンボルチックなものではないと言いましたけれども、そういうものをこれから教育委員会としてはつくっていく、考えていくという思い、そういうのはありませんか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

シンボルということでございますが、生涯学習課としましては、教育委員会といたしましては、指定文化財、天然記念物というところで、松は、田村の松は残念ながら解除という形になっていますが、今それに代わるもの、吉田町の木が松ということで、どの松がというのは協議のほうはしておりません。

ただ、松に代わるものではないんですが、一応大切な事物ということで、吉田町の文化財のほうにも載っておりますが、永龍寺の桑の古木であるとか、大井神社のアスナロの木等が

その事物ということでありますので、そういったものを今後検討していくというところでありますが、今のところ松というので指定というのはありません。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、いろいろな松が出ましたけれども、松だけじゃない、木の名前が出ましたけれども、そういうことを木をあるよという公表するだけでも、吉田町の「みどり豊かな」じゃないけれども、そういうイメージでこう導いていくというか、特に子供たちにそういう継承をしていってつなげていくということはできるんじゃないかと思うんですよね。私はできると思うんですけれども、町の考えとしてはどうですか。持ちますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

議員、申し訳ありません、もう一度質問のほうをお願いします。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今、課長がふと声かけた桑の木であるとか、そういうものがありますよね。そういうものを子供たちに伝えることによって町が、町の目標である「みどり豊かな」のイメージにつながっていくと思うんですよ。そういう意味でいろんなその今言われたような木を公表すること。表へ彼らの名前を出してやること。そうするとそれが少なくとも子供たちのゆとりになるかもしれないということで、そういうものの考え方というのはないですかということですよ。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

今、私が申し上げた木につきましては、文化財保護審議会の中で検討して、町の指定文化財になり得るものかどうかの一つの候補というところにあります。これが文化財になったというときには広報等はしっかりしてまいりたいというふうには考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） まあこれもそのいつのときか、どのような形で進んでいるかをまたお聞きしたいと思います。

それから、話は変わります。

小山城の関係です。小山城の関係は、皆さんに資料をちょっと見てもらうといいんですけども、実はこういう資料があるんです。これも静岡県の吉田町史の中に、何ページだったかな、これちょっと全部読んだんですけどもこの中にきれいに出ています。409ページ、これに、ここにやぐらがあるんですね。9月のときにちょっと質問の中で言いましたけれども、恐らく徳川がいる、徳川家康の陣である大幡神社と小山城と、それと小山城の時代ちょっとずれますけれども、大熊備前守、あの三つを必ずここで監視をしていたと思うんですね、戦争ですからね。そうするとこの検証を本当やっていただいて、早くやっていただきたいと思うんですよ。

今、小和田さんが、静岡大名誉教授の小和田さんが今大河ドラマが来るということで、12月6日か幾日かに島田市民会館で諏訪原城の講演をしましたね。11月には勝間田城の講演をしています。あのときに残念だと思ったのは、もしこういうものがあそこで検証されていて、

そして吉田町の文化財としての立証されていたなら来てくれたんじゃないかと思うんですね。そういう意味でこの検証はできるだけ早くやってほしい。そうしないと私の中では、ここ今子供たち、あのお城が小山城ですよ。そうですよ。

それでもっと困るのが県の話で出ましたけれども、県言っているのかな、言っちゃいますけれどもね、県のこの看板は小山キャッスルですよ。キャッスルというのは石の城ですよ。まさに石の城ですよ。でも残念ながらあの当時は鉄筋コンクリートはありません。そういう意味で、これ県にもこういうのもいつかお聞きもしますけれどもね、やっぱりあれをやっちゃうと毎年400人も来る人たちが、何人か大勢来る人たちが、吉田町のお城ですからね、あれね。そういう誤解を得ると同時に、やっぱり田沼意次が来たときには必ずこういう部分が入ってくると思いますよ。そういう意味でまずは県にもお願いをしたいということと、お願いをしていただきたいんですがどうですか。あの看板に関しては、小山キャッスルはいかんですよ。あんまり、見ています、看板見ていないですか。キャッスルの看板見ていますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

看板というのは道路上にある看板、150号とかあの、はい、それは確認をしております。見ております。

以上です。

○8番（山内 均君） だから、あれ見てどうにか。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） あれを見て、また今どうに考えるかちょっと心配ですけども、そのやつの回答は聞かなくていいですね。いいです、いいです。

あとね、小山城に、これを早くやって検証してほしいというのは、あの模型が本当のものであれば、この吉田町史、ここに静岡県吉田町史、これ、教育委員会で見せてもらいました。以前にはあそこの公民館に、公民館というかその隣にあつてかなり見ていまして、興味があるものですから見たんですけども、この中で一つ紹介すると、静岡県の吉田町史の上巻に掲載をされている吉田町絵図、今手元にあるのとこれもそうですけれどもね、これも全部これに載っています。その徳川と、徳川軍と武田軍の山崎の攻防の歴史をこの本で聞いたんですけども、僕もあまり知らなかった。それでよく分かったんですけども、これはちょっと読みますと、すぐ短いですから、永禄6年、永禄11年と、1568年に武田が山崎に砦を築いた。武田軍が、武田が。翌年の永禄12年に、1569年に家康は遠江にまで支配を延ばそうとして、榛原郡前玉、外久保、西島、吉永、柏原を家臣松平、何というんですかね、「真」という字と「乗」という字、知っていますか、に土地を与えた。そしてその後、元亀元年、1570年4月14日、松平、今の松平が砦を攻めようとして、ここで4人の武将が亡くなっていて、4月14日に消滅をしています。火事でなくなっているんですね。吉田町の吉田の中で、多分遠くでいたのでそろっているのは分からないと思うんですけども、僕も初めて聞きまして、小山城、小山城の砦は僅か3年ですよ。3年でということ初めて言ったんですね。その後、家康が備前守に、砦を改修して備前守に任せて15年かな、と書いてあるかな、15年間は備前守に見せてもらった、見ていただいたと。そうすると言いたいことは、この復元をすることによって、それが同じような看板でやることができれば吉田町の歴史が非

常によく分かると思うんですけども、そういうのをぜひやってほしいんですけども、そんな検証をする、しなければならんと思いますけれども、予定はないですか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ先ほども申し上げましたが、この一般質問のことについては文化財保護審議会開催時に報告をしております。これまで、今日含めて3回目というところではあります。文化財保護審議会、来年2月に開催を予定しておりますので、その中において、今まで御質問のあったものを上げてまた対応等を考えて協議をしていきたいというふうに考えておりますが、どこまでスピーディーにできるか、できないのものもあるかもしれませんので、そういったものを文化財保護審議会の委員の皆さんと共有しながら今後この歴史について進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 今言った小山城の山崎の砦の模型と歴史的事実を確認して、模型と一緒に展示することができれば、子供たちに町の歴史、それを勉強するチャンスもあるだろうし、それが教育委員会のやるべきことでもあると思うんですよね。ぜひそういう形での継承とかしてください。そうしてやれば確実に継承ができるということですので、その継承についてそういう形ができればと思いますけれども、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

繰り返しになってしまいますが、今後行われる文化財保護審議会の会議の中でそういったもの、検証について一応話をしていきたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） あと、最後に補足、後になりますけれども、三重堀、三日月堀、それに関して、今、小山城の検証がなされていない。歴史的な事実が分かっていない、根拠がないですね。指定文化財としての確定した根拠がない。

それでもう一つは、さきにも言いましたけれども、根拠がないままの指定文化財ではなくて、三日月堀に関してはあれしか現存していないんですね。そしてそれは恐らく発掘していった新しい歴史が私は出てくると思うし、あそこに学術論が出てくるんじゃないかと思うんですね。その辺で三重堀、三日月堀に関する町の興味というか、それをこれからどういうふうにしていこうという考えはお持ちですかね。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

それこそ小山城跡につきましては、文化財指定、昭和39年に指定したということでもあります。ですから、その前段階から調査のほうを実施したというふうに思っております。

それから、ちょっと資料のほうを今回の一般質問の関係で過去の資料を確認したところ、昭和55年に議員おっしゃいました小和田先生も学術調査に来ておるとい資料がありましたので、またその辺の内容をしっかりと文化財保護審議会の中でもちょっと確認をしていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 小和田先生の名前を出したのは、テレビで皆さんよく見ると思いますがけれども、彼がもしここへ来て検証をして発信をしたら、間違いなく日本中が、ひょっとしたらテレビでやるかもしれないですね。そのくらい権威がある方ですので、ぜひその辺も事あるごとにもしできたらお願いをしたいと思っています。

あともう時間がないですから、本当は言わなきゃならないこといっぱいあったんですけども、あと、さっき言った木彫りの龍であるとか、吉田町いっぱいありますけれども、前回まだ確認はしていないという返事だったです。あれから確認はしましたか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

木彫りの龍で……

○8番（山内 均君） 木彫りの龍だとか、何だっけ、マツウラさん、神社の首もそうですね。

〔「本寿寺」の声あり〕

○8番（山内 均君） 本寿寺の首塚。

〔「本寿寺の木彫りの像」の声あり〕

○8番（山内 均君） あ、そうか。そういうやつがいっぱいあるんですけども、そういうのに関して県、調査というかしましたか。していなかったらこれからしますか。

○議長（大石 巖君） 生涯学習課長、中山孝宏君。

○生涯学習課長（中山孝宏君） 生涯学習課でございます。

答弁でも、教育長答弁でもありましたが、年1回我々職員が実際所有者と接触して、聞き取りであったりとか、管理の状況を確認するためのパトロールを実施するという事で予定をしております。

そのほか、2月に、先ほど来言っていますが、2月にやる文化財保護審議会の中で、今後の文化財保護審議会の委員の皆さんに協力していただく計画もちょっと練りたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ありがとうございます。ぜひやってください。

そしてそれが、その小山城の中の展示物もそうですけれども、劣化度、劣化度とかそういうものは指標にしてください。そして記録をつけておいてください。そうしないと絶対にそれを保護する何というんですか、残りませんから、必ず手を抜きますから、と書いてください。

あと、もう終わっちゃいますからいいです。

あと、また最後に言おうと思ったのは、無形文化財や史跡、工芸品、天然記念物、古文書、彫刻、書籍、絵画、建造物全てが吉田町のかげがえのない宝でありますので、守るために教育委員会や審議委員会及び場合によっては専門家を入れてもらって、そしてやってください。特に乾燥剤は駄目ですからね。あそこしか、逆に潰していますからね。もうちょっと調査していただきたいと思っています。

そういう形で、時間がありますので、回答は欲しいんですけどもよしとします。
すみません、ありがとうございました。

これでとにかく再来年来ますので、田沼意次が来ますので、ぜひその辺も考慮して大事に
育てていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（大石 巖君） 以上で8番、山内 均君の一般質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 2時00分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） 改めまして、おはようございます。
本日は定例会13日目でございます。
ただいまの出席議員数は13名であります。これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。
-

◎一般質問

- 議長（大石 巖君） 日程第1、一般質問を行います。
会議規則第57条第1項及び第2項の規定によりまして、期日までに通告を受け、質問を許可しております。また、同条第3項の規定によりまして、質問の順序は通告順といたします。
1人の質問及び答弁に要する時間は60分以内です。関連質問はありません。
それでは、順番に発言を許します。
-

◇ 増 田 伸 介 君

- 議長（大石 巖君） 2番、増田伸介君。
〔2番 増田伸介君登壇〕
○2番（増田伸介君） 2番、増田伸介です。

私は、令和5年第4回吉田町議会定例会において、さきに通告いたしましたように、交通安全対策事業について質問いたします。

行政機関、道路交通に係る関係団体、地域住民の絶え間ない取組によって、年々交通事故は減少傾向にあります。しかしながら、毎年、毎月、交通事故が発生していることもまた事実であります。

第11次吉田町交通安全計画は、令和3年度から令和7年度までに講ずべき町の交通安全に関する施策の大綱を定めたものであり、この計画に基づき具体的な施策を強力に実施していくとされています。新設、あるいは改修された道路事情や家屋を含む建物の増減等、様々な要因で交通環境は変化するものと認識しております。また、交通安全に関する対策は継続的なものが必要であることも捉えております。

そこで、以下の点について質問いたします。

- (1) 計画期間の半分が経過した現在、1、生活道路における交通安全対策の推進、2、通

学路等における交通安全の確保、3、交通安全施設等の整備の3点において実施された具体的施策は。また全体の進捗状況は。

(2)道路標識及び表示、防護柵、カーブミラーはその機能維持のため修繕が必要だが、その対応は。

(3)定期パトロールや地域の方の要望等で発見された箇所への対応は。また対応された内容について、地域の方への報告はどのようにされているのか。

以上、御答弁をお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 議員の御質問にお答えする前に、第11次吉田町交通安全計画の概要について御説明いたします。

第11次吉田町交通安全計画は、交通安全対策基本法第26条第1項の規定に基づき、第11次静岡県交通安全計画を踏まえ、令和3年12月に策定したものでございます。議員の御質問にありますとおり、この計画は令和3年度から令和7年度までに講ずべき、町内における交通安全に関する施策の大綱を定めたもので、「交通事故のない社会を目指して」「人優先の交通安全思想」「高齢化が進展しても安全に移動できる社会の構築」の三つを基本理念として、様々な交通安全施策を推進することとしております。

この交通事故のない社会を目指すための目標として、この計画期間におきましては、町内での「年間交通事故死亡者数ゼロ」と「年間交通人身事故発生件数150件以下」の二つを掲げております。

このうち交通事故死亡数につきましては、令和3年と令和4年にゼロを達成し、本年3月24日に交通死亡事故ゼロ連続1,000日を達成しましたことから、4月25日に静岡県交通安全対策協議会の会長であります静岡県知事から「交通安全優良市町」の表彰を受けました。これはひとえに、町民の皆様の交通安全に対する意識向上の現れでございます。残念ながら、その後、6月に死亡事故が発生し、町内の交通死亡事故ゼロの連続記録は1,072日で途切れてしまいましたが、これまでの記録を更新するものとなりました。

一方、交通人身事故発生件数につきましては、令和3年に124件、令和4年には115件発生しましたが、いずれも目標を達成する結果となりました。本年におきましては、10月末時点で109件と推移している状況でございます。

それでは、交通安全対策事業についての御質問のうち、1点目の計画期間の半分が経過した現在、1、生活道路における交通安全対策の推進、2、通学路等における交通安全の確保、3、交通安全施設等の整備の3点において実施された具体的施策は。また全体の進捗状況はについてお答えいたします。

これら3点につきましては、いずれも生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備としまして、地域の協力を得ながら、歩行者の視点に立った交通安全対策を実施するものでございます。

一つ目の生活道路における交通安全対策の推進は、通過交通の排除や車両抑制等のゾーン対策に取り組むものでございます。この施策としましては、川尻地区において2か所が指定されましたゾーン30と呼ばれる区域内におきまして、警察と連携しながら車両の走行速度や

通り抜けを抑制するための対策を進めております。

これまでにゾーン30の路面標示や区画線の引き直し、さらにはグリーンベルトを設置して、車両の速度抑制や歩車分離を図ってまいりました。警察においては、時速30キロメートルの規制標識を設置するとともに、速度の取締りなど歩行者の安全を守る交通指導や取締りを重点的に実施しているとお聞きしております。

二つ目の通学路等における交通安全の確保は、通学路や未就学児を中心に、子供が日常的に集団で移動する経路における交通安全を確保するため、令和3年7月に策定いたしました「吉田町子供の移動経路に関する交通安全プログラム」に基づき、関係機関で連携しながら合同点検や対策などを継続的に実施し、子供の移動経路における安全性の向上を図るものでございます。

プログラムの具体的な流れを申し上げますと、毎年度、潜在的な危険箇所を抽出し、関係者による合同点検等の現地調査を実施します。その後、対策を必要とした箇所の具体的な計画を策定し、安全対策を実施します。対策実施後にはその効果を検証し、必要に応じて対策の改善や充実を図るものでございます。

プログラムを策定した令和3年度から本年度までに対策を必要とした箇所は累計で90か所に上り、町、牧之原警察署、島田土木事務所などで連携をし、これまでに76か所の対策が完了しており、84%の進捗でございます。

三つ目の交通安全施設等の整備は、歩道等の整備など人と車が共存できる安心で安全な道路空間を創出するための取組でございます。この主な施策としましては、現在、都市計画道路中央幹線の一部未使用区間において地権者の御理解と御協力をいただき、来年度、歩道設置工事に着手できるよう事業を進めているところでございます。また、下片岡山通り線におきましては、本年度中の完成を目指し、歩道改良工事を進めているところでございます。

次に、2点目の道路標識及び表示、防護柵、カーブミラーはその機能維持のため修繕が必要だがその対応はについてお答えいたします。

これらの交通安全施設につきましては、その機能を維持するために定期的な点検などを実施し、状況に応じて修繕などを実施しております。具体的に、道路標識として静岡県公安委員会が管理する規制標識や指示標識、路面標示につきましては、警察署員のパトロールや管理委託業務などにより現状を把握し、必要な修繕が実施されている状況でございます。

また、町が管理する路面標示におきましては、点検結果に基づき、特に交差点部や曲線部、歩行者の通行が多い箇所を優先的に区画線の引き直しを行っております。防護柵につきましては、劣化している箇所などを優先的に修繕や更新を実施しております。カーブミラーにつきましても現状を把握し、その都度、必要な修繕を実施しております。町内には現時点で577基のカーブミラーを設置しており、このうち令和4年度には13基、本年度はこれまでに8基の修繕を実施しております。

最後に、3点目の定期パトロールや地域の方の要望等で発見された箇所への対応は。また対応した内容について、地域の方への報告はどのようになされているのかについてお答えをいたします。

町では週1回、道路・河川・公園のパトロールを実施しております。このパトロールのほか、現場に赴いた際にも道路の異常発見に努めております。町の管理施設で異常を発見した場合は適切な対処方法を検討し、町職員や町が発注する道路維持修繕工事による舗装の補修

や安全の確保など、交通事故が発生しないよう速やかな対応を心がけております。町の管理する施設以外で異常を発見した場合は、施設管理者に速やかに報告しております。

また、昨年8月1日から運用を開始しました町公式LINEによる道路異常通報システムにおきましても情報をいただいております。運用開始から本年11月末までに累計で90件の情報をいただいております、この情報により把握した道路異常につきましても、施設管理区分に応じて速やかに対応しております。

なお、この道路異常通報システムでいただいた情報につきましては、毎月の自治会連合会定例会で対策の進捗状況などを報告するとともに、町ホームページでも公表しております。地域の要望につきましても、主に各自治会から町に提出されます土木事業等要望箇所調書で受け付けております。

この要望につきましては、現場の確認とともに内容を精査し、その対応方法を検討します。町の案件の場合は必要な対策を講じるとともに、調書に対応方法などの回答を付して各自治会へ報告しております。牧之原警察署など他機関の案件の場合には、その機関へ要望の内容を伝え、自治会には要望を伝えた旨やその後の回答を報告しております。

また、電話や町ホームページのお問合せフォームなどにより御連絡をいただくことがあり、この場合にも現場確認などを行い、対応についてその都度回答をしております。

このほか、地域の方への交通安全に関する報告につきましては、町内の交通事故発生件数や交通安全情報などを町内会コミュニティ資料として自治会連合会定例会の中で報告するとともに、各隣組においてその資料を回覧していただくことにより、交通安全に対する普及啓発に取り組んでおります。交通安全情報につきましては、町ホームページでも公表し、周知を図っております。

今後も引き続き関係機関と緊密に連携を図りながら、交通事故のない社会の実現を目指し、交通安全対策を推進してまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

2番、増田伸介君。

○2番（増田伸介君） 御答弁ありがとうございました。

それでは、幾つか再質問をさせていただきます。

町から配布される町内コミュニティ報告資料の交通安全に関する情報の中で、先ほど答弁にございましたとおり、その数であったり事故状況ということは数字で示されており、分かりやすくなっておりますが、その中で事故発生箇所を町は把握されているのか、あるいは複数回数発生している箇所、いわゆる事故多発箇所はないのか、あるいは複数発生している場合の対策方法は、あるいはその地域住民への周知方法はどのようにされているのかということをお答えいただきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

まず、今言いましたところの事故発生箇所、多発箇所、住民への周知方法ということでございますが、まず事故の発生箇所でございますが、議員がおっしゃられますとおり、町内会コミュニティ報告資料のほうで数字のほうは報告させていただいているとともに、そのコミュニティ報告資料の中に重傷以上事故については発生場所の地番とか事故の状況も掲載、報

告させていただきます。

これは警察からの情報で記載のほうさせていただいているんですが、重傷以上事故につきましては、もう少し詳しい情報ということで発生日時や発生場所、あと事故の状況など詳しい情報はちょっと警察から聞き取って、その内容については毎月の役場の中での課長会議、あるいは自治会連合会定例会のところで口頭で報告のほうはさせていただきます。

また、重傷以上事故以外の人身事故全般についてというところでございます。すみません、物損事故等はちょっと警察のほうからも情報はいただいておりますので、町で把握しているのはあくまでも人身事故以上ということになるんですけれども、重傷以上事故にか限らない交通人身事故全般の発生箇所については、静岡県警のホームページに事故・事件マップと毎月更新されるものが掲載されておまして、町はそこから情報をいただきまして、吉田町内交通事故発生マップというのを適宜作って、年2回、吉田町交通安全対策委員会というものを開催しているんですけれども、その場でそのマップを配布して、出席者、この出席者には地元や学校関係者、あと関係機関や交通指導員等になりますが、その出席者にお配りして、周知のほうは図らせていただいております。

また、二つ目の御質問にあった多発箇所というところでございますが、これも警察のほうでホームページに更新されています事故・事件マップから拾い出して、星印で事故があったところが示されているんですが、それが同じところであればそれは多発箇所ということで、町のほうではそこから情報を得て把握しているという状況でございます。

ちなみに町内で同一箇所が多発というか複数回、2件以上の交通事故が発生しているところは、令和4年度におきましては5か所ございました。そのうち2か所については、令和4年に3件発生している状況で、残り3件につきましてはそれぞれ2件発生したという状況でございます。また、令和5年、これは10月末時点ですが、2件の事故が5か所で起きているという状況でございます。

最後に、これらの周知方法というところでございますが、先ほどの説明させていただいたとおり、吉田町内交通事故発生マップにおいては、吉田町交通安全対策委員会のほうで周知をさせていただいているというところでございます。

また、事故多発箇所ではございませんけれども、事故のパターンとして、特に出会い頭による事故が突出しているということでございますので、今年10月の交通安全情報においては、出会い頭事故について注意喚起のほうさせていただいております、そのような状況でございます。以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、増田伸介君。

○2番（増田伸介君） 交通安全対策委員会においてマップを提示され、年2回提示され、周知しているということでございますが、その対策委員会で終わって、それが全ての対象地域である住民、暮らしている方々には下りてないというケースはございませんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

先ほども申し上げましたとおり、その吉田町交通安全対策委員会にはいろんな関係する方が出席されているという状況ありますが、そこから住民の方全てに下りているというところはちょっと把握できておりません。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、増田伸介君。

○2番（増田伸介君） せっかくのマップも各個人に伝わっていないようですと、宝の持ち腐れという状況になっているかと思えます。町の指導において、各個人、各家庭へ周知が徹底されるという状態が望ましいと思えますので、ぜひ対応をしていただきたいと思えます。

○議長（大石 巖君） 危機管理監兼防災課長、田邊 誠君。

○危機管理監兼防災課長（田邊 誠君） 防災課でございます。

事故多発箇所もやはり危険の箇所ということになりますので、住民の方全てに知っていただく必要があるところを考えまして、先ほどの町内会コミュニティ報告資料などを活用させていただきながら、毎月というのはちょっとできるか検討のほうはするんですけども、必要に応じてそのようなところで、そういった多発箇所も周知のほうさせていただきたいとそうのように考えます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 2番、増田伸介君。

○2番（増田伸介君） ありがとうございます。

では、次にいきたいと思えます。

子供の移動経路に関するプログラムというものに基づく対策箇所の追加等に関しまして、子供の移動経路安全推進会議というものに諮る前に事故というのは起きております。日々、情報が入ってくる中で、その会議に諮る前に町独自で対応できることはございますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

子供移動経路に関するプログラムの関係になりますけれども、これにつきまして毎年、関係団体ですね。学校、保育園、あと道路管理者等含めて、基準箇所等の洗い出し等をさせていただいてやっているところでございます。その間に発生します、発生しますといえますか確認できます道路穴であるとか危険箇所とかいうものは、町のほうのパトロールであるとか、あと地元からの土木要望であるとか、そういうもので上がってくるものございまして、そういうようなものにつきましては、事前に危険箇所を発見したものにつきましては、町のほうで道路維持というような形を含めて対応のほうさせていただいているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、増田伸介君。

○2番（増田伸介君） 補修・修繕を含めまして、それを実施されるまでには先ほどの推進会議やなりに諮ったりと。あるいは予算の関係で期間として先になってしまう、対策が先になってしまうという場合において、それまでの当然日々の暮らしがあるわけですから、危険な箇所をそのままにしておくというようなことがあってはならないと思えますが、補修・修繕に至るまでの期間、町の対応としてはどのようなことをされていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

その期間までの間の対応というような形になりますけれども、暫定的な措置としてどのようなことができるかということもございまして、大きいところの、大きいといえますか基準箇所につきましては、なるべくそこを対応を早めにやるということもありますし、

ほかの方法であると、道路管理者以外のところというとおかしいんですけども、学校での協力をいただくとか、あと地元の皆さんの御協力いただいて、交通安全の関係の対策をしていただくとか、そのような形で対応のほうしているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、増田伸介君。

○2番（増田伸介君） 今、課長がおっしゃいましたね。学校であったり地域住民の方の協力をいただきながらということで御答弁いただきましたけれども、学校の中の教育で子供たちに交通安全の大切さ、こういうことは常にされていると思いますし、地域住民も、例えば町内会の志のある方たち、あるいは役員の方々が毎日のように、登下校においては子供の安全対策として見守っているということが毎日のようにされていると思うんですね。

そうしましたり、その方たちからの今、申し上げた中で期間というのは、要望においてハード面、いわゆるソフト面は私たちが何とか頑張るが、ハード面は町あるいはその上の団体をお願いするしかないというのが現状だと思います。勝手にいろんなものを造ってというわけにはいかないと思いますので、そこは町が暫定的であっても何かしらの対策を講ずるべきであると考えますが、そこはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

議員のおっしゃるとおり、そういうようなことが大切だというふうに思っておりますし、やっていかなければならんということでございます。ただ、予算の関係であるとか、あとは整備するまでの期間、時間がかかるというところがございますので、そういうものを見ながら、できるだけ早く危険箇所、対応できるものは対応していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、増田伸介君。

○2番（増田伸介君） 最前申し上げましたとおり、計画に沿った対策、あるいは修繕というものは着実にやっただいていっていると思います。そうではなくて、こういうものに関しましては経年劣化のものももちろんございますが、そうではなくて、先ほど申しました交通状況の変化等々において一番分かっているのは現場の皆さんだと思いますので、その声を酌み取るというような対応を、できればマニュアルみたいなのがあればいいんですが、窓口においてこういう要望に対しては受け答えをしていますよというようなものが、分かりやすい形で住民の皆さんに伝えていっていければ、もう少し情報もたくさん入ってくるし、タイムリーに入ってくるのではないかとということで質問させていただきました。よろしく願いいたします。

続きまして、次、同じ先ほどの子供移動経路に関するプログラムという取組の方針として、PDCAサイクルを繰り返し、子供の安全性の向上を図るとされていますが、このうちチェックのところは地元住民の方々の声が一番参考になると思います。ちょっと繰り返しになりますが、その住民の方々の声に関して、先ほど土木事業等要望箇所調書という形で受け付けているということでございますが、それ以外に住民の方々が窓口に来られた際に、口頭での声というものもあると思いますけれども、どのような対応をされているのか、御答弁いただきたいと思っております。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

子供の移動経路に関するプログラム、それ以外に土木要望、それ以外のということで、町長答弁のほうでも出ささせていただいておりますけれども、電話や町ホームページですね。お問合せフォームというのがございまして、そちらのほうにも同じく土木要望等に関するものも寄せられてくるものでございます。これにつきまして現場等に確認をさせていただいて、その都度、対応させていただくと。その対応内容につきましても、御連絡先の分かる方につきましては町のほうから連絡のほうさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、増田伸介君。

○2番（増田伸介君） それでは、次にいきたいと思います。

交通安全施設等整備事業の推進を講じていくということで第11次交通安全計画にはございますが、道路の外側のライン及びセンターラインの白線は歩行者にとってもドライバーにとっても重要な目印であると考えます。経年劣化等で機能不全になる前にコンスタントな対策、定期的な対策というものが取れませんか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 外側線等の薄くなった場所の発見とかというような話かと思えます。これにつきまして、町の職員のパトロール、先ほど来、ちょっと御説明させていただきます土木要望等でこちらの把握のほうを進めさせていただいているところでございます。その中におきましても危険箇所、そちらを中心に、町のほうといたしましては優先順のほうをつけながら、整備のほうをさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、増田伸介君。

○2番（増田伸介君） その優先順位でございますけれども、ホームページ等々で、先ほど吉田町要対策箇所整備進捗状況リストというものがホームページにもあって、みんなこの状況を見ながら分かっていると思うんですけれども、これ以外に今申し上げた経年劣化等々でその地域の方からの声、あるいは先ほどおっしゃった定期パトロールで発見された箇所というのが追加されていくと思うんですが、そこに対して、このリストはいつまでにということで期限が切られておりますけれども、今あった定期パトロールでの発見や住民の方からの要望において優先順位が上に上がることはありますか、すぐに対策しなければいけない。すぐではなくて、この計画に沿った後に改めて考えますのでお時間をくださいということなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 危険箇所のリストとあと土木要望等ですね。寄せられた箇所との優先順位というところではあるんですけれども、どちらのものにつきましても、危険箇所のほうを優先するということもございますので、さきに寄せられているところのリストのところ載っていない箇所であっても、町のほうであるとか交通状況であるとか通過する道路の状況とかですね。そういうものを見まして、危険であるところであれば、土木要望で寄せられたところのほうにおきましても優先的にやらなければならないということであれば、そちらのほう優先して対応しているというような状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、増田伸介君。

○2番（増田伸介君） このリストというのは、様々なプロの方たちが視察されて決定されていったリストだと思います。今申しました週に1回の定期パトロールや住民からの声、要望書等によって発見される箇所というのは、その現場で現に困っているということで、優先順位を早くしてほしいという意味で要望に来られると思うんですけども、それに対してその場で答えられるのか。そうではなくて定期的に、ちょっとスパンは分かりませんが、会議を行った後に答えるのか、その辺はいかがですか。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

状況によってというところがございますので、そのときにお答えできるものであればその場で回答するときもあるかとは思いますが。ただ、それをやるに当たっても、どれくらいのをやらなければならないとか、あと、もしかすると関係機関に確認をしてやらなければならないというような状況もあるかと思っておりますので、そういうのも含めて回答のほうさせていただいているというような状況でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 2番、増田伸介君。

○2番（増田伸介君） 住民の不安というのは、せっかく要望しても現状どうなっているのかというところが全く伝わってこないというところにあるかと思えます。関係機関への調整であったり意見を聞くというその途中経過であっても前に進んでいけば、その間は、先ほど申しましたいろんな方たちが協力しながら、ハードでまだ対策されてない箇所でも、交通事故がないようにということに取り組んでいただいていると思っておりますので、ぜひ報告をなしのつづてにするのではなくて、現状どうなんだと。あるいは期限を切って、これまでに答えが出せませんよという話をぜひしていただきたいと思えます。お願いします。

今回質問させていただきました交通安全に関するものというのは、高齢者や障害のある方、子供たちといった、いわゆる交通弱者という人たちが一番望んでいることであり、その安全確保を願い、その一助となる町でできるハードの対策をしっかりと実施していただきたいと思えます。時間あれですか。

以上で今回の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（大石 巖君） 以上で、2番、増田伸介君の一般質問が終わりました。

◇ 大石 裕之 君

○議長（大石 巖君） 続きまして、1番、大石裕之君。

〔1番 大石裕之君登壇〕

○1番（大石裕之君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

インクルーシブ公園やインクルーシブ遊具の設置された公園の整備と現状について質問をいたします。

近年では多くの公共施設等でユニバーサルデザイン化が進み、特に車椅子での利用などは

スムーズにできるようになってきております。障害のある人にも使いやすい設計が施されている場所もエリアも多くなり、障害者が安心して社会生活を送れる環境になりつつあります。

しかしその一方で、公園では車椅子のまま遊べる施設や遊具がないのが現状です。そこには障害者と健常者を分断させ、排他的とさえ思える現状があると言わざるを得ません。障害を持つ子供たちとその親はとても悲しい思いをしています。

インクルーシブとは、「包み込むような」「全てを含んだ」という意味の言葉で、意識をすれば「仲間外れにしない」「みんな一緒に」ということになります。そして、障害のある、なしにかかわらず、子供たちが一緒に遊べる公園をインクルーシブ公園と呼び、また障害のある子供も安心して遊べる遊具をインクルーシブ遊具といいます。

インクルーシブの反対語はエクスクルーシブです。エクスクルーシブとは「排他的な」「排除的な」というような意味で、まさに今の多くの公園の現状を表している言葉と言えるのではないのでしょうか。

インクルーシブ公園で大切にされていることは、障害があっても遊びやすいとか障害者専用の公園とかではなく、全ての子供たちが一緒に遊べる公園ということです。様々な特性や個性を持つ子供たちが一緒になり、混ざり合って遊ぶことで多様性への相互理解を深め、誰もが生きやすい共生社会を進め、インクルーシブな地域社会につながっていくことを理念としているのです。

最近では、国内にもインクルーシブ遊具が設置された公園が増えつつあります。県内ではまだ普及が始まったばかりでございますが、少しずつ設置をされ始めてきております。

そこで、以上を踏まえ、以下の点について質問をいたします。

- (1) 町が目指す公園のあるべき姿と目標は。
- (2) 町内で子供たちが安全に遊べる公園や施設などは十分に確保されているか。
- (3) 公園遊具の補修、修繕、入替え、撤去等の管理方法は。
- (4) インクルーシブ公園の理念についてどう考えるか。
- (5) インクルーシブ遊具を設置することについての考えは。

以上を質問いたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） インクルーシブ公園やインクルーシブ遊具の設置された公園の整備と現状についての御質問のうち、1点目の町が目指す公園のあるべき姿と目標はにつきまして、都市公園におけるあるべき姿と目標に関する御質問と捉えてお答えをいたします。

都市公園は、人々のレクリエーションの空間となるほか、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災機能の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間など多様な機能を有する都市の根幹的な施設でございます。

都市における緑とオープンスペースを整備、保全、活用し、良好な都市環境を形成していくためには、都市計画法、都市公園法、吉田町都市公園条例、吉田町移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例などとの定めに基づき、その趣旨にのっとって的確に運用していくことか重要となります。

町におきましては、主に街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園である

街区公園として青柳公園、大道公園、川尻児童公園、川尻大道公園、防災公園の5か所、主に近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園である近隣公園として西の宮公園と小藤路公園の2か所、歴史公園などの特殊公園として能満寺山公園の1か所、主に都市の自然的環境の保全、改善、都市の景観の向上を図るために設ける緑地である都市緑地として大井川清流緑地と湯日川親水公園の2か所、災害時における避難路の確保や都市生活の安全性、快適性の確保などを図ることを目的とした緑道として吉田海岸緑道と川尻防潮堤緑道の2か所の合計12か所の都市公園を開設しておりますので、それらの目的を達成できる状態を維持できていることが公園のあるべき姿であり、目標であると考えております。

次に、2点目の町内で子供たちが安全に遊べる公園や施設などは十分に確保されているかについてお答えいたします。

町では合計12か所の都市公園で総面積31.75ヘクタールを、また県営吉田公園を加えますと46.05ヘクタールを供用開始しておりますので、これを住民1人当たりで換算いたしますと約15.77平方メートルとなり、吉田町都市公園条例第1条の2に定める公園の、町民1人当たりの敷地面積の標準である10平方メートルを大きく上回っている状況でございます。

また、公園における安全性の確保につきましては、週に1回、職員が公園のパトロールを実施しており、不具合がある場合は随時対応するなど維持管理に努めております。

次に、3点目の公園遊具の補修、修繕、入替え、撤去等の管理方法はについてお答えいたします。

公園に設置している遊具につきましては、国土交通省の発行した「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」に基づき、都市公園におきましては、子供にとって安全で楽しい遊び場を確保するためのリスク管理として、毎年、専門業者による遊具の点検を実施し、その安全状況を把握しております。

その結果、腐食、腐朽、変形、摩耗、部材の消失や、その時点における安全基準に合致しなくなった遊具などにつきましては、その程度に応じて遊具の使用中止や修繕などの応急措置を行うとともに、補修、改良、移設、更新、撤去などそれぞれの措置を講じることとしております。

最後に、4点目のインクルーシブ公園の理念についてどう考えるかと、5点目のインクルーシブ遊具を設置することについての考えはにつきまして、関連がありますので併せてお答えいたします。

議員の御質問にもありますとおり、障害のある、なしにかかわらず子供たちが一緒に遊ぶことができ、多様性に対する相互理解を深めるとともに、誰もが生きやすい共生社会の実現を進め、インクルーシブな地域社会につなげることは非常に重要なことと考えております。

公園は、子供が遊びを通して心身の発育発達や自主性、創造性、社会性などを身につけていく、遊びの価値を生み出す場所であり、そこに設置される遊具は多様な遊びの機会を提供するとともに、子供の遊びを促進させ、子供にとって魅力的であるばかりか、その成長に役立つものでございます。

このようなことから、インクルーシブ遊具が設置された公園は様々な子供たちに対応することができ、成長を促すことができるものでありますことから、遊具の入替えや新規に設置を行う場合はインクルーシブ遊具の導入を選択肢の一つとして考えてまいりたいと思います。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 1番、大石です。

再質問をさせていただきます。

まず、町が目指す公園のあるべき姿と目標はという部分でございますが、御答弁いただきまして、それぞれの公園、街区公園と近隣公園と、そして特殊公園というものの分類の中で、それぞれの分類の特性に応じた目的を達成できる状態を維持できていることが公園のあるべき姿であり目標であるというような御趣旨だということに思いますが、この目的を達成、現状、この目的を達成できていると考えていらっしゃるかどうか。公園ですからいろんな側面がありますので、簡単に達成できている、できてないということも言いにくいところもあるかとは思いますが、おおむね今の吉田町内の現状、公園の現状を鑑みたときに、これらの目標を達成できている状態にあるかどうか、どのような御見解かお尋ねいたします。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

先ほどの議員のほうから話ありましたように、各街区であるとかそういう地区のごとの公園等ということで町のほうでも整備をさせていただいているところでございます。また、公園利用の関係等も見るところではございますけれども、平日であり、休日であるとか、そういう中で平日であると皆さんのほうが憩いの場としてお散歩をされている姿を見受けられたり、あと休日であれば親子連れが公園内で遊んでいる姿を見受けられているような状況も町のほうでも確認させていただいています。

そういう中では、地域の皆様のほうが御利用いただいているということも考えまして、町のほうで設置させていただきす公園の目的といいますか、そういうものにつきましては達成されているものではないかというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 1番、大石です。

確かにいろんな公園、種類もありますし、数もそれなりにはあるということで、お休みの日なんかたくさん人がいる公園もあれば、少ないようなところもあるとは思いますが。人がいる、利用してくれているというのは一つの指標だとも思いますけれども、そこら辺、次の②のほうにもかかる話ではありますけれども、公園としての機能を町民がどこまでその機能を求めているか、それぞれあると思うんですけれども、公園の整備というか、いろんな側面で整備をしなきゃいけないというようにも思っております。

そういったのがまたできていけば、目的を達成できているというふうに言えるんじゃないのかなという中で、②の町内で子供たちが安全に遊べる公園や施設などは十分に確保されているのかという部分でございますが、答弁の中で総面積31.75ヘクタール、吉田公園を加えて46.05ヘクタールを供用開始されて、これを住民1人あたりに換算すると15.77平方メートルということで、町民1人あたりの敷地面積の標準である10平方メートルを大きく上回っているという状況だということでございまして、十分に確保できているというような御判断にはなるというふうには理解をしておりますが、これは面積の部分で言えば、確かに十分確保しておりますよということになるかと思っておりますけれども、いろいろ声を聞きますと、町内

の公園、遊具が非常に少ないというような声もいろいろ聞こえてきております。私もいろいろ見て回る、全ての吉田町が管理する公園全て見て回りましたけれども、比較的遊具は少ないなという印象を私は受けておりますが、遊具の数については今の現状、どのように捉えていらっしゃるのかお尋ねいたします。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

遊具の数についてでございます。もともと設置したときの目的の中でどのような形に配置して、どれぐらいの遊具がというような形で遊具のほう設置してきたところがございます。その中でも施設の老朽化、遊具等の老朽の中で、町のほうで撤去しているというところもございまして、中には遊具数が少なくなってきたようなところもあるのかとは思っています。

ただ、その中でも皆さんの利用する中で遊具ないというところもありますけれども、そういう中で御利用いただいているというような状況もございまして、遊具設置どうするかというのは今後のちょっと課題というところはあるんですけれども、利用の形態等含めて、そこら辺のものをどのような形でやっていくかというのはちょっと今後検討していきたいというふうに考えてございます。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） 遊具の数、公園の面積等によってもどこまでまた造れるのかということもあると思うんですが、遊具の数なんか公園の施設として町民が満足してくれているのかどうかということの一つの指標だとも思います。

そういった意味で言うと、公園の施設、公園を十分に満足してくれているかどうかというのは質の問題も大変大きいのかなというように思います。この質は、先ほどから言っているように、それぞれいろんなお考えもあったり状況もありますので、一概に言えないというところもあろうかとは思いますが、やはり面積云々も一つの指標ではありますけれども、質というものが私は重要なんじゃないのかなというように思っておりまして、やはりハードからソフトへという部分でいうと、質をどれだけ、いろんな指標の中でどれだけ確保できているか、質が高いものになっているのかというような議論なり検討なりはなされたことがあるのかどうかお尋ねいたします。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

質の検討というような形になりますけれども、住民の皆様のほうから御意見等寄せられてくる中で、先ほど言われたような遊具が足りないといいますか、充実したほうがいいんじゃないかというようなお話等を町のほうに受けたり、あと施設管理の関係でこういうところは管理したほうがいいんじゃないかとか、そういうようなお話を受けたりしてございます。

そういう中で、建設課の内部の中でどのような形にしていったいいいかとか、今後の管理状況どうするかというような形の中の打合せ等をさせていただいているということはございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

やはり質というもの、町民の要望も含めた質というところは大変重要なのかなというよう

にも思いますので、ぜひそこら辺を大切にしていって、いろんな整備を進めていただきたいなというようにも思います。

そして、次の3番の公園遊具の補修、修繕、入替え、撤去等の管理方法はというところでございますが、御答弁では毎年専門業者による遊具の点検を実施されていると、そこで安全状況を把握しているというようなことでもございました。

私も公園見て回る中で、現状、遊具の補修、修繕、入替え、撤去がしっかりなされているのかなというようにちょっと疑問を持つようなところもございました。まだ今、年度の途中なんで、年度末までにはまだ少し時間がありますから、今後まだ対応されるという可能性ももちろんありますけれども、聞くところよれば、何年もというかしばらくの間、立入禁止になっていたり使用不可のままになっているような場所、遊具、そういったものも見受けられると。実際、私も確認もしております。

そのような状態、昨日も同僚議員からもそのような話もありましたし、6月議会でも議論がありました。補修、修繕等がなされずにそのままになってしまうというような状況が起こるのはなぜなのかというところを御質問いたします。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

維持管理につきましては、町のほうでも適正に管理できるように努めているところもございますけれども、なかなかそういう中でも施設的に大きいもの、金額が大きいものとかになりますと、なかなか維持管理をする中でもすぐに補修ができないようなもの等も発生してきているものが現状でございます。そういうものにつきましてもできる限り、今後の対応としまして、応急的な対応のほうはさせていただいているんですけれども、その後、改善をしていくのか、修繕をしていくのか、また更新、撤去、どのような形でしていくかというのは、現在そういう中で検討させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

なかなか予算がというところもあろうかとは思いますが、ただ、公園というのはやはり、特に緑が多かったり水辺があったり、トイレもあったり、ベンチも遊具もあるというような環境になりますから、これらのもの全てに日常的な管理というのが必要になります。当然、経費もそれなりにかかるわけでもございまして、ただ、それは造る前から分かっていたことだというように思います。

吉田町、都市公園が17か所あって、その5か所がまだ計画決定されているものの未開設になっているというような状況の中で、現状のある公園に対しての維持管理費というのは毎年、それなりに捻出ししっかりされるべきものなのかなというように私は考えております。当然、税収が浮き沈みもありますから、一概にというところはあろうかとは思いますが、ただ公の施設ではありますので、町内、町外からもいろんな方がいらっしゃるということで、例えば吉田町に、親御さんのところに戻ってきてこの年末年始を過ごすといったときに、ちょっと近所の公園に遊びに行こうというような御家族もいらっしゃるでしょうし、そういった方々が使う施設としては、ある意味、吉田町の顔にもなる施設だというふうに思っております。そういったところがなかなか大変みすばらしい状況になってしまっているというのは、大変

に憂慮すべきことなのかなというように思います。

私も実際、特に湯日川公園ですけれども、親水公園ですよ。あそこへ行ったとき、ちょっと天気も曇っていて、海っ端ですから風も強くて、非常にちょっと寒いような環境の中で私、見て回ったものですから、なおさら何かすごく荒れ果てた荒野に来ているような、そんな場所がありました。あれもまだ撤収されるような話も聞いてはおりますけれども、いずれにしても、そういった公の施設とか公園というものを使う人たちというのは、町内外の方々でもちょっと来て遊んで帰るという意味で言うと、継続的に長く見ているわけじゃありませんので、来たときにどんな状態なのかということはその人たちの印象に強く残るものだと思いますし、それが吉田町の顔になる。その人たちにとってはそれが吉田町のイメージになるというふうに考えております。

ですから、予算的なこと、お金のことになるとなかなか難しいという話もよく出るんですけども、公園ということに関しては、そもそも経費がそれなりにかかるということは前提で造られていることだと思いますし、いろんな修繕も当然必要になってくるということの中のことだと思いますので、それなりに予算も確保していただいて、修繕が短期間で行われるように、ぜひしていただきたいというふうに考えておりますが、なかなかそれが難しいというところは、単刀直入に言っただけの何か理由があるようだったら教えてください。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

修繕のほうの関係で、基本的に直せるものは直していくというようなことでいきます。大きいものでどのような形になっていくかというところになるんですけども、公園の場合とかもそうなんですけれども、なかなか町の一般財源の中だけで直していくところも難しいところございまして、そういう中で補助金とか交付金をどのように活用していくかというところがあるんですけども、なかなかそういうところをちょっと今、見つけ出していき切れていないというような状況もございまして。そういうところも、もし新たな交付金とかそういうようなものがあれば、そういうものを活用しながら直していければというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

そうですね。そこら辺は知恵も絞っていただいて、滞りのない修繕なり管理ができるようにぜひお願いしたいなというふうに思います。

そして、次のインクルーシブ公園の理念についてどう考えるか、インクルーシブ遊具を設置することについての考えはというところでございますけれども、資料をつけさせていただいております。ちょっとその資料のお話もさせていただきたいと思いますが。

このインクルーシブ遊具というのは、現状、静岡県でいうと静岡と浜松にございまして、左上の砂場でございまして、これは非常に高さがあって高い砂場になっていて、この中に砂が入っていたりするんですけども、車椅子に乗ったまんまでも遊べる。もしくは子供たちが立ったまんまでも遊べる砂場になっております。

そして、その次の回転遊具、右の回転遊具でございますが、これもぐるぐるゆっくり回るような造りになってございまして、子供たちが内向きにしか座れないというか、座りにくい設

計になっているので、安全性も保たれているということで、身体的な機能障害があっても座ったまま回転を楽しめるというようになっております。親御さんも外から子供の顔とか表情を確認しやすいというような造りがされております。

そして、その横はブランコが二つ、その下の左も三つブランコありますけれども、ブランコもいろいろタイプがありまして、背もたれのついたタイプと、その横の足を通して転落しないタイプ、そしてその下、左ですが、これはしっかりホールドされるタイプで、座った姿勢を維持するのが難しい子でも楽しめるように、固定用のベルトが備え付けられているというものです。

左の一番下のこのブランコなんかは、すごい小さな子がここに乘っているんですけども、お母さんと一緒に来られていて、もちろん許可をもらって写真撮ったんですが、こんな小さい子でもある程度揺らしても危険が非常に少ないというか安全性が保たれる。非常に楽しそうに遊んでいらっしゃいました。

そして、その横のテーブルでございますが、車椅子の方も入れるようにその一角が開いておりまして、そこに車椅子のまんまテーブルを、皆さんと同じように囲めるというようなものでございます。

そして、その横は滑り台とか複合的な遊具なんですけど、これは形状ももちろんなんですけれども、カラーリングにも配慮がされていまして、色弱や神経過敏性の子供への配慮で、注意が必要な段差は視認性の高い色を使用したりとか、感覚が過敏な子のためには落ち着いた色を使用するというような造りになっています。コントラストにも配慮して、見栄えも鮮やかなんですけども、決して見栄えのためだけではないというようなものがこの遊具です。

すみません、私、議会事務局にカラーのコピー機がないことを知らなかったものですから、カラーリング、本当はお見せしたいところなんですけれども、そのカラーリングがお見せできないのが非常に残念でしたので、ぜひ執行部の皆さんにもちょっとカラーコピーをまた御検討いただけると大変ありがたいなと思っておるところでございます。こういったものがインクルーシブ遊具というものでございます。

先ほどの御答弁の中で、この理念については御理解をいただけているというような理解でよろしいのか、確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

町長答弁にもございますように、インクルーシブの遊具というところの中で、「障害のある、なしにかかわらず子供たちが一緒に遊ぶことができ、多様性に対する相互理解を深めることとともに、誰もが生きやすい共生社会の実現を進めるため、インクルーシブな地域社会につなげることが非常に重要である」ということで、町長のほうでも御答弁させていただいておりますので、インクルーシブ、包まれるとか補完されるとかというような意味合いかとは思いますが、誰もが利用できる公園、そういうものを目指していきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

今回のインクルーシブの考え方は、公園、遊具について、決して障害を持つ子供たちだけ

の話ではなくて、広く、子供たち、そして我々大人、そして社会全体にも大事な話だというように私は考えてございます。

障害を持つ子供の親御さん、母親の方からも直接お話を伺ったんですが、その方は既にお子さんはもう大人に成長されていらっしゃる。ただ、今でも体は大人だけれども精神的には子供で、小さい頃から遊ばせてあげられる場所がなく、同じ悩みを持つ親御さんたちと一緒に遊べる場所を探したり自分たちで造ったりしてきたと。ただ、自分たちで造れるのは屋内にスペースを確保するくらいで、どうしても障害のある者の遊び場というのは室内に偏ってしまうというように話されておりましたし、そのほかにも、以前は障害者・障害児専用の公園が欲しいと考えていたこともありましたが、現実、いろいろ経験していくと様々なところで非常に分断をされてしまっていると。障害児と健常児とが関わることが極めて少ないということに親御さんたちは非常に不安を感じているという状況であります。我が子のことを知ってもらう機会がほとんどない。障害やその特性を知らない、知らないものに対する恐怖心が生まれてしまうのではないかと。小さいうちから、こういう子が地域にいることを知ってほしいと、そういう声もございます。

そういったことも踏まえ、地域社会として、そしてインクルーシブの遊具というのは障害等を持っている子供たちのみならず、全ての子供たちが安全に遊べるというものでございますので、そういう意味では非常に有効性は高いというように考えております。そういった中での今回の質問でございますので、ぜひそこら辺も検討をしていただきたいと思います。

これまでのそういった質問をさせていただいて、議論もさせていただきましたけれども、その上で、今後全体として公園整備をどのようにして行っていくのかということでございます。例えば、最初の質問からでも、目指すべき姿、目標、そこに向けてどのように進めていくのか、町内の子供たちが安全に遊べる公園や施設などもその質の向上に向けてどのように進めていくのか、遊具の修繕、補修、入替え、撤去等に対する対応、そういったこともなるべく起こらないように、少なく済むようにどのように進めていくのかというようなことで、適正な予算とか配分などを執行していくような考え方をさせていただきたいなというように思っておりますが、そういった整備計画というのが、以前の議会でも整備計画自体がまだないというふうなお話を御答弁でされていらっしゃるだったので、整備計画自体を持っていないというのは、その理由があれば教えていただきたいと思います。

○議長（大石 巖君） 建設課長、柳原真也君。

○建設課長（柳原真也君） 建設課でございます。

整備計画についてでございますけれども、現状、各公園、新たな造る公園についての整備もどのような形にしていくかというような計画自体は、今のところちょっとこちらのほうで持ち合わせてございません。ただ、それにつきまして、また新たな新規の公園を造る際に当たりますとはどのような形の公園をしていけばいいとか、そういうものもつくっていかねばならないというふうにご覧でございますので、今後、そういう公園の新設であるとか修繕であるとかと、そういうものがまた発生する場合におきましては、そういう計画をつくりながら進めていきたいというふうにご覧でございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 1番、大石裕之君。

○1番（大石裕之君） ありがとうございます。

そうですね。整備計画等があったほうがいろんなことがスムーズに進みやすいのかなというふうには考えておりますし、そこに先ほど来、出ている予算の問題というのも複合的に考えなくてはいけないということだというふうに思います。

先ほど御答弁にありました補助金の活用の部分に関しましても、インクルーシブに関しては、私も今回、県のほうにも情報をもらおうと思って問合せもしましたが、正直、県もそこまでまだ熱心ではないというような感じをいたしました。ただ、議会のほうにも働きかけをしております、県が中心になって補助金制度を創設してくれれば、県内の市町村もその補助金を活用する中で、インクルーシブの公園なり遊具が設置されるようになっていけばいいなというように思って、その働きかけを今、お願いをしているところでございます。

簡単にいくかどうか全然分かりませんが、そういった補助制度がもしできればなおのこと、吉田町では最先端、最前線を走っていただいて、吉田町はそういう意味では防潮堤も完成して、安全で住みやすい町の中にインクルーシブの公園が幾つもあって、健常者にも障害者にも優しい町づくりが町全体としてできているというような町にできたら素晴らしいなと思っておりますので、ぜひその節にはそのようにお願いしたいし、その制度がない前にも、ぜひできれば、先ほど答弁にもあったように、これから新設のもの等の必要な部分に関してはこのインクルーシブの考え方、理念をしっかりと周知をする中で、踏襲する中で、インクルーシブの遊具を設置していただけますようお願いをして、私の質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、1番、大石裕之君の一般質問が終わりました。

ここで暫時休憩といたします。

再開を10時30分とします。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を再開します。

◇ 蒔 田 昌 代 君

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名です。引き続き一般質問を行います。
12番、蒔田昌代君。

〔12番 蒔田昌代君登壇〕

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田昌代です。

私は、令和5年第4回吉田町議会定例会一般質問において、事前に通告してあるとおり、ごみ減量・リサイクル活動について町長に質問いたします。

私は、令和2年第4回吉田町議会定例会の一般質問で、ごみの減量とリサイクルに向けての紙類の分別収集についてを質問いたしました。その後、雑紙の分類が行われ、現在に至っております。

では、今回の質問ですが、要旨といたしまして、第5次吉田町総合計画後期基本計画の中

の第6章「豊かな自然と共生するまちづくり」の分野「ごみ減量・リサイクル」において、目指す状態として「ごみ減量・リサイクルが活発に行われている美しいまち」とあります。分野の主な目標の中に、1人1日当たりの可燃ごみの排出量があり、平成30年度における現状値は743.2グラム、令和5年度の目標値は603.81グラムとなっています。

11月6日に行われた町政連絡会及び懇談会において、第6次吉田町総合計画基本計画（素案）が出されました。分野「ごみ減量・リサイクル」の主な目標の中で、1人1日当たりの可燃ごみの排出量は、令和3年度の現状値が760.58グラム、令和9年度の目標値が584.11グラムとなっています。

令和4年に吉田町ごみ分別ガイドブック保存版が発行され、各家庭に配布されました。この保存版は見やすく、ごみ出しのルールや分別についての詳細な説明や災害時のごみの出し方についても載せており、可燃ごみを減らそうと喚起しています。その中で、令和2年度に吉田町が家庭から収集したごみの量は9,379トンで、可燃ごみ8,424トン、資源ごみ955トンとなっています。

そこで、ごみ減量・リサイクル活動について、以下のことを質問します。

(1) 令和元年度から令和4年度までの4年間の1人1日当たりの可燃ごみの排出量は。また、目標達成できない理由は何か。

(2) 可燃物ごみの中に衣類・繊維類（服・靴下など）や革製品（靴・バッグなど）があるが、まだ使えそうな、汚れていない物についてリサイクルを推進する考えは。

(3) 家庭における3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組の推進で極力ごみを出さない生活や経済活動のために町が考えていることは。

(4) 生ごみ処理機器等設置費補助金の増額は。

以上、御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（大石 巖君） それでは、答弁をお願いします。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） ごみの減量・リサイクル活動についての御質問のうち、1点目の令和元年度から令和4年度までの4年間の1人1日当たりの可燃ごみの排出量は。また、目標達成できない理由は何かについてお答えいたします。

1人1日当たりの可燃ごみの排出量につきましては、環境省が毎年実施しております一般廃棄物処理事業実態調査において、町が報告した内容に基づいて算出しております。

令和元年度から令和4年度までの4年間の1人1日当たりの可燃ごみの排出量につきましては、令和元年度が760.84グラム、令和2年度が781.32グラム、令和3年度が760.58グラム、令和4年度が756.08グラムとなっております。

第5次吉田町総合計画後期基本計画における「ごみ減量・リサイクル」分野の主な目標の中で、令和5年度に1人1日当たりの可燃ごみの排出量を603.81グラムにするという目標を掲げておりますが、令和4年度までの実績を見ますと、目標値には到達していない状況でございます。

その要因の一つとしましては、生ごみの出し方にあるのではないかと考えております。家庭から出る可燃ごみのうち、その多くを占めるものが食べ残しなどの生ごみでございます。吉田町牧之原市広域施設組合で運営しております清掃センターによれば、水分を含んだ生ごみ

が大変多く、このことが可燃ごみの排出量を押し上げていることを確認しております。

総合計画に掲げる目標値を達成するためには、さらなるごみの発生、排出抑制が必要ですが、その方策の一つとしましては、生ごみを出す場合の水切りの徹底を町民一人一人が実践していただくことにより可燃ごみの減量ができ、ひいては目標の達成につながるのではないかと考えております。

町といたしましては、各家庭への啓発事業として、昨年3月に作成しました吉田町ごみ分別ガイドブックを全戸に配布をするとともに、転入者に対しましては、吉田町牧之原市広域施設連合が作成するごみ収集カレンダーと併せて役場窓口でお渡しをしており、その内容につきましては町ホームページにも掲載し、ごみの減量化と再資源化に御協力をお願いするための周知を図っているところでございます。

ごみの減量化を図るためには、やはり町民の皆様のごみ減量やリサイクルに対する意識を高めることが重要となりますので、町といたしましては、今後も引き続き意識向上に向けた取組を推進し、町民の皆様と一緒に「ごみ減量・リサイクル活動が活発に行われる美しいまち」の実現を目指してまいります。

次に、2点目の可燃ごみの中に衣類・繊維類（服・靴下など）や革製品（靴・バッグなど）があるが、まだ使えそうな、汚れていない物についてリサイクルを推進する考えはについてお答えいたします。

現在、清掃センターにおきましては、可燃ごみの減量を図るため、搬入されるごみのうち再利用が見込まれる衣類で、搬入者の同意が得られるものにつきましては、再利用を行っているところでございます。また、吉田ショッピングセンターにはリサイクルショップが進出しており、多くの皆様が利用されております。

議員の御指摘のとおり、衣類や革製品などをリサイクルすることができれば3Rの推進につながるとともに、可燃ごみの減量にもつなげることができます。家庭において使用しなくなった衣類や革製品などは可燃ごみとして出すのではなく、リサイクルする意識を持っていただくことが重要であると考えておりますことから、町としましては衣類や革製品などのリサイクルにつきまして、今後、課題を整理した上で、その方策などを具体的に検討してまいります。

次に、3点目の家庭における3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組の推進で極力ごみを出さない生活や経済活動のために町が考えていることはについてお答えいたします。

町としましては、第5次吉田町総合計画に引き続き、現在策定中の第6次吉田町総合計画におきましても、可燃ごみの減量、リサイクル率の向上を掲げ、「ごみ減量・リサイクル活動が活発に行われる美しいまち」の実現を目指していく予定でございます。

その施策案として、ごみ減量・リサイクルの推進を掲げ、焼却するごみの削減を行うとともに、循環型社会形成のために資源を有効活用することを目的として、剪定枝等チップ堆肥化業務委託事業や、家庭における生ごみの減量化を図ることを目的に、生ごみ処理機器等設置費補助金などの事業を継続して実施していく予定でございます。

最後に、4点目の生ごみ処理機器等設置費補助金の増額はについてお答えいたします。

町では、家庭から出る生ごみの減量化を図るため、平成10年度から生ごみ処理機器等を購入された方に対しまして、購入費用の一部を補助しております。令和4年度における補助金

の交付実績につきましては12件でございました。その内訳は、家庭用電化製品によるものが11件、コンポスト容器によるものが1件、ぼかし専用機によるものはゼロとなっております。

可燃ごみの減量化を図るためには、各家庭への生ごみ処理等の機器導入は大変有効な手段であり、併せて3Rの推進にも寄与するものと考えておりますので、今後もこの事業を継続し、各家庭における生ごみ処理等の機器導入の普及拡大を図ってまいります。現時点において補助金額を増額することは考えておりません。

家庭から排出される可燃ごみの量の割合が多くを占める生ごみの減量化を図るため、まずはこの補助事業の周知を図り、生ごみ処理機器等の購入世帯を増やすとともに、ごみの分別意識とリサイクル意識の向上を図ることで、ごみの減量化とリサイクルの推進に努めてまいります。

○議長（大石 巖君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

御答弁をいただきました。まず、(1)について再質問をしたいと思います。

令和元年度からの1人1日当たりの可燃ごみの排出量ですが、もう一回言わせていただきますが、令和元年度が760.84グラム、令和2年度が781.32グラム、令和3年度が760.58グラム、令和4年度が756.08グラムとなっております。この数字なんですけれども、この数字はこれで分かりましたけれども、実際、令和5年度の目標値が603.81グラムということなんですけれども、目標値を設定するに当たり基準としたものというのはいかかを参考にして、この目標値って設定したのかお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

申し訳ありません、細かい数字はちょっと、計算方法はちょっと介入はできないんですが、この目標数値につきましては、吉田町一般廃棄物処理基本計画を平成30年度に策定いたしました。そのときに、今後の人口の推移でありますとかごみの排出量を、その人口と変動等を計算しまして目標値を設定しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

目標値の算出方法を聞きました。元年から2、3、4年と数字を見てみると、やはり令和2年度が781.32グラム、これがちょっと多いんですけれども、このときに多くなった理由というのは何が考えられるか、分かりますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

これだという確定的なものはないんですが、コロナによって巣籠もりを合わせて各御家庭の清掃をするというようなことで、ごみの搬入量が増えたのではないかとというふうに考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

令和2年度が増えたのはコロナで巣籠もりということがあって、おうちで宅配頼んだりとかそういったのも、テイクアウトで買いに行ったりとかというものがあって増えたんだろうなということは大体分かりました。

令和3年度が760.58グラム、この数字なんですけれども、私、先日、それこそさっき答弁にもありました環境省が毎年実施している一般廃棄物処理事業実態調査というのがされておりまして、令和5年（2023年）3月30日に新しいのが出ております。それをちょっと見ておりまして、じゃこの数字、吉田町は本当はどの数字が一番妥当なのかなというふうにちょっと個人的に考えて、ちょっと調べてみました。

その報告書の中には、国全体で1人当たりの可燃ごみの排出量について、全体的に見ると1.2%の減だったというふうに記載していました。たしか1.2%って書いてありました。その1.2%減ということは、じゃ、この吉田町の数字に当てはめてみるとどのぐらいなのかなということでもちょっと計算させてもらいました。

令和3年度の760.58グラムを中心として考えると、1.2%例えば増えた場合は、1.2%が令和3年度の760.58グラムに対してどのぐらいの数字になるかということ、91.27グラムになります、これちょっと四捨五入してありますけれども、91.27グラム。これが多いか、1.2%増えちゃった場合、1.2%減った場合を考えていくと、1.2%が減ったということを考えていくと、吉田町の令和3年度の数字というのは669.31グラムになります。

この差を見ると、現状値と1.2%という少なくなった場合の数字を見ると、やはりちょっと80グラムぐらい差があります。80グラムの差というのは、大体、家庭のカップに入っているヨーグルトが今、相場で大体75グラムから多いので80グラムぐらい。あのカップ1杯の重さをちょっと考えていたたければいいと思います。あの量を少し減らせれば、この目標値は、令和3年度の目標値は国と同じぐらいの減量できたということになります。

でも、吉田町のごみの増えてないということは確かであって、これからまたリサイクル等いろいろやっていくと減っていく可能性がすごく高いんですけども、設定した目標値にはちょっとやっぱりかなり、令和5年度の目標値は584.11グラムで、そこに至るまですごい大変じゃないかなというふうな考え、ちょっと思うんですけれども、この目標値を設定して、減量に向けていくために、今、御答弁では生ごみの出し方にあるのではないかということをお話しされました。食べ残しとかそういったごみが水を切っていないという、含んだごみが大変多いということなので、80グラム程度であれば、それは何とか絞れば可能なかなというふうな今、答弁をいただいて思いました。

もちろん町民一人一人が実践していただいてそれをやっていけば、この目標値もそんなに遠くはないのかなと思います。今後、ごみの減量化って具体的に、生ごみに対しての以外に何か考えていることはないのかなと思って、私は今回ちょっと質問させていただいたんですけれども、その中で質問2になるんですけれども、可燃物のごみの中に衣類があるんですよ、ちょっと長くなってすみませんけれども。この可燃物の燃えるごみ、吉田町ごみ別分別ガイドブックというのの中に可燃物、燃えるごみの中に生ごみ、その次に衣類・繊維類（服・靴下など）というのが書いてあるんです。

これ書いてあるんですけれども、えっと思って。服とかは燃えるごみなのは分かります。でも、汚れているなら燃えるごみですけれども、まだ着れるものに対してはどうなんだろう

というふうにならなかつ疑問が思いまして、衣類のリサイクルをしている、リサイクルという
か回収しているという市町がやっぱりあるんです。特に、一番よく聞いたのは島田市、あと
近隣で、ちょっと戻りますけれども、掛川市が今、それこそ国の環境省の結果の中でも、や
はり人口10万人以上、50万人未満のリデュースで、1日当たりのごみの排出量が少ない県と
いうのは静岡県の中で掛川市があるんですよ。

掛川市が全国的にもよくやっているの、じゃ掛川市で服のあれはどうしているのかと思
って見に行つたところ、服もそうなんですけれども、バッグとか靴とかそういったのが回収
されているんですよ。これちょっと見に行つたんですけれども、ある商業施設の中に靴とバ
ッグ類の分けたコンテナがあつて、そこに入れるんですけれども、靴は運動靴をひもで縛つ
て入れてください、まだ使えるような運動靴、靴とか入れてください。だけど、ピンヒール
は駄目でした。バッグは使えそうなもので、かわいい子供用のバッグを入れてきたんですけ
れども、ちょっと中を見てきたんですけれども、そういうふうにならなかつリサイクル、
分けてあるんですよ。

吉田町のこれであれば全部燃えるごみになってしまうので、この燃えるごみに入っていく
靴やバッグ類、衣類をもう少し分けてリサイクル、分別していけば、ごみの生ごみに限るだ
けではなく、全体の減量になるんじゃないかと私は考えるんです。なので、今回、服・繊維
に関してリサイクルを推進する考えはありますかということでお聞きしたんですけれども。

この問題をちょっと調べながら町民の方に話をしていたら、ごみの袋が小さいのよ、ちょ
っと飛んでしまいますけれども。ごみの袋が小さいのよ。うち、息子がいて、体格いいもの
だから、ごみの袋に3枚しか入らないのよ。ごみの袋をもっと大きくしてできないのとい
うふうにならなかつ言われました。そこで、ごみの袋、以前から議会報告会の中でも言われるんですけれ
ども、30リットルというごみの袋ですね。これをちょっと大きくするという議論とか考えと
かというのはあるんでしょうか。どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

ごみの袋につきましては、以前、すみません、私がいるときではございませんが、そうい
った議論をされた経緯があるようです。実際、ごみの袋を大きくしてしまうと、ごみを逆に
搬入量が増えてしまうということがやっぱり懸念されるという中で、ごみ袋については大き
くするという考えは今のところないということではあります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

質問は簡潔にお願いしたいと思います。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

ごみの袋を大きくするという事は考えてないということですが、実際、やはり今回の答
弁にもありましたけれども、「搬入される可燃ごみのうち再利用が見込まれる衣類で、搬入
者の同意が得られたものにつきましては、再利用を行っているところでございます」とい
うことが書いてあります。これに対して、搬入者が明らかに持ってくる衣類というのがある
というのが分かっているので、この衣類をやはりちよつともつと分別、リサイクルして古着に
するとか、古着でリサイクルする、リユースするとか、そういったのをどんどんもつと進め
ていくべきだと思つたんです。

なので、これに対して、こういうのは前から話があるんですけども、町が、持ち込む人もいるんですけども、場所があれば、島田市とかみたいに大きい袋に入れてコンテナの中に入れていくというスタイルとか、焼津市もいろいろありますけれども、そういったのをやるに当たってちょっと問題点、問題となるところって、課題となるところというのはどういったのがあるんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

この服のリサイクルにつきましては、今回の一般質問を機にということではございませんが、やはりリサイクルの推進ということでは有効なものであるということを考えて、今後、検討を進めてまいりたいというふうに考えています。

そういう中で、本当にいいものだとするならば、リサイクルショップの民営圧迫ということもあるかもしれないんですが、それ以外に、やはりリサイクルを進める。あるいは吉田町として焼却場の搬入量を減らすということが負担金の軽減にもつながるということの中で、やはり吉田町としてどんなふうにやれるかというのを検討していきたいということで、今回、こういった答えを答弁させていただいております。

そういう中で、課題としてはさっき言った民営圧迫もそうなんですが、吉田町としてどういったところでまた回収をするかとか、まず何より回収してくれる業者等にやっぱり当たっていかなければいけないということの中で、今後、進め方についてはよく検討した中でちょっと進めたいと考えていますので、そういった課題をクリアしながら進めていきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

今、服を回収する課題をお聞きしました。本当に早くやっていただいて、早く取り組んでいただくと結果が出てくると思うので、すぐに取りかかっていたらなというのが私の要望でございます。

次に、ちょっと飛びますが、4番について再質問をします。

生ごみ処理機器等設置費補助金の増額であります。補助金の額は増額しないということですが、件数は増額、増やしてもよいということによろしいでしょうか。と考えてよろしいですか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

この補助金につきましては、1件の件数自体の増額はしないということで回答させていただいておりますが、その件数が、この制度が始まった当初は本当に何十件という補助金の申請がありましたが、ちょっと近年、そんなくない状況という中で、予算もその実績に合わせてというような、実績に合わせて組ませていただいているという状況でございます。

そういった中で、今後、ここにも書かせていただいておりますが、やはり周知をもっとしっかり、新しく家庭を持って行って、制度が始まってもう20年以上たつものですから、そういった中でしっかりもう一回周知を図って、今後、そういった家庭で生ごみの処理をしていただいて、ごみの減量をしていただくというようなことをしっかり周知をした中で進めてま

いりたいということの中で、件数がうんと増えてくれれば予算もそれなりに措置をさせていただきたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

この補助金の交付要領を見ると、平成10年からやっていることで、対象の処理機器というのは家庭用電化製品、ぼかし専用容器、コンポスト容器という3種類を吉田町は補助していますよということでありますが、やはり今、回答でもいただいた令和4年度の交付金の実績についても全体が12件。その中で家庭用の電化製品によるものが11件、コンポストの容器によるものが1件、ぼかしによるものがゼロということで、ぼかし専用容器というのは一時期はやったんですけども、今、家庭の事情が、住んでいる家の広さとかを考えると、ちょっと設置に対してちゅうちょする人がいらっしゃるのかなというふうに考えます。

家庭用の電化製品によるものが11件ということなので、かなり多いんじゃないかなというふうに、要するに一月に1件ぐらいいるといような考えになるので、それだけ関心があるということなので、やはり件数もちろんそうなんですけれども、今、電化製品とかの機器も上がっていて、交付要綱を見ると、家庭用電化製品1基当たりの4万円未満のときと4万円以上のときというふうに書いてあります。4万円未満のときは取得金額に0.5を乗じて得た額というのと書いてあって、4万円以上だと2万円ということになるんですが、この11件の中で、今回、家庭用電化製品によるものですが、4万円未満、4万円以上というのはどういう配分になっている、何件あるのか、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

すみません、今、これだという数字はちょっと持ってないんですが、僕の記憶の中では、昨年度の実績でいうと4件。11件のうちの4件が2万円を交付しています。それ以外につきましては2万円に満たないということの中で、上限には達してないということになります。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

上限の4万円というのは、多分、補助2分の1ということでもよろしいですよ。2分の1なんですけれども、この4万円以上の場合の電化製品の値段というのは今後、この当時の設定、平成10年の設置の購入する機器の値段を基に設定したんでしょうか。それとも、どうでしょうか。今、電気機器って結構高いので4万円じゃちょっと。半分補助してくれるのはすごいうれしいんですが、もう少しちょっと補助の額を上げてもらってもいいのかなというふうに考えるんですが、まず、この4万円という基準はその当時の、平成10年当時の機器の価格だったのか、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

大変申し訳ありません。そのときのこれだという資料はちょっと今、持ってないのでお答えできませんが、やはり当時の機器のおおむね平均等を取った中でこの数字にしているのではないかと思われませんが、すみません、正確な数字じゃないので、申し訳ありません。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

多分、恐らくこの数字から見ると当時の数字ではないかと推測されますが、やっぱり今、現状、物価が高くて、機器類もすごく上がっております。なので、やはりこれも補助金の増額はしないって言うておりましたけれども、やはりちょっと世の中の物価を見ていただくと、やはり補助金も購入する機器に合わせて上げていったほうがいいんじゃないかと思えます。やはり意識をしている方というのはすごい多いと思うので、私は補助金ちょっと上げていただいて、予算立てていただく。このぐらい上げましたと。

それは町の考えになると思うんですけども、額は決まっています、今回はこれで終わりですというスタイルにするのか、このままで何件も皆さんがどんどんやってくれるように推進するという方法。町としてはどちらをやっぱり今後選んでいくのかということ、もう一回お聞きしたいと思えます、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

この補助金につきましては、先ほど申しあげました2万円交付する件数が、以前からも確認しておりますが、満額出すというのが全体で半分を超えていないというような状況でありまして、機器を選べば安く買上げできるという状況の中で、今、補助金額を上げるという選択肢にはちょっとならないということになります。

そういった中で、やはりまだ持っていらっしやらない御家庭が多数ありますので、まずは周知を徹底させていただきたいと思っています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

この補助金も、生ごみ処理機器等設置費補助金ですが、先ほども答弁にありましたけれども、やはり周知が足りないというふうに取りられるのかなって思いますので、今後、この周知をしていくに当たって、どういう方法でしていきますか、お考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

生ごみの処理機につきましては、これも周知を図っていくものでございますが、町としてもう少し、先ほどから議員がおっしゃっていただいている服のリサイクルも併せてというか、そういった3Rの取組をもっとしっかり周知をしていきたいというふうに考えています。その中で、広報であるとか、今はLINEで周知も可能なものですから、そういった中でできることを周知してまいりたいと思えます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

以前は広報というのがあったんですが、今もあるんですが、今回、LINEというのも結構、すごい有効な手段だと思います。若い人が見ていたり、見やすくなりましたよね。LINEで情報得やすくなったので、そういったLINEでも、例えば環境月間とかってあるので、そのときに周知をするという考えでやっていくというのでよろしいでしょうか。環境月

間というのを町としては設置して、さらにそういったところに重きを置いて、その月に重きを置いてやっていく。何かのタイミングで出していくというか、そういった流し方についてはどのように考えていますでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

都市環境課としましては、環境月間とかということ年にも何回もあるわけではなくて、やはり年に1回とか限られた時期になってしまうので、都市環境課としましては、やはり定期的な購読ではないですが、3Rに対する記事と併せてこの生ごみ処理機、3Rに対しまして服のリサイクルですとか、このガイドブックをもう少し有効利用させていただきたく中で、配布して1年以上たっている中で、これも同じ内容かもしれませんが、LINE等を活用してもう少し周知を図っていききたいというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

令和4年度に発行された吉田町ごみの分別ガイドブックというのは、非常にすごいよくできていて、見ても細かく書いてあります。このガイドブックがあるというのを、また時々、町民の皆さん、もらって見ている方もいらっしゃると思うんですが、保存版なので見ている方もいらっしゃると思うんですが、こういうのがありますよということで、もっとこういったのがあるというのを知っていただきたいのと、また外国人の方もいらっしゃるの、外国人のごみ出しのルールというのがちょっと徹底されてないところがあったり、分別してないということがあるので、やっぱりこういったのもあるので、ごみの分別をお願いしますということをもちろん伝えていただきたいんですけども。

そもそもこれはなぜやるかという、ごみの分別なぜやっていくかというのは、やはり吉田町ですと住んでいきたいために、環境を、吉田町は日本の中にあって、日本は地球の中にあって、本当に地球全体を考えると一歩になるので、まずそういったことも、自分に関係ないというんじゃないで、皆さんが意識を持ってやっていけるように、町としてもアピール、周知とかしていただきたいと思います。

このガイドブックは、では定期的に中身を変えて、また町民の皆さんにお渡しするということがよろしいでしょうか、どうでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

すみません、この中身を変えるというのは今のところ考えていません。今あるこのガイドブックを、今は紙媒体ですが、ホームページでも当然これは掲載をさせていただいて、周知はさせていただいてありますけれども、これをLINEに載せるとかなりの量になってしまうので、例えばこの記事の特化してとかですね。そういった形で小まめに出していったらというふうに考えています。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

今、12月ということでもあるので、年末のお掃除とかいろんな片づけというのがあって、

多分ごみの量が増えてくるのではないかと思います、ずっとごみの問題をやっているところちょっと疲れてくるということもあるので、疲れないように何かちょっと明るくできるような情報。ごみを分別するのも、この中にも書いてありますが、明るくできるようなPRの仕方というのもちよっと考えていただけたらと思います、これは要望ですけれども。どうしても、ずっとやっているとつらくなっていく部分があるので、やっぱりやるとどうなるという結果とか得られてくるとすごくいいと思うので。

我が家も雑紙の分別が始まってから大分ごみの量が減って、週2回、回収あるんですけども、週1回の回収になりました、週1回で何とかなるといいます。ごみも、水も水分も切って出してやるので、30リットル、大体あれ8.5キロ入るといいう広域ではお話あったんですけども、それがいっぱいにならないぐらいで週1回出すといいうので、大分減っていると思います。

その分、衣類に関しては本当に汚れたものは捨てちゃうけれども、そうじゃないものはリサイクル。ありますよね、それこそこの中に答弁の中にもありましたけれども、オアシスパークの向かい側に商業施設あって、そこに持ち込んだりとか、今メルカリで売るといいうこととかいろいろ方法があって、衣類のリサイクルがあるので。

その選択するのは町民の側だと思うんですけども、こういう方法があります、こういうことができますといいうことで、もし町も町民からの問合せ等があったら、こういう方法がありますよといいう、見れば分かるんですけども、実際に本当に商店街のほうともちよっとあるものですから、そういった対応も町でもしていただきたいといいう思います、これは要望ですが。そういった実際に見て分からないような部分も対応していただけるといいうことでよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 都市環境課長、鈴木 久君。

○都市環境課長（鈴木 久君） 都市環境課でございます。

見て分からないところ、やはり住民の皆さんから質問をいただくものはやっぱりいただきます。そういう中で、この分別方法につきましては、広域施設組合のほうの分別に従ってこれを作っている状況でありまして、今すぐにも答えられない部分があったりとかといいうものについては、しっかり確認をして回答はさせていただいておりますが、今、分かりにくい部分で、例えばこの質問多いねとかいいうようなものももしあったとするなら、そういったものについては、別に、例えばさっき言ったLINEとか周知等をさせていただければと思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 12番、蒔田昌代君。

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田です。

吉田町は本当にごみの分別がされていて、全部燃やさない。燃やす自治体もあります、プラスチックも全部まとめて。でも、そういった自治体も今、やっぱり分別しようよといいうことで、そういう方向に、今まで全部プラスチックも燃やしていたところも、燃えるごみとして燃やしていたところも分別するような方向になりつつあると思います。

なので、吉田町はもう既にある程度の分別のルールができていいうので、さらに町民の皆さんに分別をしていただくよう、ごみのルールを守る、出すルールを守るといいうことと、分別をするといいうことを周知を定期的にやっていただきたいといいうのが私の要望と、それこそ服

のリサイクルとか古着の回収については前向きに、早急にやっていっていただきたいと思
います、要望ですが。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（大石 巖君） 以上で、12番、蒔田昌代君の一般質問が終わりました。

◎議案第81号の上程、説明、質疑

○議長（大石 巖君） 午前中の時間がまだありますので、引き続いて日程第2のほうに移っ
てよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（大石 巖君） では、日程第2、町長から第81号議案 令和5年度吉田町一般会計補
正予算（第6号）についての1議案が提出されました。

これから第81号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とい
たします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 令和5年第4回吉田町議会定例会に追加上程されました議案の概要に
つきまして、御説明申し上げます。

今回、追加上程されました議案は補正予算について1点でございます。内容につきまして
は、第81号議案の令和5年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてでございます。

本議案は、令和5年度の吉田町一般会計歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億
5,982万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額それぞれ142億195万9,000円とする補正予算
をお認めいただくものがございます。

以上が上程されました1議案の概要でございます。詳細につきましては、担当課長から説
明申し上げます。それでは、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 町長からの提案理由の説明が終わりました。

続いて、担当課長から詳細なる説明をお願いいたします。

では、財政管理課長、八木邦広君。

〔財政管理課長 八木邦広君登壇〕

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

財政管理課から、第81号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第6号）について御
説明申し上げます。

別冊の補正予算書、令和5年度吉田町一般会計補正予算（第6号）の1ページを御覧くだ
さい。

まず、第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,982万4,000円
を追加し、歳入歳出予算総額を歳入歳出それぞれ142億195万9,000円とするものでございま
す。

また、第2号にございますとおり、款項区分ごとの補正額、補正後の歳入歳出予算額につ

きましては、2ページの第1表、歳入歳出予算補正のとおり、お認めいただくとするものでございます。

以上が今回の補正予算の内容でございます。

引き続き、その詳細を別冊の説明書に沿って御説明いたします。

令和5年度吉田町一般会計補正予算（第6号）に関する説明書の3ページを御覧ください。まず初めに、歳入から御説明いたします。

14款国庫支出金につきましては1億3,316万7,000円を増額するものでございます。これは、2項10目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金におきまして、国の経済対策に伴いまして、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億3,316万7,000円を計上するものでございます。

続きまして、18款繰入金につきましては2,665万7,000円を増額でございます。これは2項1目基金繰入金におきまして、今回の補正予算の歳入不足額を補うための繰入金でございます。財政調整基金から2,665万7,000円を繰り入れさせていただくものでございます。

今回、国費10分の10事業において、財政調整基金から2,665万7,000円を繰り入れさせていただく理由でございますが、歳出で御説明いたします物価高騰対応生活支援臨時給付金につきましては、現在、国から示されている交付金の交付限度額が8割の概算額となっていることから、残りの2割分を財政調整基金から繰り入れさせていただくものでございます。

なお、この2割分につきましては、実績により追加交付があると聞いております。

以上が歳入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。

4ページを御覧ください。

3款民生費につきましては1億5,982万4,000円を増額でございます。まず、1項1目社会福祉総務費におきましては1億1,893万5,000円を増額でございます。これは、国の施策に呼応した物価高騰対応生活支援臨時給付金事業に係る職員人件費54万4,000円を増額。また物価高騰対応生活支援臨時給付金給付事業については、住民税非課税世帯に対する国の経済対策に伴いまして、物価高騰対応生活支援臨時給付金の給付に係る経費といたしまして1億1,839万1,000円を計上するものでございます。

5ページを御覧ください。

次に、2項1目児童福祉総務費におきましては4,088万9,000円を増額でございます。これは、国の施策に呼応した吉田町子育て世帯特別給付金事業に係る職員人件費18万1,000円を増額。また吉田町子育て世帯特別給付金支給事業について、国の経済対策に伴いまして子育て世帯に対する支援として、吉田町子育て世帯特別給付金の支給に係る経費4,070万8,000円を計上するものでございます。

以上が第81号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についての内容でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（大石 巖君） 以上で説明が終わりました。

ただいま説明のありました第81号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についての議案審議につきましては、この後、暫時休憩を取りまして、休憩中に全員協議会を開催し、議案の内容確認を行い、本会議再開後、質疑を行います。

なお、討論及び表決につきましては本定例会最終日15日の本会議で行いますので、よろし

くお願いいたします。

ここで暫時休憩といたします。

休憩 午前 11時28分

再開 午前 11時54分

○議長（大石 巖君） それでは、休憩を閉じ、休憩前に続き会議を再開いたします。

ただいまの出席議員数は13名であります。

これから、第81号議案についての質疑を行います。

質疑は最初に歳入全体についての質疑を行います。

引き続き歳出は款別に区切って質疑を行います。

初めに、歳入全体についての質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについての確認の質問とならないように、発言は簡潔明瞭に審議する議題に関する以外の質疑に至らないよう御協力をお願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

次に、歳出に入ります。

3款民生費についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 物価高騰対応生活支援臨時事業給付金給付事業についてお伺いします。

この委託料で、電算処理委託料418万円というのが出ておりますけれども、先ほどの全協で聞きますと、対象の6月2日から12月1日まで、吉田町に転入された方は40世帯ぐらいあると。前回の3万円の対象者が1,493だったから約1,500に対して2.3%弱です。それを職員の方が調べることによって、その方が非課税、今回の対象者かどうかというのを調べられないのか。そうしたら委託しなくても庁内でやれるではないかと思うんですが、なぜ委託しなければならないのか、その辺をお伺いしたい。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

先ほど転入世帯は何世帯であるとか、そういった人の動きといいますか世帯の動きについては説明をさせていただきました。それと今回のシステム改修についてですが、先ほどシステム改修の楠元議員からの質問の中で1からやり直すというか、1からその台帳を整備して突合をさせてということ、その給付金ごとに行っておりますので、今回もそういった移動の方があったとしても、12月1日時点の情報を使ってシステムの中で突合をさせて、口座情報まで動かしてといったような処理を行う必要がありますので、それはやはりシステムを使ってではないとできないことで、その改修を職員ができるかといったら、そこはやはり開発元であったり、その処理を行う業者でないとできないというふうに解釈をしております。

で、職員でできるところはやりますが、システムについてはできないということになります。
以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今の説明で、毎回毎回何かあると必ず1からやり直さなければならぬという考え方を変えることはできないんですか。庁内でデータを蓄積しておいて、必要であればそれを目的に対してそのシステムを変えていく。必ず1からやり直さなければならぬという、その考え方はなぜそういうふうを考えているんでしょう。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

逆に、仮に庁内でそれをできるとしたら、それをすることで物すごく時間がかかるし、できるのかどうかということも難しいところだと思います。その都度の税情報、その都度の住民情報、そういったものを管理しているのがシステムですので、システムそのもので管理しているものをシステムの中で処理を行うということが迅速にできて、間違いがなくできるというところでシステムを利用をする、使用をするという方法で今までもやってきておりましたので、その方法を今、取るということを選択しております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 副町長にお伺いします。

DX担当なんですか、違うんですか。そこ分からないから言っていますけれども、要は今後、国でクラウドに全国の共通データを入れていって、そうすると自治体DXが進んでくると、今後は1からやらなくても庁内で行えるようなシステムになってくるのか。いやいや、それができたとしてもやっぱり1から業者に頼んでやらなければならないのか、その辺の状況はどうなんでしょう。

○議長（大石 巖君） 副町長、田村安正君。

○副町長（田村安正君） 御質問のあった件は、これは政府というよりもどこの自治体もそうです。皆さんもそうだと思いますが、このシステムがどんどんデジタル化していっています。そういう中で、まだまだ過渡期でありまして、プログラムをいろんなところで個性があってできております。

そういう中で、今回、私ももっともっとこれできないかなというのが感じた点でもありますが、実情を聞いてみますと、やはりまだまだ、それぞれによって個性があるところをどうトライしていくかということが一つと、もっと大きな国際的な話の中で、議員は御案内だと思いますけれども、なぜ政府がデジタル化に乗り出したかといいますと、知的な財産の部分が全て日本から利益として出ていっている部分があると思います。こういったところをしっかり取り戻していこうという観点と、安全保障的な観点もあるかと思えます。そういう中で動き出している事業であります。

その一方で、日本全国でもこういったことを取り扱う業者がいっぱい出てきておりまして、こういったところのバランスがあるんだと思います。

御案内のとおり、我々もできればそうしたいところではありますが、もう一つはやっぱりこれだけの発展してきますと、いわゆるデジタルの知識を持った人間、これも全国での課題ではありますが、御案内のとおり。そういった人間をどうやって育てていくかというこ

るも大きな課題でありまして、そういう全体の中で見ていくということになります。

将来的にはそちらのほうに向かっていく、それにしっかり我々もキャッチアップしていくということは重要だと思っておりますが、現時点、なぜこれだけ今回これが話題になりましたかということ、これだけ支援事業も繰り返し行われているという実態もございまして、そういったところで感じているところもあろうかと思えます。

もう一回繰り返しになりますけれども、我々は決してその機を見逃さずにしっかりキャッチアップしていきたいと思えます。そういうところで御理解いただきたいと思えます。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今日の新聞を見たら、また何かやりそうな話で大変だろうなどは思っておりますけれども、先ほど全協でお伺いしました物価高騰対応生活支援臨時給付金給付事業と、吉田町子育て世帯特別給付金給付費事業費に関して、同じようなことをやっているとして、金額は違うとして。ところが、物価対応のほうは給付金以外のものが694万円、子育てのほうは給付金以外で489万円。似たようなことをやっていて、対象は物価高騰のほうは1,700世帯で、子育てのほうは3,600というふうにきたい、もうちょっと少なくなるかもしれないと思えますけれども。それでいくと、1人当たり、1世帯当たりでいくと、もっと差が出てくるわけですよ。対象が少ないにもかかわらず高騰のほうは経費が高く、郵送費とかいろいろ考えたとしても、1人当たり、1世帯当たり考えたらもっと差が広がると。これは何でそういう状況に陥っているのか、陥っているかどうか分かりませんが、至っているのか。

○議長（大石 巖君） 福祉課長、増田稔生子君。

○福祉課長（増田稔生子君） 福祉課でございます。

福祉課の経費の部分につきまして、まず御説明をさせていただきたいと思えますが、この予算計上をするに当たりまして、国からの通知であるとか決定であるとかいろいろのものがなかなか来ない中で、国の方針が先に報道をされて、とにかく年内に予算を確保しなさい、できれば年内に支給しなさいというような、そういったものがまず情報として入ってきて、それを聞きながら作業をしてきたわけですが、その報道等で来る情報と実際の国からの通知に大分タイムラグがあって、その中で予算を確保するために試算をしなければいけないというような業務の実態でした。

その中で一番、先ほど議員が御質問がありましたシステム改修に係る電算処理委託料、こちらの予算計上が今、418万円というふうになっております。こちらは、実情を申しますと、どのくらい予算がかかるのか、その見積りを取りたい。そういった調整を業者としていたんですけれども、なかなか見積りが出せないというような状況がございました。

では、どういった考え方で予算を計上したらよいのかといったところで3万円給付、前回の給付事業のときのシステム改修程度のものをとにかく予算を確保したいというところで予算計上させていただいてあります。

その後、これは速やかに業務に取りかかればならぬというところで、現在、できる作業はそういった事前準備のところは調整を進めている中で、業者から見積りが出てまいりました。そのところで、もう既に実際の今の参考見積りが242万円というところで、もう既に乖離が出ております。ですので、予算計上のときにはとにかく確保しなければいけないといったあたりで、今までの実績を踏まえまして予算計上をさせていただいております。

それは、先ほど議員がおっしゃった郵送料についても返信を求めるといった事業立てで予

算計上しておりましたが、これはプッシュ型でできるということが国の通知の中で確認できたために、予算計上したけれども、決算では恐らくこれほどかからない部分もあるということがございますので、こども未来課の事業と当課の事業の金額がどういう差があるかといったところについての確認までは課ではできてはいないんですけれども、恐らくそういった予算取りの実情と加えまして、あとは事業量というところも、事業量の違いもあろうかと思いますが、そういったところでそれぞれの事業が違いますので、同じようにはいかないというふうには想像ができると思います。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 最後にします。

今日ずっと聞いているのは、もうちょっとコストダウン図れないのかという話でありまして、精いっぱいやっているんだよと。要するに、予算は計上するからちょっと多めにやっておかなきゃいんから、でも、実際は抑えに抑えて、目いっぱいコストダウン図っているというのか、もうちょっとコストダウンの余地はあると思っているのか、その辺に関して、どなたに聞けばいいのかわかりませんが、谷澤理事、お願いいたします。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

まず、予算の関係につきましては、やはり最少の経費で最大の効果ということになります。ですので、コストカットということは常に念頭に置いて行っていくということになります。さらに、今回、この臨時給付金につきましては、とにかくスピーディーに行わなければいけないということがございますので、早くというところがまず加わってきますので、そうした中でコストダウンできるところはしていくと。適正な価格にしていくということになりますので、適正事務の執行ということで御理解いただければと思います。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） それでは、これで質疑を終結します。

以上で本議案の質疑を終了したいと思いますが、まだ全般にわたり質疑があるようでしたら許しますが、いかがですか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

以上で第81号議案についての質疑を終結いたします。

◎散会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

御協力いただき、ありがとうございました。

本日はこれをもって散会といたします。

散会 午後 零時09分

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

- 議長（大石 巖君） おはようございます。
本日は定例会15日目、最終日であります。
ただいまの出席議員数は13名であります。
これから本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（大石 巖君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
これから議案審議に入ります。
初めに、一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算に関する議案の審議を行います。
審議については、既に質疑が終了しておりますので、討論から行います。
終了後、引き続いて、その他の議案審議を議案番号順に行います。
それでは、審議に入ります。
-

◎議案第76号の討論、表決

- 議長（大石 巖君） 日程第1、第76号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第5号）
についてを議題とします。
これから第76号議案についての討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第77号の討論、表決

- 議長（大石 巖君） 日程第2、第77号議案 令和5年度吉田町国民健康保険事業特別会計

補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第77号議案についての討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第78号の討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第3、第78号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これから第78号議案について討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

8番、山内 均君。

〔8番 山内 均君登壇〕

○8番（山内 均君） 8番、山内 均です。

私は、令和5年12月に吉田町議会定例会に議案提出された第78号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、反対討論をいたします。

令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）は、第5条に債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度が定められています。

事項は川尻南部汚水幹線工事、期間、令和6年度、限度額9,900万円、財源内訳は国庫支出金、国の補助金が3,711万円、地方債、町の借入金6,190万円、事業内容は延長438メートル、全体が開削工事200ファイの下水道管を埋設する工事です。

この川尻南部汚水幹線工事（第5工区）、山崎北側の路線番号5-1、古川川尻1号線の一部の工事費について検証すると、古川で検証しますと、提供された都市計画図で図上測定をすると、工事量は約230メートル、事業全体が438メートルであるから、438分の230イコール52.5%に当たる工事量になります。金額に換算すると、9,900万円掛ける0.525イコール5,197万5,000円、約5,200万円が工事費と推定される。この5,200万円は記憶しておいてください。

なお、この区域の下水道利用対象住宅は7軒と説明された。

現行の吉田町公共下水道事業は、当初の整備計画区域929ヘクタールから令和8年度末の379ヘクタールに変更され、令和8年度末で環境整備は完了することが決まっているが、令

和8年度までにかかる費用は、管渠建設費用172億5,000万円、浄化センター建設費80億7,000万円、維持管理費37億8,000万円、利子が56億4,000万円など、計437億5,000万円と推計されている。

このように下水道事業区域への見直しまたは中止を行い、下水道区域外の条件で単独浄化槽から合併浄化槽への転換費用を計算すると、5人槽で令和4年度実績である工事契約金額87万3,000円の例を換算すると、7軒で661万1,000円となる。議案第78号の補正第2号の地方債、借入金が6,100万円の案分金額を約5,200万円と比較すると、下水道は大きな損失となる。

なお、5人槽での単独浄化槽から合併浄化槽への転換の補助金は75万2,000円であるが、国・県、吉田町の補助金割合がおよそ3分の1であると考え、町が負担する補助金は1軒で25万5,000円、7軒で176万円くらいになる。5,200万円とは比較にならない金額である。

加えて、川尻南部汚水幹線工事により発生した汚水を2.5キロも離れた浄化センターで処理することは、合併浄化槽の排水処理に比べれば極めて不合理であり、無理、無駄である。このまま令和5年12月議会で第78号議案の債務負担行為を承認すれば、令和6年3月議会では異を唱えることは基本的にできないと思う。

この下水道事業は誰のためであるのか。吉田町の町民のためであるのか。賛成討論においては、誰のためであるかを論点でお願いをしたい。私の意見としては、吉田町公共下水道事業は中止をしなければならないと考える。

以上、第78号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）に対する反対討論といたします。

○議長（大石 巖君） 反対討論が終わりました。

賛成討論はありますか。

12番、蒔田昌代君。

〔12番 蒔田昌代君登壇〕

○12番（蒔田昌代君） 12番、蒔田昌代です。

私は、第78号議案 令和5年度吉田町公共下水道事業会計補正予算（第2号）について、賛成の立場で意見を述べます。

本補正予算は、令和6年度に行う予定の川尻南部汚水幹線工事の施工期間の平準化を目的として、債務負担行為の認定に関するものであります。債務負担行為をすることで、事務的手続きを行い、来年4月から主工事に取りかかることが出来ます。

この債務負担行為の議会の議決要因としては、事項、期間及び限度額があり、事項として川尻南部汚水幹線工事、期間として令和6年度、限度額9,900万円が提示されており、要件は満たされております。

財源内訳のうち、特定財源、国庫支出金3,710万円、地方債6,190万円、その他ゼロ、一般財源ゼロとなっております。議会では、限度額9,900万円の算定根拠について説明を受け、工事の施工内容や工事箇所も示されております。

工事箇所においては、川尻南部汚水幹線工事（第4工区）、川尻南部汚水幹線工事（第5工区）、箇所を記載された地図が資料添付されており、工事箇所も明らかにされております。

吉田町は、公共下水道事業の全体計画920ヘクタールから379ヘクタールに変更し、開発行為は令和8年度までとしています。

過去3年間、この債務負担行為を活用し、施工期間の平準を図りながら、効率よく開発を進めてまいりました。また、水洗化率を上げ、下水道への接続を図りながら、計画を進めております。

今後もこの債務負担行為を活用し、債務負担行為期間の対象となる町全体、特に川尻地区浜田土地区画整理事業地区内にお住まいの町民の皆様の生活の向上のため、地域の発展のために、この事業は必要だと思っております。

令和8年度の計画終了まで、残り3年間となっております。この3年間の間に計画を実行され、町の発展のために寄与していただきたいと考えております。

以上をもって、私の賛成討論といたします。

○議長（大石 巖君） 賛成討論が終わりました。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これをもって討論を終結します。

採決に入ります。

この採決は、起立によって行います。表決において起立しない方については、反対とみなします。

それでは、採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（大石 巖君） 起立多数です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第81号の討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第4、第81号議案 令和5年度吉田町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

これから第81号議案についての討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これで、一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算に関する議案の審議が終わりました。

これから、その他の議案の審議に入ります。

◎議案第68号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第5、第68号議案 吉田町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑につきましては、数値や説明を受けた内容などについて、確認の質問とならないようお願いいたします。また、簡潔明瞭に、審議する議題に関すること以外の質疑まで至らないよう、御協力お願いいたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第6、第69号議案 吉田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いいたします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第7、第70号議案 吉田町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今回の条例改正によって、町民税均等割の中で今まで徴収していた復興特別税が廃止され、令和6年度からは森林環境税が徴収されることとなります。

先日行われました全員協議会において、町民税均等割の金額は条例改正後も5,400円のままでありますけれども、その徴収内容に関しては、従来の町民税と県民税の2層構造から、町民税、県民税、そして国税の3層構成になるというお話でありました。

そうしますと、吉田町の町民税は、従来の復興特別税として徴収していた分が減収になるということによろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

議員のおっしゃるとおりでございます。

これまで、復興特別税の町の分が500円、県の分が500円の合わせて1,000円が本年度をもって終了しまして、令和6年度からは国税として森林環境税1,000円が開始されるため、町の分の復興特別税500円分が減収ということになります。3,500円であったものが3,000円になるということでございます。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 今、説明がありましたけれども、復興特別税1,000円のうち、町民税としては500円、年度で計算しますと、年間約750万円ぐらいが今まで集まっていたということですが、現在の復興特別税として徴収した町民税約750万円は、どのような流れで、どういうものに使われていたということなんでしょうか。

○議長（大石 巖君） 税務課長、中村真也君。

○税務課長（中村真也君） 税務課でございます。

1人当たりの個人の町民税均等割3,500円ですけれども、これに含まれます復興特別税500円につきましては、これを町民税分、それから復興特別税分というふうに区分して管理しておりませんので、町の一般財源の一部として、災害に強く安全・安心に暮らせる町づくりのために防災・減災事業に充てられております。

以上です。

○議長（大石 巖君） 7番、平野 積君。

○7番（平野 積君） 財政管理課にお伺いします。

町民税として集めていたものがなくなる。そういうことによって、懸念は、防災とか減災に対して影響があるのではないかということ、金額としてはそう大きな額ではないんですけども、防災の観点で、減収というものがどのような影響を与え、令和6年度から、どのような対策を取ろうというふうにお考えでしょうか。

○議長（大石 巖君） 財政管理課長、八木邦広君。

○財政管理課長（八木邦広君） 財政管理課でございます。

町といたしましては、防災・減災事業に充て得る財源が減るという部分については、痛いところがございますが、町としては、必要な防災・減災事業、これにつきましては、それにかかわらず、しっかりと対応していきたいということで考えております。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第8、第71号議案 吉田町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第9、第72号議案 吉田町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

第72号議案、印鑑条例一部改正、幾つか質疑させていただきます。

6月に続く条例の一部改正です。マイナンバーカードによる各種証明書のコンビニ取得、今現在、実施されております。今回の改正によって、マイナンバーカードをスマホを持っている町民が享受できるまずメリットについて、前提として伺いたいです。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

町民が享受できるメリットにつきましては、今回の改正によりまして、マイナンバーカードを持ち歩くことに不安を持っている方にとりましては、改正により、マイナンバーカードをスマートフォンに読み込むことで、マイナンバーカードを持ち歩くことなく、コンビニでの証明書の交付が可能となることが挙げられます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

印鑑条例の一部改正のみなのですが、実際は今、マイナンバーカードを使ってコンビニ取得は、ほかにも住民票ですとか戸籍、こうしたものも取得できるんですが、印鑑条例のみの、吉田町においては、この整備のみでいいのかという疑問があります。そこの部分について説明をいただきたいです。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

今回の改正は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴いまして、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載することが可能となったため、印鑑証明書を含む住民票など、その他各種証明書のコンビニ交付におきまして、スマートフ

ンの利用を追加するに当たりまして、印鑑証明書について、吉田町の印鑑条例を改正するものでございます。

なお、住民票や戸籍謄本等につきましては、町の条例ではなく、それぞれの法律で定められているものでございますので、今回は町の条例で規定しております吉田町印鑑条例を改正するものでございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

吉田町では印鑑条例の整備のみで、ほかは法律のほうでという理解でございます。

公布日が施行日とイコールになっております。今回の条件を満たす対象者が、吉田町のコンビニで実際にこうしたものを利用できる、その見通しについて伺います。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

当初、国からの通知では、コンビニでの交付サービスの開始は年内にスタートするとありましたので、これに間に合うように12月議会のほうに上程させていただきました。

最近、国から来ました情報によりますと、東京都内店舗のローソンとファミリーマートにおきましては、12月20日からサービスの利用が開始されます。また、全国の店舗におきましては、1月22日からの利用が開始される予定でおります。その他のコンビニの情報につきましては、今のところ入ってきておりませんが、情報が来次第、まずはLINEやホームページ等によりましてお知らせをしていく予定でおります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

今のお話は、私も情報としては聞いているんですが、吉田町としては、いつ頃からそういうものが利用できるようにというのは、もちろん国からの通達とか、仕組みの整備とかがあるんですが、そこに関しての見解はいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 吉田町民の方が12月20日に、例えば東京都内のほうのコンビニに行ってサービスのほうを利用していただければ、年内からの利用開始なんですけれども、今のところ、国からの情報は入っておりませんので、町内のコンビニにおきましては、ローソンとファミリーマートにおきましては、1月22日から利用が開始される予定でおります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 地方自治体に関しては、そこを目指しているが、すぐできないんじゃないかという理解ではあります。

今、町内のマイナンバーの申請とか保持が、8割に迫るといえるか、8割を超えているみたいなお話を伺っております。ただ、この条例整備でできるものが、今、アンドロイドと呼ばれるOSを用いた携帯、アンドロイド携帯ですね、これが、日本国内はちょっと独特のシェアで3割ぐらいしかなくて、iPhone、iOSですね、こちらが日本国内のシェア7割だそうなんです。8割の町民のうちの約3割の方しか利用できない。

そしてまた、先ほどおっしゃられたように、コンビニもセブンイレブンですとかミニストップ、町内にあるものですね、そこではまだ利用の見通しが立っていないというところがございます。

これ、例えば、いつから利用可能になったとか、こんなふうに登録してこうやって使ってくださいというような、恐らくそういう広報に努めていただけたらと思うんですが、こうした情報も、町のホームページや広報紙に随時、タイムリーに載らせていただきたいと思いますと思うんですが、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

議員がおっしゃいますように、日本ではアンドロイド搭載のスマホより、iPhoneの方のほうが多いと推察しております。しかしながら、今回の改正では、国においてiPhoneは、現在対応できない状況でございますので、現時点ではアンドロイド搭載のスマートフォンのみの対応となるものでございます。

iPhoneにつきましても、国もできるだけ早く対応すると言っておりますので、今後、iPhoneのほうを利用のほうが可能となった際には、町のLINEやホームページ、あと1月の広報のほうにも掲載を予定しておりますので、いち早くお知らせができるようにやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 3番、盛です。

もう少しだけ伺います。

6月の条例改正で、コンビニでマイナンバーを使って証明書が取れるようになったよと、併せて手数料条例の改正等もあって、ぜひそっちで利用してくださいという方向性だと思います。

秋口、9月だと記憶していますが、役場前の自動交付機は撤去いたしましたよね。気になることが、今年の特に夏から秋にかけて、ここ数か月の、窓口のほうに直接町民カードを持って行って、印鑑証明に関しては、取るのが増えたりしていないかということなんです。窓口が混雑したり、あるいは職員さんの対応が結構時間がかかってしまう。そのような混雑の状況に関して、今どうなっているか、お答え願います。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

マイナンバーカードの交付率が増えたこと、あと9月末での自動交付機の廃止、10月からのコンビニ交付サービスの手数料の100円の減額等によりまして、役場窓口の証明書の混雑状況につきましては、印鑑証明書に関しましてでございますが、9月から11月の3か月を見ますと、窓口の交付件数は9月が407件、10月320件、11月が396件と、少しですが、窓口のほうの件数は減っております。

一方、コンビニでの交付件数につきましては、9月が80件、10月が200件、11月191件で、2倍以上増えている状況でございます。引き続き、コンビニでの交付サービスのほうの周知をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 3番、盛 純一郎君。

○3番（盛 純一郎君） 最後にします。

今のお話を聞いていますと、杞憂なのかなとは思いました。

だんだん窓口での取得がコンビニにスライドしていている。今回これが、先ほど申し上げたように、どこのコンビニでも、それから、どの携帯でも登録が簡単で利用できるようなになれば、窓口での申請、窓口には提出はあるでしょうけれども、申請するという作業は、恐らくだんだん減っていくとは思いますが。

最終的には、今の自治体DXとかの関係で、スマホに登録しておいて、マイナンバーと、コンビニで取るという形から、役場で直接取るときも、マイナンバーを搭載したスマホで、そこでできてしまうというような方向になっていくかと思いますが、吉田町ではまだ窓口取得の際には、印鑑証明に関しては吉田町民カードが必要という状態でございます。

こうしたものがスマホを利用した形での変更が変わっていく、この想定時期ですとか方向性とかに関して、見解を最後伺います。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

昨年度、町で吉田町DX推進計画を策定しました。現在、窓口業務を含めた行政手続のオンライン化につきまして、専門部会を設置し、検討を進めているところでございます。

市町によっては、庁舎内にコンビニと同じ多機能端末機を設置しまして、コンビニ同様に証明書の交付ができる市町もございますが、利用できる日時につきましては役場の開庁時間という制限もあり、また、多機能端末機を設置するコスト等につきましては、多額の経費がかかると見込んでおります。

今後、コンビニ交付や窓口での交付状況の推移を把握しながら、費用対効果も含めまして、行政手続のオンライン化につきましては、検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 山内です。

今お聞きしたとおり、印鑑証明の取得は3つの方法ですね。

それで、一番問題視をしたのは、先ほどもありましたけれども、マイナンバーの取得率は、昨日伺ったところ83.02%と。ただ、それが交付して、それを使えるような交付率に関しては、76%ということで間違いないですか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

マイナンバーカードの交付率につきましては、今議員がおっしゃいますように、12月3日現在83.02%でございます。こちらの交付率の中には、死亡とか自主返納の分も含まれておりますので、実際それらを除いた、保有率といいますけれども、保有率につきましては、10月末現在の数字になりますけれども、76.7%となっております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） ここで私が問題視したのは、76%、要するに24%の人たちは、今の選

択肢は窓口でしかない。そうすると、マイナンバーが今、国の中でいざこざやって、ちょっと不手際起こしましたね。それを考えていくと、これからマイナンバーの登録がどーんと増えるとは、ちょっと考えられない。

当然、国に対して抗議をしていただきたいと思うんですけども、この間を見ると、4人に1人は窓口でしか取れないという計算ですよ、76%ですね。窓口だけは取得できると。

そうすると、今、日本での休日、夜間はもちろん取れませんけれども、休日とか、恐らく休日、3分の1から4分の1になっていますよね。それで、吉田町は日曜開庁をやっていると思いますので、その対象は、半分くらいには対象者になると、非常に有意義なことだと思うんですけども、ただ、取れない人たちに対して、町で何か対処をせないかんとは思うんですけども、その対処というのは考えていますか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

マイナンバーカードを持っていない方が二十何%、町民の中にいらっしゃるということで、年代別にまだマイナンバーカードを持っていない年齢のほうを見ますと、90代からの方が、人口に対して50%近くがマイナンバーカードを持っていない状況でございます。その次に多いのは、20代の方、20歳から29歳の方が、マイナンバーカード未所持の率が高くなっております。

この方たちにもマイナンバーカードを取得するように、町といたしましても、引き続きマイナンバー制度の説明や機能について、今後、保険証等の一体化も言われておりますので、引き続きマイナンバーカードの取得につきましては、周知を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） 私の建築の世界でいくと、これから空き家であるとか、そのときに資産の売買、必ず印鑑証明が必要になりますよね。そして、その集中するのって、意外とお盆休みであるとか、正月休みであるとか、みんなが集まるときに、地域に集まって、家族が集まって、どうするかを処分の決定をする。そのときに一番必要になってくるのが、一番休んでいる時期ですよ。ということは、その時期の対処はしなきゃいかんと。

それで、もう一つは、吉田町で自動交付機を撤去しましたよね。こんな状態になるとは、多分予測はしていなかったと思うんですけども、自動交付機を本当は残っていたほうがよかったんですけども、ちょっと内容は伺ったんですけども、どうしても自動交付機を撤去しなきゃならなかった事由、予算がかかり過ぎるとか、そういう中で、事由というのはあったんですか。

理由を言いますね。もう一回、このためにできませんか。

○議長（大石 巖君） 山内議員、この件については、予算の中で議論をしまして、今回の議案については、マイナンバーカードを電子証明書ということで、幅を広げるということの条例の改正ですので、その範囲内で質問をお願いしたいと思います。

8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） だから、それによって困る人たちが出てきたときに、どう対処しますかという話でしょう。その人たちは関係ないよという話ですね。そういうことですね。

それは町としては、優しい行政やるとしては必要になりますので、私としてはそれは、明らかにその中に含まれることであると思っていますので、すみません、そういう形にします。

そういう形での自動交付機の復活というのは、当然できないわけですよ。そこには、そういう理由ってやはり、大きな理由、維持費の問題とかちよつと聞きましたけれども、そういうものを納得する理由があれば、私もこんな質問しませんけれども、それはどうなんですか。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

今、議員のほうから御質問いただきまして、自動交付機ということで、その単体を捉えられておりますけれども、自動交付機につきましては、時間帯、これまで9時までというようなことでやっていたわけですが、そこに代わるものがコンビニエンスストアでの交付ということになるかと思えます。

なおかつ時間帯も、もっと遅い時間帯までになっておりますので、自動交付機を設置ということではなくて、そちらのコンビニでも十分できますので、そこは、あとは予算上の関係、経費の関係も含めた中で、コンビニ交付を進めていこうということを行っております。

一つ、先ほど議員が言われた中で、一番やはりケアをしなければならない方というのは、私たちは高齢者の方とか、そうしたカードを使えない方々だと思っています。そうした中で、当町におきましては、先ほど議員もおっしゃっていただきましたが、日曜開庁を実施をし、さらに窓口も通常どおり行っておりますので、そうしたところでケアをしながら、住民サービスを電子化のほうは進めながらも、高齢者とかそうした方々の対応というのも併せて、今行っているという状況でございますので、他市町と比べても住民サービスというのが、交付に関しましては、高い中で維持をしているというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 8番、山内 均君。

○8番（山内 均君） これ以上言いませんけれども、条例の制定というのは、利便性の向上であるとか住民の福祉の向上のためにやるわけでしょう。そうすると、そういうものは関係ないよと言われちゃうと、非常に私としては、それが一番大事なものだと思って質問させていただきましたので、その辺は理解をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 9番、増田です。

2項の下から3行目のところら辺なんですけど、括弧書きの中、公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限るという中で、1台につき一つという意味をこれには含んでいるんでしょうか。それとも、このアプリには何人か分のものが登録できて、要は代理での証明書を申請するについて、そういうことが利用できるのかというところでお尋ねします。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

こちらにつきましては、一つのスマートフォンに1人までの登録となっております。
以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） そうしますと、代理でというときには、家族で高齢の親がいて、代わりに行きたいよ、その方は、親は持っていないよ、そうすると、わざわざ役場まで来ないかんのかという話になってきて、それが、法的にそういうシステムになっちゃっているよといったら、これしようがないんだけど、そういったことというのは考慮に入っていたんでしょうかね。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

印鑑登録につきましては、自分の印鑑であることを証明できるものになります。そういった制度に基づいて印鑑を登録するものになりますので、確かに議員がおっしゃいますように、高齢の親の分、マイナポイントのときとかは、両親の分を自分のスマートフォンのほうからポイントのほうの申請ができるということを聞いておりますが、今回のものにつきましては、そこについては、一つの携帯に1人までとなっている状況でございます。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） ということは、本当に代理申請はできないと。仮に親なりがスマホを持っていて、それで登録してあれば、それを持って行ってやることはできるということになりますか。それとも、そのとき、本人証明できないわけですよね、仮に持っていったとき。そうすると、それはできないということではよろしいのでしょうか。

マイナンバーカードと、要は証明ができない、本人確認できないということになると、それはできないということではよろしいでしょうか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

スマートフォンのほうに、マイナンバーカードを交付するときに、暗証番号というものを皆さん、設定をしていただいておりますので、その暗証番号を利用していただければ、交付のほうは吉田町民カードを使ってはできる、交付のほうはできると考えております。

以上でございます。

すみません、窓口では委任状がなくても、親の代理で印鑑証明は、もともとが従来どおり取れますので、そちらを利用するの申請になると思います。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） 論点違うと思います。

それは分かります、役場に来ればできるのは分かっている、仮にこういう制度ができて、端末にアプリが入っていますよ、1人一つずつ入っていますよ、家族の分を、わざわざ役場来るの大変だから行ってきてやるよと、息子が親の分を取りに。そうしたときに、それができちゃうんでしょという話をしている、そうすると、そのときの証明というのがちゃんとされるのか。

要は、拾ったというか、犯罪のほうに関わることで、そういった防止策というのが、この条例の中にうたわれてくるのかということをお聞きしています。

○議長（大石 巖君） 理事、谷澤智秀君。

○理事（谷澤智秀君） 理事、谷澤です。

ただいま、印鑑登録の関係で、家族の方が代理でということができないかということですが、けれども、まずここ、二つに分けることが必要かと思えます。

一つは、カードは個人1枚ということで、そこについては暗証番号ということで、まずそこにセキュリティー、一つがかかっています。それを家族に依頼をするかどうかというところですね、そこは、いわゆる委任的な話になってくるかと思えますが、そうすれば、暗証番号さえ分かれば、発行というのは可能というふうには通常なるかと思えます。

ただ、そこには、やはり当事者間の同意というところもあります。暗証番号というのが非常に大事なものになりますので、そこが一つのセキュリティーのところになってくると思えます。

ですので、先ほど、他人のものを誰かが行ったといたら、暗証番号さえそこはしっかり、暗証番号を教えない、いわゆる他人、当然ですけれども、そうしたことで、これは銀行のカードと全く同様だと思っています。キャッシュカードで暗証番号等ありますが、それと同様の形になるかと思えますので、一つは、発行できるかできないかと思ったら、できると思えます。暗証番号さえあればできるということになります。

ただし、そこには、やはり秘密保持といえますか、御本人さんの意思というものは当然必要になってくるかと思えますので、そうしたことで、まず厳重に管理をしていただきたいというのが一つ、町のほうとしては、暗証番号のところをしっかりと、各個人がそこを保持していただきたいというところがあります。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） 9番、増田剛士君。

○9番（増田剛士君） じゃ、アプリを使ったときも、暗証番号がないと、それはできないということよろしいんですね。

今ここ、2通り入っているんですよ。個人番号カードでやるときと、新しいので、アプリですね、要はアプリでやるとき。アプリは前もって入れなきゃいけない、スマホのほうに。マイナンバーカードの情報もそれに入るわけですよ。そのときには多分、暗証番号で入れなきゃいけないと思うんですけれども、じゃ申請、コンビニ等でアプリでやるときも、暗証番号が必要ということよろしいんですか。

○議長（大石 巖君） 町民課長、伊藤美絵君。

○町民課長（伊藤美絵君） 町民課でございます。

詳細につきましては、国からまだ細かいことが示されてはいませんが、今入っている情報によりますと、アプリによっても暗証番号のほうは必要ということで聞いております。

以上でございます。

○議長（大石 巖君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） これで質疑を終結します。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第10、第73号議案 吉田町職員の給与に関する条例及び吉田町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第11、第74号議案 特別職の職員で常勤のものの給料等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、表決

- 議長（大石 巖君） 日程第12、第75号議案 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。
反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。
採決に入ります。
お諮りします。
本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第79号の質疑、討論、表決

- 議長（大石 巖君） 日程第13、第79号議案 静岡県市町総合事務組合規約の一部を変更する規約についてを議題とします。
これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 討論なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第80号の質疑、討論、表決

○議長（大石 巖君） 日程第14、第80号議案 吉田町固定資産評価審査委員会の委員の選任について同意を求めることについてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

発言は許可の後、登壇して行うようお願いします。

反対討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） なしと認めます。

採決に入ります。

お諮りします。

本案は、同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は同意することに決定いたします。

◎静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙

○議長（大石 巖君） 日程第15、静岡県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

静岡県後期高齢者医療広域連合議会につきましては、広域連合規約第7条の規定により、

市長から6人、町長から4人、市議会議員から6人、町議会議員から4人をそれぞれ選出して、計20人をもって組織することとされています。

このたび、町議会議員から選出すべき議員のうち2人が欠員となり、その補充のため候補者を募ったところ、町議会議員区分において選挙すべき定数を超えましたので、投票による選挙が行われるものです。

この選挙は、広域連合規約第8条の規定により、全ての町議会における得票総数により当選人を決定することになりますので、吉田町議会会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人への告知は行えません。

そこで、お諮りいたします。

選挙結果については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定にかかわらず、有効投票のうち候補者の得票数までを広域連合に報告することに決定をいたします。

選挙は投票で行います。

議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○議長（大石 巖君） ただいまの出席議員数は13名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によりまして、立会人は3番、盛 純一郎君、4番、楠元由美子君を指名をいたします。

候補者指名表及び投票用紙をお配りします。

〔候補者指名表、投票用紙配付〕

○議長（大石 巖君） 候補者指名表及び投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

3番、盛 純一郎君、4番、楠元由美子君、点検をお願いいたします。

〔投票箱点検〕

○議長（大石 巖君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

投票は単記無記名です。1人の候補者名をフルネームで記載してください。

1番議員から順番に投票をお願いします。

〔投票〕

○議長（大石 巖君） 投票漏れはありませんね。

〔「なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

3番、盛 純一郎君、4番、楠元由美子君、開票の立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○議長（大石 巖君） 選挙の結果を報告いたします。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票、有効投票のうち、遠藤 豪君5票、遠藤嘉規君6票、西田 彰君2票、以上のとおりです。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場閉鎖〕

◎議員派遣について

○議長（大石 巖君） 日程第16、議員派遣についてを議題とします。

吉田町議会会議規則第123条第1項の規定によりまして、議員派遣については、お手元に配付した議員派遣の件のとおり、現時点で期日等が確定している行事について派遣したいと思っております。

お諮りします。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

議員派遣については、お手元に配付してあります議員派遣の件のとおり派遣することに決定いたします。

◎議会閉会中の継続調査について

○議長（大石 巖君） 日程第17、議会閉会中の継続調査についてを議題とします。

総務文教常任委員会委員長から所管事務調査について、産業建設常任委員会委員長から所管事務調査について、議会運営委員会委員長から所掌事務調査について、それぞれ会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付しましたとおり、議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（大石 巖君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、議会閉会中の継続調査とすることに決定いたします。

◎町長挨拶

○議長（大石 巖君） 以上で、令和5年第4回吉田町議会定例会の全ての日程が終了いたしました。

閉会に当たりまして、町長から御挨拶を頂きます。

町長、田村典彦君。

〔町長 田村典彦君登壇〕

○町長（田村典彦君） 御苦労さまでございました。

どうぞ議員の皆様におかれましては、よき年をお迎えください。

○議長（大石 巖君） ありがとうございました。

◎議長挨拶

○議長（大石 巖君） 本日ここに令和5年第4回吉田町議会定例会を閉会するに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

本定例会は、12月1日以来、15日間にわたりまして諸議案の審議をいただきました。

本日ここに全ての議事が終了し、閉会の運びとなりました。これも議員各位の終始極めて真剣な御審議によるものと、心から厚くお礼を申し上げます。

また、閉会中の各委員会活動をはじめ、何かと御多忙のことと存じますが、今後も町政の積極的な推進に御尽力を賜りますようお願いを申し上げます。

いよいよ厳寒に向かいます折から、皆様方にはくれぐれも御自愛くださいませ、御多幸な新年を迎えられますようお祈りをいたしまして、閉会の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○議長（大石 巖君） 以上をもちまして、令和5年第4回吉田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時10分